

(第一類 第三号)

第九十四回国会 法務委員会

(三一六)

昭和五十六年五月八日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 高鳥 修君

理事 青木 正久君

理事 山崎武三郎君

理事 横山 利秋君

理事 岡田 正彦君

理事 森 清君

理事 安藤 巍君

田中伊三次君

上村千一郎君

太田 誠一君

中川 秀直君

小林 進君

百郎君

奥野 誠亮君

佐野 祐吉君

笠 榮一君

中島 一郎君

大鷹 弘君

法務政務次官

法務大臣官房長官

法務省民事局長官

法務省入国管理局長官

内閣総理大臣官房參事官

法務省民事局參事官

大蔵省証券局企事業官

財務課長官

國稅廳長官官房

總務課長官

國稅廳直税部法課長官

國稅廳調査審査部課長官

谷 始君

政課長 田中 晓君

自治省行政局行 政部政治資金課 長 緒方信一郎君

法務委員会調査室長 清水 達雄君

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入
国管理令その他関係法律の整備に関する法律
案〔本号末尾に掲載〕

五月七日 日本永住の外国人に対し国民年金法適用に関する陳情書(大牟田市議会議長境道)(第三七号)

在日韓国人及び朝鮮人に對し国民年金法適用に関する陳情書外二件(東京都文京区議会議長北原千秋外二名)(第三八号)は去る二月二日社会労働委員会に参考送付されたが、これを本委員会に送付替えされた。

本日の会議に付した案件

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入
国管理令その他関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出第七二号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五
九号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整理等に関する法律案(内閣提出第六九
号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六九
号)

号)

○高鳥委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、難民の地位に関する条約等への加入
に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する
法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨の説明を聴取いたします。

法務大臣 奥野法務大臣

(一) 難民の認定を受けようとする者は、入国後原則として六十日以内にその申請をしなければならないこと。

(二) 法務大臣が難民であると認定したときは、難民認定證明書を交付すること。

そのために、出入国管理令の一部を改正して、

難民の認定を受けようとする者は、入国後原則として六十日以内にその申請をしなければならないこと。

たときは、その認定を取り消すこと。

(四) 難民と認定されなかつたとき及び難民と認定された後これを取り消されたときは、法務大臣に異議を申し出ることができること。

(五) 難民の認定を受けている者に対する難民旅行証明書の交付、永住許可要件の一部緩和及び退去強制手続における法務大臣の裁決の特例について定めること。

内閣提出、難民に該当すると思料される者について簡易な手続で上陸を許可することができるよう、一時庇護のための上陸の許可の制度を新設すること。

由 被送還者が人種、宗教、政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれのある国へは原則として送還しないこと。

などの規定を設けることとした次第であります。

次に、社会保障の面におきましては、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の一部を改正して、これらの法律における国籍要件を撤廃することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何ぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高鳥委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○高鳥委員長 内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○高鳥委員長 まず、会計監査人の解任及び選任について、法律案の内容をだしたいと思います。

○横山委員長 この株式会社の監査等に関する商法の特例について、法律の第六条で「会計監査人は、何時でも、

株主総会の決議をもつて解任することができます。会計監査人の独立と第一項に記されております。会計監査人の独立

性並びに社会的責任等を考えますと、その身分がかなり確定していなければ、会社が会計監査人の解任を自由にできるということを言うことについては若干の抵抗を受けるわけですが、この

第六条で「何時でも」ということを特に入れなければならぬ理由は何でありますか。「何時でも」がなくても「株主総会の決議をもつて解任することができる。」ということであつてしかるべきではないか。「何時でも」という意味が臨時株主総会ということだとしても、これは何とも「何時でも」が入らなくていいのではないか。

「何時でも」ということがいかなる理由でも全くオールマイティーに解任できるというような、法律がそういう印象を与えてることについていかがであります。

○中島（一）政府委員 会計監査人の地位につきましては、その本質は委任あるいは準委任であるといふように理解をしておるわけでありまして、したがいまして、委任についての大原則であります民法六百五十一條の規定に、「委任ハ各当事者ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得」というのがあります。それから出発をいたしまして、商法におきましても、取締役につきまして、商法二百五十七條であります、「取締役ハ何時ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得」ということになります。そこで、会計監査人につきましても、これに合わせて「何時でも、株主総会の決議をもつて解任することができる。」という制度になつておるわけでございます。

○横山委員 民法や商法を引用なさつてもいいんですかけれども、しかし、少なくとも当事者間において委任契約が行われてゐる。そして契約があつて双方が責任を負う。その双方の責任を負う者を一方的に「何時でも」——「何時でも」という意味が一体法律的にどんな意味を持つておるか私にはよくわからないのですが、「何時でも」という意味がどんな理由であろうと、こちらの一方的な解任で済むのだ、おまえが文句を言う筋合いはない、こういう意味なんですか。

○中島（一）政府委員 法律的にと申しますとか、理論的に申しますならば、おっしゃるとおりであらうと考えております。

○横山委員 それならば、第二項で、「解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対しこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。」とあります。「正当な理由がある場合を除き、」ここに言う賠償請求権、勝手に首を切られた。けしからぬ。いや正当な理由があつたから首を切つたのだ。いや正当な理由がないにかかわらず首を切つたのだから損害賠償を請求するという第二項のくだりは、何のためにここに存在するのであります。少なくともあなたの解釈をもつてすれば、いつでも首を切れるけれども、それは正当な理由があるときと、正当な理由がないときと二つに分かれる。首は切れるのだけれども、正当な理由がないときに首を切つた場合には、公認会計士、監査人に對して賠償請求権を認める、こういう論理になるわけですか。

○中島(一)政府委員 委任におきましては、当相者間の信頼関係が基本になつておりますので、解約の事由、解除の事由といふものを非常に緩やかに解しておるというのが基本的な考え方でござります。そこで、民法におきましても先ほど申しましたような規定があるわけがありますけれども、しかし、さりとて、いついかなるときでも解除することができるということになりますと、相手方の保護に欠ける場合があるということから、六百五十五条の第二項におきまして、「当相者ノ一方カ相手方ノ為メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス。」という規定を置きました。解除された側の当事者の保護をも図つておる次第であります。

会計監査人につきましては、ただいま申しまして六百五十五条の二項よりもさらに損害賠償の要件を緩めまして、解任について正当な事由がある場合を除いて、会社に對してこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。民法の原則では「相手方ノ為メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ」というかなり厳しい要件になつておりますが、特例法の場合は、正当な理由がある場合を除いて、会計監査人に損害賠償請求権を

○横山委員 そうしますと、整理しますと、「何時でも、」という言葉に私はこだわるのでありますけれども、とにかく株主総会の決議があれば自由に解任できる。しかし、その自由ということは、正当な理由がある場合とない場合と両方に論理的には分けられる。自由に解任できるけれども、正当な理由がない場合においては、会計監査人の保護を図って賠償請求をすることができる、こういうことですね。それでよろしいか。

○中島(一)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○横山委員 それでは、一体六条の二項と言ふところの「正当な理由」というのはどういう理由でござりますか。また、「これによつて生じた損害」というのはどういうことが想定されるわけですか。

○中島(一)政府委員 一般的に申しますならば、解任による不利益を会計監査人に帰せしめてやらやむを得ないと考えられる事由ということになるであろうと思います。後ほど出てまいります六条の二に列挙してありますような事由はもちろん含まれるかと思ひますけれども、それにとどまらないで、さらに範囲の広いものがあろうかと考えております。

それから、損害の内容でございますけれども、これは会計監査人がこちらの会計監査人に罷任をされましたために他の会計監査の機会を失つたというようなことによる損害ということにならうかと思います。

○横山委員 いまのお話によれば、正当な理由は六条の二を含んでほかにもある、こういうお詫びでございます。そうすると、少なくとも株主総会が会計監査人を解任するときには、おまえ気に食わぬからどんな理由であつてもよろしい、しかし、六条の二によって監査役の全員の同意を得て解任をするときには、この六条の二の一、二、三でな

ければならない、こういうことでござりますね。一体、監査役全員の場合には限制し、株主総会においては鼻が曲がつておるからいかぬという理由でも首切れるというふうに分けた理由は何でありますか。

○中島（一）政府委員 改正法案によりますと、会計監査人の選任は株主総会の決議、こういうことになつております。したがいまして、その解任ということになりますと、株主総会であれば理由の有無を問わないとことになるわけであります。ただ、会計監査人の解任はすべて株主総会の決議によらなければならぬということにいたしますと、株主総会が一年に一回しか開かれていないので多い現状におきましては、機動性に欠けると申しましようか、会計監査人に非常にふさわしくない状況が発生したにもかかわらず、その解任のためにわざわざ株主総会を開かなければならぬということでは適宜な処置がとりがたいということもありますので、六条の二の一、二、三に列举いたしましたような会計監査人としては解任にかかるべきというような典型的な場合につきましては、監査役全員の同意をもつて解任することができるという便宜と申しましようか、簡易な方法を認めたわけでございます。

○横山委員 六条の二の一、二、三のうちの一はわかる。三もわからないわけではない。しかし、二の「会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき」ということはどういうことが想定されるのでありますか。たとえば会計監査人としての職務執行上どうもある取締役に癒着しておるとか、それから収賄をしたとか、そういう場合はむしろ一に該当すると思われるわけであります。ここに言う二は私生活、交通事故をやつた、あるいは過つて人を殺した、あるいは酒を飲んでいつもぐたぐたしておるというような私行上の問題を言わんとしておるのでありますか。

○中島（一）政府委員 私行上のと申しましようか、職務外の非行を含むかどうかにつきましては私どもも考えておりますけれども、現在のところ

○横山委員 それはいささか問題が生ずるのであります。
は、それは含まないという考え方方が強いわけでござります。やはり「会計監査人たるにふさわしくない非行」ということでありますので、公認会計士としての非行、当該会社における行為ではございませんでも、他の会社における会計監査人としての行為あるいは公認会計士としての行為といふようなものがこれに当たるのではないかと考えております。

ことなのでしょうかね。通常的、常識的に言うべきもの、あるいは社会的な常識、行為、そういうものにもとるというところに非行という言葉があると思います。よその会社で業務上間違いを起こしたといういま例示されるようなことで、だかならおれの会社でもやるかもしれないというので首を切つてしまえということはいかがなものでありましようかね。

が六条の二の第一号に当たるかと思います。それから第三号といたしまして「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」、こうしたことでございまして、國家公務員の場合には「國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」ということで非行をしほっております。六条の二の二号は、「会計監査人たるにふさわしくない非行」ということで非行を限定したというふうに申し上げておきたいと思います。

で監査をするというものであることは私ども認められておりますが、そういう人間にふさわしくない非行というのは、会計監査人に対しても過重な責任を課しているのではないか、そう思われてならないのです。どうしてもこれを存置しなければならないとするならば、改めてあなたはここで乱用されではならないという限定的な解釈を明白にされるべきだと思いますが、どうですか。

ないかと思うのですよ。少なくとも被監査会社との関係上会計監査人たるにふさわしくないといふことが認められるならばいざ知らず、交通事故を起こしたとかいう私行上の問題あるいはほかの会社で何か問題があつたから、おまえはいかぬからおれのところの監査人としても首切るというようなことになるとするならば、これはきわめて問題が生ずるおそれがある。なぜこの第二号がここに存在しなければならぬのであるかという点については積極的必要性がないのではないかと思いますが、どうですか。

○中島(一)政府委員 一号におきましては、現事に職務義務の違反があり、あるいは職務の懈怠があつたという事実に基づいて会計監査人として不適格ということになるわけであります。おきましては、その会社でなくとも会計監査人としてふさわしくない非行があつたという場合には、その会社についても会計監査人としての不適格な行為が起こるおそれがあるというわけであります。

たとえば税理士を例にとってみましょう。あるいは弁護士を例にとってみましょう。ほかにそういう職種を例にとってみましても、一つの会社で問題を起こしたからといって、ほかの会社がみんな首を切つてしまえ、契約を解除してしまえといふようなことをやつたら、これは余りにも処分が厳しく過ぎるのではないか。しかも、そういうよそいの会社で起こした問題は一体非行と言えるのだろうか。よその会社で職務上の義務に違反し、よそいの会社で職務を懈怠したということとならまだこれも私の理論から言うとおかしいと思うのですが、非行という意味は、広辞苑でも引いてみなればわかりませんけれども、人間としてあるべきならざる行為、常識的におかしな行為、社会概念上で大変適当でない行為、そういう人間的な問題を非行と言ふのじゃないでしょうか。一体、何が非行だとお考えになりますか。

○横山委員　國家公務員と会計監査人は同列に並ぶべきだ、とおもふ。国家公務員でも、最近になっては業務上以外のいわゆる非行については、交通事故を起こしたとかなんとかということなどありますけれども、それは刑法犯に問われる訴をされれば休職になるということであります。が、國家公務員は全人格的に一応国民に対する奉仕者としての規範の枠の中にある。しかし、会計監査人は、その会社に対して会計監査をするという自分の業務のうちのごく一部、ある意味では専門家としての規範の枠の中にある。つまり、国家公務員と同じように、自分の業務の一部としてやっていることをこちらの方で、私行上あるいは他の関係で問題が起つたときに、その責任まで追及しようといふのはおかしいじゃありませんか。

この六条の二は、解釈のしようによつてはまちがついては広範な適用ができる。おまえさんは、うちの会社の監査とは全然関係ないけれども、よそで

ますから、問題は、私行は含まない、ということを先ほど申し上げたわけでありまして、会計監査人としての行為が果たしてよそで起つたことがこちらの会社でそれほど明らかであろうかといううとあります。しかし、公認会計士としての監督も受けておるわけでありますから、そういう監督権者から何らかの戒告その他の処分を受けたというようなことになりますれば、やはり号の「会計監査人たるにふさわしくない非行がある」とたとき、「当たると考へるわけでござります」とおっしゃるところが、横山委員一体、その非行というのはどういう

うことにならうかと思ひますけれども、ここで問題にいたしましたのは、会計監査人としての行為を問題にしたわけでございます。この条文を立案いたしましたときには、国家公務員法の八十二条という規定でございます。国家公務員法の八十二条におきましては、「職員の懲戒処分の規定でござりますが、「免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。」場合においては、命令に違反した場合、「二号は「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、これ

をつくってめかけ狂いをしているからしからぬとか、交通事故を起こしてひき逃げをしたからはしからぬとか、あるいはよその会社の監査報告書の大蔵省からしかられたのだけしからぬとか、そぞろにいう理屈が勝手につけられる要素を含んでいいと思うのです。含んでいないというのはあなたの解釈でしょう。会計監査人としてのありよう、普段の人間としてふさわしくないのじゃなくて、「今監査人たるにふさわしくない」というのは一生どういう意味か整理してみますと、会計監査人というのは社会的責任を持つておる、株主にかわらぬ

監査人の職務上の義務違背があり、あるいは職務上の懈怠があつたという場合であろうと考えます。二号の場合は、会計監査人としての職務と申しますが、それをよりは抽象的にと申しますと、一般的に考えて、その行為を評価するということであるうかと思うわけであります。その行為の内容そのものについては、一号の場合と二号の場合とではほぼ同じであろう、というように考えます。

○横山委員 そういたしますと、やはり非行といふ言葉は適切ではありませんね。この非行といふ

言葉は、いまあなたは純然たる非行は含まないといつしやる。純然たる非行に該当するような人間としての欠落条件あるいは交通事故のひき逃げ、そういうようなものを非行と言うとするならば、本来の職務に関しての非行があつた場合はいかぬというその非行というのは、六条の二の一に該当するような問題ではないか。そなだとすれば、これは非行じゃない。もう少し限定した書き方をしないと、気に入らぬ会計監査人は首を切りたいという気持ちが常に潜在的にあるといったいとこの六条の二は将来問題を生ずるおそそれがある、そういうことを強く指摘しなければなりません。

そこで、六条の二に「監査役の全員の同意」とあります。

専従、一人は非専従といたしますと、全員といつたて監査役はそんにたくさんおるわけじゃありませんから、最低限二人だといりますが、一人が反対、一人が賛成ということになる、そういう場合には監査役はどういたしますか。

○中島(一)政府委員 これは六条の二による解任はできませんので、それ以外の方を考へるといふことになります。

○横山委員 株主総会の決議といふのは、提案者は取締役会になるのか、どういうことになるのでありますか。

○中島(一)政府委員 議題の提案は第一次的には取締役でございます。しかしながら、監査役といつたましても、その議題を提案する請求権というものが認められております。

○横山委員 第三条は選任でありますから、第三条の一及び二項につきましては、現在ある会計監査人を新しく選任する——新しい選任じゃないのですから、おる者に対しても解任をせんならぬ。解任をせんならぬとすると、六条の二で監査

役の意見が一致しない場合は解任の提案者がないということになります。

○中島(一)政府委員 一人對一人に分かれました場合には、おつしやるようそのまま会計監査人としての地位にとどめておくより仕方がないといふことにならうかと思います。

○横山委員 よくわからないのですが、三条の会計監査人の選任を株主総会の目的とするところを請求することができる。ここに言う「目的」と会議の議題ということとどう違いますか。

○中島(一)政府委員 会議の目的にいたしましても議題にいたしましても、会計監査人選任の件といふことになるであろうと思われますので、同様に解して差し支えないと私は思います。

○横山委員 なぜ一体「会議の目的とする」ことを請求することができる。なぜ書くのですか。なぜそれを議題にいたしましても、同様とする。なぜそれができますか。

○中島(一)政府委員 これは商法の似たような他の場合における表現にならったものであるとかと思ふわけですが、たとえば商法の二百三十九条の三項において、「会議ノ目的」という表現を使つておるというこ

とによるものでござります。

○横山委員 三条の三項で「監査役は、その過半数の同意をもつて、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とする」ことを請求することができます。

○横山委員 三条の三項で「監査役は、その過半数の同意をもつて、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とする」ことができる。この場合には、取締役に、こ

の横山という人間を会計監査人として選任するようには、招集通知には会議の目的たる事項を記載する必要がある。この場合に、取締役はこのように規定してあるわけです。

○横山委員 三条の三項で「監査役は、その過半数の同意をもつて、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とする」ことを請求することができます。

○横山委員 「会議ノ目的」という意味でございまして、単に何々の件という抽象的な命題が掲げられるだけだということになります。

○中島(一)政府委員 三条の三項におきましては、たとえば先ほど局長が申し上げましたように、招集通知には会議の目的たる事項を記載することを要すというふうに規定してあるわけ

ではありません。たとえば三百四十二条に定款の第三条第一項に記載してあるとおり議題といふこと

「会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とする」ことを請求することができる。このことは、

これは議題としての会計監査人の選任ということになります。したがいまして、会計監査人選任の件についても、そのとおりでございます。具体的に何某を会計監査人として選任すべきであるという点についても、そのとおりでございます。

○中島(一)政府委員 一人對一人に分かれました場合には、おつしやるようそのまま会計監査人としての地位にとどめておくより仕方がないといふことになります。

○横山委員 私の言つていることがよくわかります。私は二つの疑問を持つておるのです。「会議の目的とする」ことを請求することができますか。

○横山委員 「継続的な報酬」はこれまでいろいろ問題、話題呼びそうな気がして、この種の

それから第二番目の、トンネルで、その点について取締役の判断は及ばないのかどうかという点についても、そのとおりでございます。これは株主提案権についても同じでございます。これは株主として選任すべきであるという点は、その次に提出を請求するということになります。

○横山委員 私は、監査役がわざか二人や三人くらいで果たしてその監査役が十分的確な調査、審議は重要な任務を負わせることは承知しておるわけではありませんが、監査役がわざか二人や三人くらいで、若干の運用上の疑問を持つておるわけですが、それはいいでしよう。

会計士協会とのやり合いの問題に発展するわけですが、いまおっしゃるような、たとえば税理士をやつておつてはいかぬということ、これは今度の基本的な物の考え方で当然ではございましょうけれども、そのほかに何かお考えのものがありますか。想像されることがありますか。

公認会計士としては、損害賠償を請求する以上は、自分は正当に仕事をやっておった、何ら会社に対して間違ったことはしていない、むしろ会社は自分が正当なことをしておったのを気に入らぬからやつたのであらう、それで改めて自分としても会社の内容についてこういうことを注意し、こ

私がいま言いましたように、こういう請求権を特定してここに明記をした以上は、これが必ず発展をする、いつかは損害賠償の請求権問題が発展する。しかし、その損害賠償請求権はどういう条件のもとなら、どういうことが適當な要求金額の件になるわけです。

防的な規定としての効果を期待する、それもわからぬではないけれども、予防的な規定だけではなくて、実際に書いてあれば必ず起ることを想定しなければいかぬ。起つた場合にどんな条件か、どんな方法でそれが行われるかという点についてのあなたのお考えが十分説明ができませ

○中島（一）政府委員 会計監査人の地位の独立性、第三者性ということがから申しまして、会社と特別の従属関係にあるということを排除するというのがこの規定の本来の趣旨でございますので、そういう趣旨からいって、「継続的な報酬」という形で不適切なものはすべて排除するという規定でありますけれども、私ども考えておりましたのは、税理士業務あるいは使用人というようなものでありまして、その他に特別にこういうものをいうことはございませんでした。

○横山委員 重ねて改めて、先ほど御答弁願いま

ういうことを指摘した、けれどもそれを実行しなかつた、実行しなかつたから意見差し控えをやつた、そうしたら報復手段として首を切られた、こういう会社の監査の業務内容に関する問題が法廷で争われることになると思うのです。

そういう損害賠償という問題を新しくここに規定をするということは、気持ちとしてはわかるのですが、どういう場合、どういう条件が想定されたのか。討議の状況があれば、あるいはまたあなた方がお考えになるならば聞かしてもらいたい。

内容になつていいくか、それが発展すれば会社との間に監査内容について争いを生ずる。まじめな監査をしておったのに対してもがられた、こういう論理に必ず差異する。そういうことの想定が法制審議会なりどこかで審議するときには当然あり得たことではないかと言うのですが、いまのお話をりますと、そう深く突っ込んだ議論があつてこの六条の二を書いたわけではない、こういうことになりそうです。それではいかぬと言うのです。だから、私の質問に正しく答えてくださいよ。

それから六条は、前項の規定により解任され
た会計監査人だけになつていますね。そうすると、
六条の二で解任された者については賠償請求権が
ない、こう解釈できるのですか。

○福葉説明員 先ほど局長からも申し上げました
ように、六条の二に該当する場合は解任の正当な
事由がある場合だといふうに考えられますので、
こういう事由が実際に存する限りにおいては
損害賠償請求権はない。ただ、そういう事由がな
いにもかかわらず解任したということになれば、

六条の損害賠償ですが、会社に對して請求がで
きたるという損害賠償は、先ほどのお話によれば、
いきなり首を切られたから、よその会社の監査を
やろうと思ったのだけれども断った、そのためにな
得べかりし利益を逸失したという例が出ました。
しかし、そういう理由が本当に損害賠償の理由に
なり得るだろうかという点について、若干私は疑
問を受けるわけであります。

○稻葉説明員 先ほど局長がお答えいたしましたように、これは民法の六百五十一條の二項あるいは商法におきましては取締役や監査役につきましての二百五十七条一項というようなところに、委任あるいは準委任に關する責任につきましての損害賠償の規定があるわけございまして、そういう規定を意識いたしまして、こういう規定との対比においてこの程度の要件にすることが適當であると考へられた結果、こういう規定を置いたと

○種類説明員 私の申し上げたことが誤解を招きましたようで申しわけございません。

結局、現行法の民法の規定だけによりますと、不利な時期ということとやむを得ない事由がないこと、こういう二つの要件がかかるつてくるわけでございまして、これは損害賠償を請求する要件としてはややきつときに過ぎるのではないか。もとと先生が御指摘になりましたように、はじめ監査をやったということで首を切られたような

○横山委員 それはちょっとおかしくはないですか。だから、私が最初に指摘したように、六条の二の一の二、「会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき」というのは、その会社に特定した問題ではなくて、およそ議論の生ずる問題であるということを指摘しておるわけですね。六条の二で首切られた者については一切文句の言いません。

「正当な理由がある場合を除き」つまり、異が曲がっておるので、顔がおかしいので、皆がいやがつておるのでおまえさんはだめと言つても首は切れるわけです。しかし、それは正当な理由ではない。その正当な理由でない場合の条件、それから損害賠償の仕方、そういう点について討議が法制審議会なり皆さんの中ありましたか。これは新しい規定でございましたか。損害賠償請求権を認めるということは、何かそれらの問題が起りましたときに、どういう条件ならば損害賠償が請求できるか、会社はそれを受けなければならぬか、恐らくかなり法廷における問題に推移する可能性がある。

○横山委員 お役所の答弁はいつもそういうことがあります。
あつて、私どものただしたいところは、もつと
生身の現実的な問題をいつも言うわけです。お役
所の答弁は、民法に書いてあるから、ほかの法律
に書いてあるからそれを横並びしたのだ、こう言
つてしまえばそれまでの話なんであります。それ
なら何も、そこに書いてあるからここに書かねで
いいわけであります。特に会計監査人の損害賠
償請求権をこの法律で特定して認める、ほかに書
いてあるけれども認めるという積極的な理由があ
るはずです。それがなければ何も書かぬだつて、
民法に書いてあるからいいじゃないかということ

場合に、それがたまたま不利な時期でなかつた
なことがあつては困るので、むしろそういうまじ
めな監査をやって、会計監査人としては当然やる
べきことをやつだんだというようなことになれば
損害賠償が請求できるということにし、それを法
廷でさらけ出せるということにすれば、会社とし
てはあえて火中のクリを拾うようなことはしない
だろう、正当な事由がないのに解任をするとい
うなことは差し控えるであろう、こういう配慮
でございました。

○横山委員 それも答えておられませんね。やはり
こういうことは現実問題としては起ららない、予

○ 稲葉説明員 六条の二の一項第二号におきます
「会計監査人たるにふさわしくない非行」と申します
のはおかいではないかと、いうあなたの理論だけれども、六条の二の一の二は、争いを生じやす
い文句ではありませんか。そういう点について
は、この六条の株主総会で首切られた者は正当な
理由があれば賠償請求権があつて、六条の二で首
を切られた者は賠償請求権がないという論理だけ
れども、それはいま稻葉さんが言うように、書い
てなくとも、民法の規定によれば賠償請求権は存
在しているのでしょうか。それは論理の矛盾ではな
いですか。

ますのは、先ほど局長も申し上げましたように限
定的に考えられるわけございまして、もしこれ
が広い解釈に基づいて会社が首を切つたというこ
とになれば、当然その解任といふのは無効である
という形で裁判所で争いになるわけでございま
す。損害賠償の請求の形になるかあるいは地位確
認の関係になるかはともかくいたしまして、そ
ういう形で争われますので、その要件が本当に限
定的に「会計監査人たるにふさわしくない非行」
であるかどうかという点について争いがあつて、
そして裁判所で本当にこの規定のとおり「ふさわ
しくない非行」があつたことが認定された
場合には、それは損害賠償請求権がないというこ
とを申し上げているだけでございまして、もしそ
れが、その判断は逸脱している、この規定の本来
の趣旨から離れた事由に基づいて、この条項を根
拠にして解任したというのであれば当然それは裁
判所で争うことができる、こうしたことになろう
かと思います。

○横山委員 しかし、さつき「正当な理由」とは

何かと言つたら、六条の二を全部包含し、かつア

ルフアがある、こういう御説明でしたね。だか
ら、六条であろうと六条の二であろうと潜在的に

賠償請求権は存在するという解釈を言っておられ
ると思います。そういうふうに具体的に申し上
げることは困難でありますけれども、委任につき
まして、あるいは取締役の解任につきまして、す
でにいろいろ裁判例の集積のよくなものもござい
ますので、そういうものによつて正当な理由の有
無といふものを判断することになろうと考えま
す。

○横山委員 どうも突然としません。この六条

と六条の二の賠償請求権をめぐる解釈に将来争い
が生じることを予想し、その争いについて賠償請
求権がないかのごとき説明をしながら、突っ込ん
でいくと、いや裁判で勝てば賠償請求権があるよ
うと思ひます。そういうことは、法文の体裁上としても、会計監査
人の解任について、正当な理由がないときには会
計監査人は賠償請求権があるといふように一般論
として規定するのが当然ではないのでしょうか。
○中島(一)政府委員 六条の場合の解任といふの
は、委任の本質から来る解任制度でありまして、
その場合に、解任された受任者の利益を保護する
ために、あるいは解任の事由とのバランスをとる
ために設けられた特別な損害賠償請求権であると
いうふうに理解をしております。

六条の二場合の解任につきましては、解任の正

事由が認められた場合にはこれは損害賠償の問題
が広い解釈に基づいて会社が首を切つたといふ
という形で裁判所で争いになるわけでございま
す。損害賠償の請求の形になるかあるいは地位確
認の関係になるかはともかくいたしまして、そ
ういう形で争われますので、その要件が本当に限
定的に「会計監査人たるにふさわしくない非行」
であるかどうかという点について争いがあつて、
そして裁判所で本当にこの規定のとおり「ふさわ
しくない非行」があつたことが認定された
場合には、それは損害賠償請求権がないといふ
ことを申し上げているだけでございまして、もしそ
れが、その判断は逸脱している、この規定の本来
の趣旨から離れた事由に基づいて、この条項を根
拠にして解任したというのであれば当然それは裁
判所で争うことができる、こうしたことになろう
かと思います。

○横山委員 しかし、二、三号の事由がないにもか
かわらず、それに藉口して、口実を設けて解任し

たという場合には、その正当な事由があるかない

かといふことが争いの中心になるわけでありまし
て、損害賠償請求権の有無は、その正当な事由が
あるかないかの判断によつて決まってくるといふ
ふうに考えます。

正當な事由といふのはどういう場合であるかと
いうことにつきましては、正當な事由といふもの
がいわゆる一般条項といふように言われております
すように、各個別的な具体的な場合場合を掲げる
ことができないあるいは不適当であるために、
「正當な理由」というような一般的な抽象的な表
現をとつておるわけでござりますので、あらかじ
めこの場合この場合といふように具体的に申し上
げることは困難でありますけれども、委任につき
まして、あるいは取締役の解任につきまして、す
でにいろいろ裁判例の集積のよくなものもござい
ますので、そういうものによつて正当な理由の有
無といふものを判断することになろうと考えま
す。

○横山委員 どうも突然としません。この六条

と六条の二の賠償請求権をめぐる解釈に将来争い
が生じることを予想し、その争いについて賠償請
求権がないかのごとき説明をしながら、突っ込ん
でいくと、いや裁判で勝てば賠償請求権があるよ
うと思ひます。そういうことは、法文の体裁上としても、会計監査
人の解任について、正当な理由がないときには会
計監査人は賠償請求権があるといふように一般論
として規定するのが当然ではないのでしょうか。
○中島(一)政府委員 六条の場合の解任といふの
は、委任の本質から来る解任制度でありまして、
その場合に、解任された受任者の利益を保護する
ために、あるいは解任の事由とのバランスをとる
ために設けられた特別な損害賠償請求権であると
いうふうに理解をしております。

六条の二場合の解任につきましては、解任の正

事由といふのはどういう場合であるかと
いうことにつきましては、正當な事由といふもの
がいわゆる一般条項といふように言われております
すように、各個別的な具体的な場合場合を掲げる
ことができないあるいは不適当であるために、
「正當な理由」というような一般的な抽象的な表
現をとつておるわけでござりますので、あらかじ
めこの場合この場合といふように具体的に申し上
げることは困難でありますけれども、委任につき
まして、あるいは取締役の解任につきまして、す
でにいろいろ裁判例の集積のよくなものもござい
ますので、そういうものによつて正当な理由の有
無といふものを判断することになろうと考えま
す。

○横山委員 どうも突然としません。この六条

と六条の二の賠償請求権をめぐる解釈に将来争い
が生じることを予想し、その争いについて賠償請
求権がないかのごとき説明をしながら、突っ込ん
でいくと、いや裁判で勝てば賠償請求権があるよ
うと思ひます。そういうことは、法文の体裁上としても、会計監査
人の解任について、正当な理由がないときには会
計監査人は賠償請求権があるといふように一般論
として規定のがあるけれども、会社がそれに対し
て応じなければならぬ義務を課していないのですよ。
告の義務と申しましようか、責務を課しておる
うじやないですか。そして私が指摘するよう
に、往々にして報告をしない、虚偽の報告をする、
あるいはまた報告をサボタージュする、そういうこ
とは容易に想像されることですね。要するにこの
商法は、権限はあるけれども、義務を課していな
い。そういうことをしなかつた、権限の行使につ
いて応じなかつた、抵抗した、あるいは虚偽の報
告をした者に対する罰則は何もない、こういうこ
とですね。

○中島(一)政府委員 義務はあるといふように私

どもは考えます。ただ、義務にもいろいろござい
ますので、義務違背に対して罰則を設ける場合もあ
りますし、あるいは不服従し、あるいは不服従し、あるいは
はサボタージュし、あるいは間違つた報告をする
強制するというような方法のくつづいた義務もあ
りますが、それを入れなかつたというふうな場
合には、またその取締役についてそういう適当な
措置をとらなかつたといふことを監査報告書で指
摘するということも可能であろうといふふうに考
えるわけでございます。

ちなみに、この七条の関係につきましては、会
社の財産の調査というのが二項で書いてございま
して、この二項の調査権につきましては、この調

支配人その他の使用者に対しましては、それぞれ
事由が認められた場合にはこれは損害賠償の問題
ではない、しかし一、二、三号の事由がないにもか
かわらず、それに藉口して、口実を設けて解任し
たという場合には、その正当な事由があるかない
かといふことが争いの中心になるわけあります
が、少なくとも会社はこの会計監査人の監査
報告に応ずべき義務があるというふうに考えてお
ります。(横山委員「どこに書いてある」と呼ぶ)

○横山委員 報告に応ずべき義務があるというふうに
考へますけれども、その報告を求めることがで
ておりますけれども、その報告を求めることがで
きるということは、当然にその相手方に対して報
告の義務と申しましようか、責務を課しておる
うじやないであります。そして私が指摘するよう
に、往々にして報告をしない、虚偽の報告をする、
あるいはまた報告をサボタージュする、そういうこ
とは容易に想像されることですね。要するにこの
商法は、権限はあるけれども、義務を課していな
い。そういうことをしなかつた、権限の行使につ
いて応じなかつた、抵抗した、あるいは虚偽の報
告をした者に対する罰則は何もない、こういうこ
とですね。

○中島(一)政府委員 義務はあるといふように私
どもは考えます。ただ、義務にもいろいろござい
ますので、義務違背に対して罰則を設ける場合もあ
りますし、あるいは不服従し、あるいは不服従し、あるいは
はサボタージュし、あるいは間違つた報告をする
強制するというような方法のくつづいた義務もあ
りますが、それを入れなかつたというふうな場
合には、またその取締役についてそういう適当な
措置をとらなかつたといふことを監査報告書で指
摘するということも可能であろうといふふうに考
えるわけでございます。

ちなみに、この七条の関係につきましては、会
社の財産の調査というのが二項で書いてございま
して、この二項の調査権につきましては、この調

うか。それは道義的責任でしょうか。法律的責任
でありますか。別に書いていないと私は思う
であります。私は、会計監査人の権限行使の非
協力について罰則を設けよとまでは必ずしも言
いたい点があると思うのです。しかし、権限をう
たいながらそれに対する何らの保障もない、権限
を行使するための担保がないという点はいかがな
ものか。少なくとも会社はこの会計監査人の監査
に対する協力をしなければならぬというような訓
示規定でもあつてしかるべきではないか。また、
会計監査人はこの権限行使について抵抗を受けた
場合にどうあるべきかという点について何らの
規定もないわけです。しかし事実上、この権限行
使に対する私の言うような非協力について、一体
会計監査人はどうあるべきか普通でしょうか。意見
をとつておるわけでござりますので、あらかじ
めこの場合この場合といふように具体的に申し上
げることは困難でありますけれども、委任につき
まして、あるいは取締役の解任につきまして、す
でにいろいろ裁判例の集積のよくなものもござい
ますので、そういうものによつて正当な理由の有
無といふものを判断することになろうと考えま
す。

○横山委員 どうも突然としません。この六条
と六条の二の賠償請求権をめぐる解釈に将来争い
が生じることを予想し、その争いについて賠償請
求権がないかのごとき説明をしながら、突っ込ん
でいくと、いや裁判で勝てば賠償請求権があるよ
うと思ひます。そういうことは、法文の体裁上としても、会計監査
人の解任について、正当な理由がないときには会
計監査人は賠償請求権があるといふように一般論
として規定のがあるけれども、会社がそれに対し
て応じなければならぬ義務を課していないのですよ。
告の義務と申しましようか、責務を課しておる
うじやないですか。そして私が指摘するよう
に、往々にして報告をしない、虚偽の報告をする、
あるいはまた報告をサボタージュする、そういうこ
とは容易に想像されることですね。要するにこの
商法は、権限はあるけれども、義務を課していな
い。そういうことをしなかつた、権限の行使につ
いて応じなかつた、抵抗した、あるいは虚偽の報
告をした者に対する罰則は何もない、こういうこ
とですね。

○中島(一)政府委員 義務はあるといふように私
どもは考えます。ただ、義務にもいろいろござい
ますので、義務違背に対して罰則を設ける場合もあ
りますし、あるいは不服従し、あるいは不服従し、あるいは
はサボタージュし、あるいは間違つた報告をする
強制するというような方法のくつづいた義務もあ
りますが、それを入れなかつたというふうな場
合には、またその取締役についてそういう適当な
措置をとらなかつたといふことを監査報告書で指
摘するということも可能であろうといふふうに考
えるわけでございます。

ちなみに、この七条の関係につきましては、会
社の財産の調査というのが二項で書いてございま
して、この二項の調査権につきましては、この調

うか。それは道義的責任でしょうか。法律的責任
でありますか。別に書いていないと私は思う
であります。私は、会計監査人の権限行使の非
協力について罰則を設けよとまでは必ずしも言
いたい点があると思うのです。しかし、権限をう
たいながらそれに対する何らの保障もない、権限
を行使するための担保がないという点はいかがな
ものか。少なくとも会社はこの会計監査人の監査
に対する協力をしなければならぬというような訓
示規定でもあつてしかるべきではないか。また、
会計監査人はこの権限行使について抵抗を受けた
場合にどうあるべきか普通でしょうか。意見
をとつておるわけでござりますので、あらかじ
めこの場合この場合といふように具体的に申し上
げることは困難でありますけれども、委任につき
まして、あるいは取締役の解任につきまして、す
でにいろいろ裁判例の集積のよくなものもござい
ますので、そういうものによつて正当な理由の有
無といふものを判断することになろうと考えま
す。

○横山委員 どうも突然としません。この六条
と六条の二の賠償請求権をめぐる解釈に将来争い
が生じることを予想し、その争いについて賠償請
求権がないかのごとき説明をしながら、突っ込ん
でいくと、いや裁判で勝てば賠償請求権があるよ
うと思ひます。そういうことは、法文の体裁上としても、会計監査
人の解任について、正当な理由がないときには会
計監査人は賠償請求権があるといふように一般論
として規定のがあるけれども、会社がそれに対し
て応じなければならぬ義務を課していないのですよ。
告の義務と申しましようか、責務を課しておる
うじやないですか。そして私が指摘するよう
に、往々にして報告をしない、虚偽の報告をする、
あるいはまた報告をサボタージュする、そういうこ
とは容易に想像されることですね。要するにこの
商法は、権限はあるけれども、義務を課していな
い。そういうことをしなかつた、権限の行使につ
いて応じなかつた、抵抗した、あるいは虚偽の報
告をした者に対する罰則は何もない、こういうこ
とですね。

○中島(一)政府委員 特に七条関係の規定とい
ふことはございませんけれども、取締役あるいは
O横山委員 どうして責任が問われるのでしょうか
ことではございませんけれども、取締役あるいは

○横山委員 少なくとも私はそういうことが権限行使を妨げた——権限と書いてあるのですからね。会計監査人の調査方法でなくて権限と書いてある。権限があれば義務がある。それは罰則ばかりでなく、会社及びその従業員その他については、その権限を尊重して調査に協力する義務があるということの訓示規定は少なくともうたつておるということを指摘をしなければいけないということを指摘をしなければなりません。

次は十条あります。会計監査人が重要な事項について監査報告書に虚偽の記載をしたことによつて第三者に損害を生じさせたときは、会計監査人は連帯して損害賠償の責めに任ずる、こうあります。ここで言うところの「第三者」というのはだれでありますようか。ここで言つところの「連帯して」というのは、会計監査人が一人の場合もあるわけですね。「連帯して」というのは、一人の場合にはなぜ連帯があり得るのか。つまり会計監査人の職員、従業員も指すと思われるのですが。それから「損害賠償の責めに任ずる。」とあります。が、会計監査人は監査法人でも個人の会計士でも、この損害賠償の体制が、一体いま背景的にも税制的にもあるのかないのか。ただ賠償請求の責めに応ずるだけであつて、先ほどの会社に対する賠償請求と同じように、これも十分な討議がしてあるのかどうか、その点はどうですか。

○稻葉説明員 この「第三者」と申しますのは、会社と会計監査人以外の第三者という意味でございまして、監査報告書を見て、その財務諸表あるいは計算書類が適正に会社の内容を表示しているふうに信じて取引をした者あるいは株主あるいは投資家、そういう者が含まれるわけでございます。

その場合に「連帯して」という点でございますが、これはいざれも商法、民法が書いております書き方でございまして、複数の場合と単数の場合

と両方を想定して書いておりまして、単数の場合には、先生御指摘のとおりこれは空振りになるというつもりで書いているわけでございまして、決して使用人というようなものを念頭に置いて規定しているわけではありません。ともに会計監査人が複数いる場合に、その複数とも虚偽の記載をして第三者に対しても損害を与えたという場合に、その二人は連帶して責任を負う、こういう趣旨でございます。（横山委員「賠償請求の中身」と呼ぶ）

失礼いたしました。この賠償請求につきましては、証取法等にもこういう規定があるわけでござりますけれども、一般に取締役にいたしましても監査役にいたしましても、こういう第三者に対する関係の責任というのは規定されているわけでございます。現実には今まで会計監査人についてこういう請求が起つたということとは聞いておりませんが、もしこういう請求が起これば民事訴訟として当然対応しなければならないわけでございまして、各公認会計士の先生方あるいは監査法人の中でどのくらいこれを意識して処理をしておられるかはわかりませんけれども、誠実に監査をしておられる限りにおいてはこういう問題は起こらないということをございますので、誠実に監査の仕事をやっておられる方は、こういう規定があるうとなかろうと余り意に介しておられないという方が事実だらうと思われます。

○横山委員 八条について伺いますが、「監査役に対する会計監査人の報告」で、会計監査人が取締役の不正の行為または法令または定款に違反する重大なる事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告をしなければならないということになりますと、職務上の義務違反で六条の二に該当してくるわけですね。会計監査人が調べておるうちに取締役が悪いことをやつたよということに気がついた。気がついたら監

官B聞少のい公署て計る治い益の すらく で当そ報が会ど〇〇うあしねのば体と務査

違反になるのだということを科するということを、これは現行法でも同じなのであります。そこで特定をして義務違反の中に入れなければ六条の二の義務違反になる、こういふに解釈してよろしいのでしょうか。八条で報生なかつた者は六条の二の一の義務違反になる、あるいは職務を怠つたということになる、こういふように解釈してよろしいのでしょうね。

中島(一) 政府委員 そのとおりでございます。横山委員 八条は現行どおりではありますけれども、しかし、六条の二を新設したことによつて監査人がきわめて重大な首をかける、取締役悪いことをやつたということについて監査役に告しなかつたために六条の二で首を切られるおれありといふこと、そこまでやることが一体適当であろうかどうかという感じが多少いたさないであります。次へ進みたいと思います。ちょっとと角度を変えまして、時間が少し足りなくなつてきたわけありますが、せつかく各省が来ておみえになりますので、お伺いをいたしました。

まず、総理府に伺いますが、私は、商法、民法、本委員会の審議で、しばしば政府関係の民法公法人のありようについて自分の意見を言つてきました。先年の討議では総理府から、地方空白体を含めますと万を超える民法の公益法人がこれども、それについては数年の努力の結果今基準ができて、それを実施するよう指導をしておる、試験期間でもあらうからしばらくそのを見ててくれ、こういうことがありました。今日益法人のありようというものがマスコミやいろいろな角度で議論がされておるのであるから、實際ひとつ会計基準を法定化すること、それからなくとも政府が直接監督するといつても、実問題としては各省それぞれ天下りしておって、なかなかへ入つて、そして適当に後輩に對して要請を計らうように要望をしておる、そういう甘

國が合世つあじわしる 里馳公のうてしだく省率三時三につ開し終事 状のとは滴基状

十四 県省庁
「委員会」
会に
を同
法定
運営
いっ
と
府で
絡協
説明
つい
ます
現日
おけ
ござ
二%
まし
かり
お茶
人に
に達
た、
すけ
てあ
こで、
管の
の管
に、
るよ
うに
て、
まし
見や

二つともござりますが、この二つは、本府の会計監査課といたしましては、おおむね、この二つをもつておるところです。それで、この二つをもつておるところです。

りる今、この会社が各分野で、より多く貢献するためには、何よりもまず、その会社の監査法人として、より多くの監査意見を出すことが、最も重要な役割である。そこで、監査意見を出すためには、監査報告書を作成する必要があります。監査報告書は、監査意見を述べるための文書であり、監査意見を述べるための文書です。

云計基
法公主
理府總
管が一
の基盤
れども、
て部外
めおこ
どうせ
縮に對
しては、
者の方
うます。
いたし
通の調
は五十
。なほ
の適
ります
は土平
に由来
の場に
にあり
か適当
しよ。

基準の
用率
ます。そ
はする
。相
その
一四年
人體ハ
中しと
におき
と調査
強し
烟強し
の事外の
互いに
も、社
基準は

アーティストの才能とは、常に情熱的な音楽表現の源泉である。音楽性と表現力の融合が、アーティストとしての個性を確立する。また、技術的スキルも不可欠で、楽器の操作や音楽理論の理解が、音楽表現の幅を広げる。しかし、技術的要素だけでは、アーティストとしての成長は限界がある。アーティストとしての成長には、常に学習意欲を持ち、新しい経験や知識を積み重ねることが重要である。

するためには法律化をしろ、そして公認会計士の監査を義務化せらるということを主張いたしておるわけであります。ところが、考えてみますと、総理府はお茶とコーヒーを出すだけだ、法務省は民法のことでもあるが、そこまで自分のところの手足はない、こういうことで結局は私たび重なる主張に対しても余り熱意を持って検討していないことはきわめて遺憾千万なことだと思いますが。一体、私の主張に對して、正確に受けとめて正確に議論をしてもらうのは総理府でありますか、法務省でありますか。どちらが責任を持つて私の意見に四つに組んでくれるのでありますか。
○中島（一）政府委員 公益法人の会計が健全に行われますように一定規模以上のものに對して会計士による監査を導入することを検討すべきだという問題につきましては、すでに前回の五十四年の末に成立いたしました民法一部改正法の際の附帯決議にもあつたことでありますし、私どもは重要な検討課題であるといふふうに考えておるわけでござります。ただ、先ほどからもお話がございますように、総理府においてその関係の事務連絡協議会がございまして、各省庁の意見がいろいろと出ておるわけでありまして、私どもとしては、立法の問題ということになれば法務省がそれを受けとめてやることにならうかと思ひますけれども、各省庁の意見と離れてやるというわけにもまいりませんので、総理府における協議会の検討結果なども見ながらさらに検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

認可をしておるわけですね。だから、公益法人基本法とでも申しましようか、そういうものをつくつて認可基準を——各省ばらばらである。もちろん総理府がある程度整理をしておるけれども、各省省令によつて認可基準があるわけです。そして、いままでは会計も適当にやつておつた。それではいかぬから会計基準をつくつたけれども、万に上る公益法人の運営、脱税あるいはまた目的外事業、そういうものがいっぱいありますし、かつてマスコミが特集を組んだこともあるわけです、私も持つておるわけですからども。そういうことは行政改革の一環としても取り上げるべき問題ではなかろうか。法務省がそれは民法だから責任はあるとはいうものの、権限その他のについては、いま民事局長のおっしゃるようにな各省にまたがる問題だから、民事局長がやろうと言つたって、あるいは総理府の担当者がやろうと言つたって、それはとてもうんと言ふはずがないと思うのです。

○奥野国務大臣 私も知つたわけでござりますけれども、協議会をつくつて会計基準を定め、それを公益法人に懲罰してきてはいるが、だんだん成果を上げてきてるようには伺つたわけでございます。また、お話しになりましたように公益法人——財團法人、社団法人を含めておつしやつておるのだろうと思いますけれども、ピンからキリまであるようには思いますが、会社につきまして監査法人制度を導入しますにつきましても、漸次その範囲を広げてきたわけでござりますけれども、それについてもまたいろいろ異論のある向きも出ておるわけでござります。要は公益法人といいましても種々難多でござりますので、どういうような区分の仕方をするかということから検討を要するのじゃないかな、こんな感じを持って伺つておつたわけでございまいと思います。

しかし、大事な課題でもございますので、いま横山さんから話を伺いまして、関心を持つて今後どうしたらいいのかということを私なりに考えさせていただきたいなと感ります。せつからく総理府で御努力いただいておりますので、その総理府の御努力がさらに成果を上げるようにお話し合いをしていくのが一番いいのじゃないかと思うのですがありますけれども、なおよく研究させていただきたいと思います。

○横山委員 自治省からお見えになつておるので伺います。

地方自治体の監査ですが、監査のありようについてすいぶん自治体議会の中で議論が起つておられます。そして地方自治体で部内監査、たとえば議員が監査を行う場合どうしてもイデオロギー的あるいは政治的な監査が課題になると思う。そういう場合でも別に悪いという意味で言つてゐるわけではありません。しかし他方において、地方自治体の支出等の財政状況についての専門家としての公正な監査は、もう少し色合いを強めた方がいいのではないか。その点では、部外から監査委員を起用するということがもう少し全国的に考え

○横山委員 地方自治体の財政につきましては、時間がございませんから特に申し上げませんが、かなりいろいろな問題がマスコミをぎわしておられるようございますので、いまお話しのような専題であるというように心得ておる次第でございます。

団体の監査は、監査委員による監査が中心をなしておるわけでございますが、監査委員の選任方法といいたしましては、長が、議会の同意を得まして財務管理または事業の経営管理について専門の知識経験を有する者及び議員のうちから選任するということになつておるわけでございます。実はこの規定は、自治法の制定当時は議員及び学識経験を有する者の中からということでもっと抽象的であったのでございますが、三十八年の自治法改正におきまして、選任資格の専門性を強化するという意味で、監査委員は現在の職務でございます財務に関する事務それから事業の経営管理についての専門家であるということを明らかにしたわけでございますが、現在もなおいさかを包括的、抽象的であるという御批判があるわけでございます。

昨年末、監査制度の整備の一環といたしまして地方制度調査会の答申がなされたわけでございますが、その中にも、監査委員の選任資格の強化につきまして「職務の専門性を確保する見地から、知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の選任資格について具体的に法令中に規定すべきだ」という趣旨が入っております。この中に先生が例示されました公認会計士というものは大変ふさわしいものであろうかと思うわけでございまして、こういった点を含めて今後の重要な検討課題であるというように心得ておる次第でございま

門性——専門性といいますと結局は公認会計士ということになるのであります。その起用を十分図つてもらいたいと思います。

大蔵省がお見えになつておりますが、その意味では、本委員会で各同僚議員からも出ております日本税理士会と公認会計士協会の歴年にわたる意見の違い、いわゆる職域論争という問題について少し大蔵省の意見を聞きたいと思うのであります。

ない双方の御意見で、友誼団体だからもう少し話し合つてもらいたい、意見の違いはさることなが
ら友好的な話ができるぬものかということを腹の中
で思つたわけでありますけれども、そういうふう
に争つておりますから、下の方では両会に加入をし
ておる人がきわめて多いというような現状であり
ます。

ついて、私が例示をいたしました国際的能力、個人の公認会計士に所を得せしめる方法、その点からまず大蔵省の御意見を伺いたいと思います。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

ポンとまで極言をしても差し支えないのではない
かということが言われます。しかし一方、監査法
人をつくつていない個人の会計士は、会計士として
の狭き門をくぐりながら監査業務をほとんどし
ていない。公認会計士の何%か一遍お聞かせ願い
たいのですが、少なくとも半分ぐらいが資
格を持ちながら免職士の仕事をしておる。しかも

一般論からいいますと、公認会計士の報酬よりも税理士の報酬の方が高い、こういう状況にあるわけであります。

今回この商法改正によって被監査会社がふえるわけであります。しかし、先年の商法改正のときにも私が苦言を呈しましたように、公認会計士が争つて被監査会社のところへ委任の要望に行く。

まことに見苦しい話だと私は言つたわけであります。一方、被監査会社の方から言えば、大きなところ、信用のあるところ、報酬の安いところ、そこ

ういうところを必然的に意指する。そして過当競争が起こる。私のところは報酬はこのくらいでいい、監査日数もまあこのくらいでやりますといふうに過当競争の結果弊害が生ずる。そして

マーケットは広がったよう見えても、個人の公認会計士には一向に当たる気がない。それで税理士会の仕事をしておる。言うならば日本税理士会も日本公認会計士協会も、ここで一昨日余り懸念し

ない双方の御意見で、友誼団体だからもう少し話し合ってもらいたい、意見の違いはざることはないうち友好的な話ができるものかといううことを腹の中でも思つたわけありますけれども、そういうふうに争つておひながら、下の方では両会に加入をしておる人がきわめて多いというような現状であります。

このようない公認会計士協会、税理士会の現状について、私が例示をいたしました国際的能力、個人の公認会計士に所を得せしめる方法、その点からまず大蔵省の御意見を伺いたいと願います。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、わが国の監査法人と国際的な監査法人、特に米国のビッグエイトと言われる八つの巨大な監査事務所との間には、公認会計士の事務所数あるいは人数、そういった規模において格段の差があることは御指摘のとおりでございまして、これが今日国際競争力にも非常に大きく反映されておるという結果になつておるわけでござります。

数字を挙げて御参考に供してみると、日本で一番人數が多いと言われております監査法人、これは四百二十名おります。事務所も十三ヵ所でございます。これに対しましてアメリカのビッグエイトで一番大きいと言われております法人は、実際に九千十八人という規模の人員を擁しております、事務所も二百五十六というふうな形で二十倍もしくは二十数倍の規模でございます。

わが国の企業の海外への発展に伴う監査業務の国際化に対応いたしまして、このようないわが国の監査法人の国際化ということとも御指摘のとおり大変重要なことでございまして、先生が五十二年四月にも本委員会で御指摘されたとおりでございますが、私どもそういう御指摘を踏まえて業界とも話し合い、指導をいたしてまいりておるわけでございますが、現在、幸いなことにわが国の監査法人も次第にそういう意味では力をつけてまいりております。国際的な会計事務所と対等な形で業務提携をかなり進めております。それからまた、

海外事務所の新設というふうなことも相当行つておるのでございまして、そういう意味では徐々に成長しておるというふうに言って差し支えないかと思います。私どもいたしましても、こういう方向はまことに望ましいことでございまして、今後とも一層この国際化の方向を積極的に支援してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それからもう一点の個人の事務所ということなんですが、このところは非常にむずかしいところがあるわけでございまして、公認会計士に独立性の強化を要望するという点になりますと、なるべく公認会計士が大きな被監査企業に対して組織的に客観的に監査ができるようなシステムであることが望ましい。そうなると、やはり規模が大きくなるということがそれに対応し得る非常に有力な手段になる、こういう意味で法人化ということはある意味で望ましいわけでございまして、私どもできればそういう方向にということで、昨年も監査法人の認可基準というものを実情に合わせよう方向に持つていております。

しかしながら、先ほどちょっと御質問もありましたが、公認会計士は五十六年三月末現在で六千三百二十三名といふものが公認会計士協会に登録いたしておりますわけでございますが、このうち監査法人に属しております公認会計士は約二千人、一千九百六十六名でございます。ちょっと時点が違うのですが、五十五年九月末現在で見ますと、この六千余りの公認会計士のうちの四千五百人が税理士会にも登録しておりますという意味では、二またでその仕事をしておられる方もかなり多いというところでございます。

そういう意味で、組織的監査という要請から会計監査人がグループ化していただきたいという要請もある一方、やはりこういう個人の方々に適した仕事といいますか、監査業務といふものもわれわれクリエートしていかなければいかぬ義務もあるのじやないかと考えておるわけでありまして、

そういうようなものといいたしましては、現在上場会社以外の会社の監査、中小法人といいますか、そういうものの任意監査を含めた監査、それから学校法人であるとか労働組合等の公益法人の監査、こういったものも現在強制されておりまして、こういうふうな道も開かれてしまっておるわけでございます。そのほかいろいろなマネジメントサービスと申しますかそういうの、それから

ら財務書類の調製、それから財務に関する調査立案、財務に関する相談、こういった個人業種としてふさわしいいろいろな業務というものもあるわ

けでございますが、今後ともそういう道か、先生御指摘のような公益法人あるいは地方自治体といったものへも監査の道が開ける方向という

ものを考えていく必要があるかと考えております。
○横山委員 先年私が要望いたしました問題で、
外国の例示されたアメリカの監査法人の日本上陸
についてはしばらく待った、日本の監査法人が国
際的能力を持つ前に外國監査法人が上陸したら途
端に席巻されてしまうということを言い、それで

その趣旨は了承してもらひ、どうしてもやむを得なければ協定を結んで対等、平等に契約を結ぶと、いうふうにしてもらつておるわけあります。が、いまもつて外国の監査法人の日本上陸について、その方針を堅持をしておられるかどうか。

それから第二番目としては、先ほど示例をいたしましたように、今度新しく被監査会社になるも

のとこの公認会計士、監査法人との委任契約のあり方について、どういう指導をされようとしておられるのか。

第三点は、いわゆる請かる力、つまり監査権や労働組合なんかは、戦後労働組合法ができるまで監査権がなかったから、労働組合法以外の公認会計士の監査を間から受けろ、こういうふうに労働組合も一番先戦後

勧づけられておるわけですね。それと比べますと、先ほどから私が言つております民法の公益原則の人だとかあるいはまた宗教法人だとか医療法人だとか、そういうものは当然のことのように國家が

何らかの恩恵あるいは補助、協力を受けておるわけでありますから、そういうところは当然のことのように公認会計士の監査を義務づけられてしかるべきではないかという意味で先ほど大臣に要望いたしましたところであります。が、大蔵省としても、この民法公益法人の公認会計士の監査等を含めて

○宮本説明員　お答え申し上げます

えておりまして、この改正が実現しました暁には、いやしくもそういうふうなせつかくの自主規制の趣旨がないがしろにされて業界の信用失墜につながることのないような方向で、協会とも十分話し合ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから第三点のお尋ねの、公認会計士の特に個人あるいは小事務所の業域といたしまして、そ

大蔵大臣の諮問機関で公認会計士審査会というふうなものがございまして、そこで公認会計士の諸制度あるいはいま行つております厳正な国家試験であります公認会計士試験、それからまた公認会計士に対する懲罰、こういったことを現在行つておるわけでございまして、特にこういう新たなものをつくる必要はないというふうに考えておるわけでございます。

ですから、公認会計士制度の審議会でも、この日税連が言つておること、これは本来から言うならば、日税連が言うべきことではないのです。日税連が自分のところの仕事に直接関係ない公認会計士協会及び被監査会社の問題に適切な発言者であるかどうか、疑問がある。疑問があるとして、問題の本質については言うべきことを言っておると私は思はざるを得ないのでです。ですから、

まず第一点の外国事務所の日本における法人化の要望でございますが、そのビッグエイトと言われる八つの巨大な監査法人のうちの二つから、かねてからそういう要望がございましたけれども、現在は日本公認会計士協会への登録という形で共同事務所——単に個人の公認会計士の集まりではなく、共同事務所というふうな制度が協会の自動的な運営であるわけでございます。そういうものに一応名前を変更され、協会もそれを受け入れられたという形でおさまっておるわけでございます。

○横山委員 日本税理士会が自由民主党との間で、会計監査人の独立性を確保するため、会計監

ないようについてふうな御指摘かと思うわけでござりますが、これについては、公認会計士協会におかれましても独立性保持の見地からいろいろな規則をつくっておられるわけでございます。紀律規則第七条というのがあるわけでございますが、この中で「会員は直接であると間接であるとを問わず業務の委嘱を懇請してはならない。不当に依頼または勧誘してはならない」というふうな定めがあるわけでございまして、これによつて公認会計士としての品位を失墜しないよう、あるいは独立性を阻害しないように、あるいは会員相互の

○宮本説明員 税理士会の方にそういう御要望が
いますか。

査人の選任または解任についてチェックすることができるようになる制度その他会計監査に関する基本問題を自民党内にて検討するという点について合意をされたというふうに承知をいたしております。また日税連は、この趣旨を野党であります私どもにも、商法の審査を含めて十分に検討されるよう要望がございました。大蔵省もそれは十分承知をしておることだと私は思います。聞いておると思います。この件についてどう判断をされて

あるというふうな点は明確ではございませんが、間接的に承つておるわけでございますが、しかし、先ほど基本問題を検討するための企業会計監査制度調査会といふようなものを設ける必要があるかどうかというふうな点につきましては、現在

あるわけではないけれども、この問題は、かつて私が国税審判法案を国会に提出した際にも、たとえば税務署長が百万だと更正決定した場合に、納税者がそんなことはない、五十六万だと言って争う、それを百万だと決定した税務署長が、おれのやつたことは正しいか正しくないかを審査するなんてばかなことがどこにあるか、第三者機関を持つべきだ、同じ穴のムジナじゃないか、国税局長だって同じことだ、こう言つて第三者機関であります不服審判所ができたのですね、完璧ではありますんけれども。そういうような経験を踏まえて見ますと、いまの理論的矛盾は、白紙に地図を描くことはできないけれども、どうしてもやはり問題が残ると私は思いますよ。

類も認めるべきではないかと言つたところ、あけすけな話、税務職員もまだそういうコンピューター、マイクロの取り扱いになれておらぬから少し時間を使ってくれ、そしてまた、マイクロ化もまだまだ一部であるからもう少し発展をするまで待つてくれ、こういうことであつたわけであります。それはもうすでに五、六年前の話であります。いまここまで発展いたしましたコンピューター、マイクロフィルムについて国税庁はどういう対応をしておるのでですか。やはりそういうものは商業帳簿として認めぬ、原始記録をきちんと保存していくかなければならぬと言うつもりでござりますか。

卷之三

卷之三

考え方は、先生のいまのお言葉にもございました
ように、そういう技術の進歩の成果というものを
踏まえまして、またそういう企業のニーズがあれ
ば、これを積極的に私どもの分野でも取り入れて
いくべきだという基本的な考え方は十分持つてい
るところでございます。しかしながら、帳簿書類
と申しますのは、青色申告者を中心といたしまし
て現在の適正申告を担保しております唯一と極論
してもいいぐらいの基礎的なものでございまし
て、これを税務調査によって検証、確認をさせて
いただいているわけでございますが、その際、
日々の税務調査にこの帳簿書類のありよういかん
が重大な影響を持つておるわけでございます。
そこで、どういった形で諸条件を整備しながら
マイクロ化をわれわれも取り入れていくかということ
ことです」と研究会等を続けてきているわけでござ
ります。現在、制度上の帳簿書類で言います
と、先生御承知のとおり、法人税法の施行規則の
五十九条でございますが、一号帳簿、これは仕訳
帳とか総勘定元帳とかその他資産、負債、資本に
影響を及ぼす一切の取引に関する帳簿、二号帳簿
がたな御表とか貸借対照表とか損益計算書及び決
算に関する書類、三号が日々の取引に関する契
約書とか領収書とか見積書とか、これに準ずるよ
うなものでございます。私どもの非公式な考え方
でございますが、このうち一号関係の仕訳帳とか
総勘定元帳、二号関係のたな御表とかB.S., P.L.
あるいは決算関係の書類、こういうふうなものは
マイクロによる保存というものが相当可能なんで
はないかろうか、こういうのを民間の主要な団体に
も非公式に表明しているわけでございます。

クロ化はもう現実にも相当行われておりますし、私どももそれを活用させていただいているところでございます。あとは自分の方に保存されている原始データにつきまして、これまで拡大をしないとマイクロ化の本当のメリットが出ないという点で、なお私どもと業界等との意見の一致が図られていらないという状況で推移してきております。なお、マイクロ化につきましては、本当に日進月歩で技術も進んでおりますし、また、いまJIS規格の見直し等による標準化作業も意欲的に進んでおるようでございます。

のだから、それでは国税庁としてマイクロ化について少なくともこういう条件は満たしておほしい、そういう条件を提示すべきではなか。また、コンピューターなりマイクロファイルを使っておるところは、すでにそういう条件を使つておる私どもはここまでは条件に応じてもいいといふをもう数年前に出しておるわけですね。それにかかわらず、あなたの方が、いまお詫によれおる。そんなことでは聞いたって何にもならぬけです。

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。福葉謙一君、

私は、一番疑問に思いますのは、これは素朴な疑問ですが、ディスクロージャーという言葉、ク

ロージャーというのをディスするという形で、二つのネガティブ、ダブルネガティブのようない形で

という形で言わないのです。辺が私の素朴な疑問なんですが、

お答え願いたいと 思います。

れども、恐らく想像いたしますのに、会社の内部事情、つまりクローズを逆に明らかにしていくと

いう意味で、ディスクローズと言うのだろうと思
います。

○宮本説明員 私、二年前にこの職につきましたときには、実はディスクロージャーという言葉をち

日本的研究社の英和辞典の訳では、暴露だとか摘要と英英辞典で引いてみたのですが、

発というような意味が確かにあります。が、英英辞典の場合にはそういう意味はありませんで、むしろ觀察であるとかあるいは理解を深めるために要求される開示行為というふうな意味があるのです。

主たる意味でございまして、また二番目には、たとえばノーハウであるとか発明とか、そういったものの説明書をディスクロージャーと言う、こんなふうな意味があるようでございます。

○稻葉委員 原則がクローズであって、それをディスクロージャーの型だということになれば、原則と例外がひっくり返るわけですね。原則がオープンではなくて、原則がクローズなんだという考え方でしよう。ですから、これは法務省がこの試案なり何なりをつくったときに、どういう立場でつくったわけですか。アメリカ型とヨーロッパ型とディスクロ

ジージャーの型が違いますね。これが一つあるわけであります。それから、企業秘密とディスクロジージャーとの関連でどうなるかという問題があるわけですね。この二つについて詳細を説明願いたいと思います。——そんな詳細でなくともいいですよ。

○元木説明員 私どもが開示制度の問題を考えますにつきまして、これは別に言葉としてのディスクロジージャーということを念頭に置いたわけではございませんで、つまり日本的なものとしていかであります。この二つについての開示制度が運うということになると思います。

その前に、いま御指摘のヨーロッパ型それからアメリカ型というものがあるということでございまして、会社法がないということでございまして、会社法がすべてについてその役割りを担うということだらうと思います。

それに対しましてアメリカ型の場合は、証券取引法による開示とそれから会社法による開示と、いわば両方からの開示の要求があるということになります。ただ、これは御承知のように、アメリカの場合には証券取引法は連邦法でございま

ざいまして、それに対して会社法は州法である。つまり、言ってみれば州の立法権限に属します会

社の問題について連邦では立法できませんので、それにかわるものとしてインターステーツ・コマース条項に基づきまして、そして連邦がそういう証券取引について立法していくということになつてゐるのかと存ります。

そういたしますと、日本には商法もあり証券取引法もあるということでござりますけれども、アメリカとは明らかに制度が違うということでござります。また、法律のたまえからいいますも、ヨーロッパの制度とも運うということになるわけでございます。そこで、日本ではどのような開示をするべきかということになろうかと思います。

今回の法律案の作成の際の法制審議会商法部会の議論では、まず、会社はすべての情報は開示すべきであるという前提に立つたわけでございますけれども、しかし、企業秘密に属することが開示されると、そのことによつて会社の営業が非常に困難になる、その結果債権者あるいは株主を害することになるという問題がございます。そこで、そういう債権者や株主を害することになるようないふべきかということだらうと思ひます。

その前に、いま御指摘のヨーロッパ型それからアメリカ型というものがあるということでございまして、会社法がないということです。それから、ヨーロッパ型の場合には、開示の制度はもっぱら会社法でやつてあるわけでございます。ただ、これは御承知のよ

うふうに思うわけですが、この点はどうなんですか。

○元木説明員 御指摘のとおりでございます。書いた本に書いてあるのなもの、そのとおりだけです。

そこで、「一つの問題は、あなたの書いたものを見ると、これはちょっとあれしなかったのです。が、「ジユリスト」に書いてあるものです。「株式会社の計算・公開に関する改正試案の概要」、元木さん、稻葉さん、濱崎さん、三人の参事官だけです。こういう人たちが書いたものですが、何か手分けして書いたようですね。一と七が元木さんか。そこで、これは実はさう部屋で発見したものが、あれしたのですが、これを見ると、「本試案が今回の会社法改正に關する最後の試案」と書いてありますね。どうしてこれが最後の試案なのでしょうか。

○元木説明員 すでに申し上げましたように、今回の商法改正におきましては、まず最初に、商法の全面改正、会社法の全面改正ということで商法部会の審議を進めてきたわけでございますけれども、その後、企業の自主的監査機能の強化という面改正という目的のもとに、最初にまず株式制度を取り上げまして、それで、これについて「株式制度に關する改正試案」というものを出し、引き続いて株式会社の機関に関する審議を行いました。そして、その審議結果を「株式会社の機関に関する改正試案」ということでまとめたわけでございます。

ところが、先ほど申しましたように、自主的監査機能というこの強化を中心にして早急に立法をを行うということが、会社の計算・公開の審議の途中に決定されましたので、そしてその決定の結果、従来審議してきた株式と機関と、それとその他の点がアメリカの場合には法務省では法律が依拠し得るほどのことはあるのでしょうか。それはあらかじめ法務省の参事官の中でも意見が分かれているというのを聞いています。この企業会計原則に対する考え方方が違っているんですね。それはしかし、企業会計審議会があらかじめいろいろ議論をしていきたい、こう思つています。

そこで、また私のよくわからないところは、これはこの次のときには詳細にお聞きをしたい、こういうふうに思つておるのであります。確かに企業会計原則といふものは読むと、こういうことが書いてあるんだな。「企業会計原則や会計慣行は、まだ、法律が全面的に依拠しうる程確立していない」ということが書いてありますね。確かに企業会計原則といふものについては、学者が各人各様なことを言つてますね。それはしかし、企業会計審議会があらかじめいろいろ議論をしていきたい、こう思つています。

す。したがいまして、今回の立法におきましては計算・公開の問題が最後の議題ということになりましたので、それに關する試案も最後ということになつたわけでございます。

○稻葉委員 最後といつても、これはあなたの方のことが削除されたりなんかしてますね。どちら、今後情勢の変化によつてはいろいろ問題点がまた出でるので、あなた方としては最後の試案が削除されたりなんかしてますね。たとえば商業登記所に備えつけるとかなんとかということが削除されたりなんかしてますね。私どもはこれが最後かどうかということについては、これからいろいろ議論をしていきたい、こう思つています。

そこで、また私のよくわからないところは、これはこの次のときには詳細にお聞きをしたい、こういうふうに思つておるのであります。確かに企業会計原則といふものは読むと、こういうことが書いてあるんだな。「企業会計原則や会計慣行は、まだ、法律が全面的に依拠しうる程確立していない」ということが書いてありますね。確かに企業会計原則といふものについては、学者が各人各様なことを言つてますね。それはしかし、企業会計審議会があらかじめいろいろ議論をしていきたい、こう思つています。この企業会計原則に対する考え方方が違つてますね。それはしかし、企業会計原則といふものはあらかじめいろいろ議論をしていきたい、こう思つています。

私も、番場嘉一郎さんの本を買ってきていました。でも、「新企業会計と税法」ですか、それから武田昌輔さんの学の山本先生ですか、本がありますね。そういうのを読んでいますが、率直に言うとよくわからぬですね。みんな、各人勝手なことを言つていて、わけですよ。番場さんの言うことも黒沢さんの言うこともみんな違う。それからいまいろいろな勉強をしている人に聞いてみたら、中央大学の飯野さんの説が割合にオーソドックスだと言つています。したね。オーソドックスだという意味は、受験勉強にいいという意味なのかどうかはちょっとわからりませんが、そんなことを言つている。法務省の中でも、これは意見が違つてているというのですね。

企業会計原則に対する考え方、これが特定引当金に影響してくるわけですね。そこのところを一体大蔵省としてはどういうふうに考へていますか。企業会計原則というのは何年ぐらい前でありますか、とにかく有数な学者がいっぱい集まって何回も論議しているのでしよう。それはだめだといつて、とにかく有数な学者がいっぱい集まって何回も論議しているのでしよう。それはだめだといつて、信用できないとは言わないけれども、それに近いことを言つているのですね。それはどういうことなんですか。——ちょっと待つてください。大蔵省を先聞いてから、法務省の方は後から聞くから。そうではないと話がおもしろくないと言うと語弊があるけれども、その方がおもしろいから。どうですか、その方は。

○宮本説明員 まず最初に、企業会計原則が最初に公にされました時期は、昭和二十四年七月九日ということをございまして、その後数次にわたり改正が行われておりますが、一番最近の改正は、四十九年八月三十日というふうなことでござります。

一番大きな役割りと申しますのは、企業会計の実務の中に慣習として発達したいいろいろな会計の規則、法則というふうなものの中から、一般に公正妥当と認められるようなものを最大公約数的なものを整理いたしまして、企業経理の指針というふうなものとしてまとめておりますのが、この企業会計原則といふふうなものの中でもございます。それで、大蔵大臣は、このようく審議会が出されました意見を受けまして、これを公正妥当なものとして取り扱うことが適当かどうかという判断を大蔵大臣としても加えた上で、これを証券行政、証券取引法上のディスクロージャーの基礎とする企業財務規則であるとか連結財務諸表規則であるとか、そういう省令のものに採用していくというふうな形をとつておるわけでございます。したがいまして、この企業会計原則といいますものは、いわゆる一般に公正妥当と認められておるものの大蔵公約教的なものというふうにお考えいただいて結構かと思うわけでございます。企業会計の基準と申しますのはこういうふうなものでありまして、その慣行といふものは、世の経済実態が変動していくにつれてやはり変わり得るもので、永久に不变といふものではございません。そういう意味で、一律に法律といったもので定めるということは技術的にも非常に困難なものであるというふうなことで、こういったシステムがとられておるというふうに理解しておるわけでございます。

そこで、企業会計審議会なるものでございますが、先ほど先生が述べられました会計学者の先生方は皆さんこの中に入つていただいております。大体の構成を申し上げますと、委員は全部で二十名、それから会長が一名ということで二十一名の委員の方がおられるわけでございますが、その中で会長は御承認の番場先生でございます。それから、二十名のうち十一名が学者で先ほど申されたような先生方も入つておられる。その十一名の学者のうち九名が著名な会計学者である。それから二名が商法学者であられる。あと残りの九名がございますが、会計士から会長、副会長が二名入っ

ておられる。なお実務界の代表も必要でございますので、企業の代表者として四名入っていただいている。そのほか団体から三名入っていただいている、こういうふうな状況でございます。
○福葉委員 いまの企業会計審議会に法務省関係の人、ことに商法の学者だけじゃなくて法務省関係の実務家、実務家と言うと語弊があるかも知らぬけれども、そういう人が幹事とかなんとかという形で入つてないですか。だから絶えず商法と証取法との関連がうまくいかないでござたしているのです。

○宮本説明員 先ほど申し述べましたのは正規の委員の方々でございます。もちろん企業会計審議会には、必要に応じて随時臨時委員あるいは幹事というものを任命し得るようになつております。現在その臨時委員は八名、幹事は三名というふうにお願いしているわけでございますが、この三名の幹事の中に法務省の方の担当課長に入つていただいておる。そういう形で連絡をとり合つておるということでございます。

○福葉委員 法務省の担当課長が三名という課長の三名というのはよくわかりませんが、現在はだれとだれが入つていますか。

○宮本説明員 幹事として現在三名の方が任命されておるのですが、その三名の中の一人に法務省の稻葉参事官にお見えいただいておるということです。

○福葉委員 そうすると、おかしいじゃないですか。法務省から専門家として第四課長として入っていたわけでしょう、いまは参事官だけれども。その人が入つていて、企業会計原則なんというのは、法律が全面的に依拠し得るほど確立していない、こう言つているのです。だからこれはおかしいというか、おかしくない。おかしくないといふ理由は、本来法律が全面的に依拠し得るほどの確実性というか何というか、そういうふうなものができるべき筋合いのものではない、そういう意味ならばまた理解ができるのですけれども、法務省民事局の第四課長だと思うのですが、入つてい

て、企業会計原則に対してどういう立場をとっているのですか。それでどうしようとしているのですか、企業会計原則を。そこら辺の説明を願わないとわけがわからぬですよ。

○**稻葉説明員** 先ほど大蔵省の方から御説明がございましたように、企業会計原則というのは公正な会計慣行というものを集約したものというふうに言われております。私どももそういうものでありますというふうに考えております。

ただ、法規というものにつきましては、先生御案内のように法規範性というものが非常に強いため、それによれば、規範として非常に強い強制力を持つて通用するというものでなければなりませんというふうに考えるわけでございますけれども、企業会計審議会の場合には、これは行政機関の諮問機関でございまして、国会というようなものを通じてはおりません。そういう意味では、法規範性という点ではいささか欠けるところがあるのでないかということでおざいます。

ただ、商法では、御案内のように三十二条という規定がございまして、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定があるわけでございまして、その公正な会計慣行を集約したものが企業会計原則というものでございますから、それを十分しんしょくした上で商法の規定というものを解釈すべきではあるということは当然のこととおざいますがけれども、商法の規定を全く廃止して全面的に企業会計原則に会計処理をゆだねるというほど法規範的な要素は習熟していない、こういう趣旨で考えております。

○**稻葉委員** もちろん規範となれば一つの強制力というか、ことに法規範となればそういうふうなものが必要になってくることは、およよそのことはわかりますけれども、それじゃ「公正ナル会計慣行」という言葉が商法に出てまいりますね。これはまたさっぱりわからないのじゃないですか。これがまた各人様によつて解釈が違つてきておるのぢやないですか。何もそれなら公正なる慣行によるとかなんとかという、そんなことを書かな

的な全体のことを考へないで、そこだけはんと変えていく。だから特定引当金の問題だつて、これは私がいたときです。議論しました。私もわからなかつた。じゃ、特定引当金のときにどういう趣旨説明で特定引当金を通じて立案して出したのですか。そこを、今までの商法ができるから経過をずっとポイントを挙げて説明していただきたい、こう思ひます。

○稲葉説明員 この点に関しましては、四十九年改正のときにもいろいろ論議がされたところでございましたが、商法の計算規定が全面的に改正されましたのは、昭和三十七年の改正でございました。昭和二十五年にアメリカ法をかなり全面的に取り入れたような形の改正が、連合軍のサゼスチヨンに基づいてなされたわけでございますが、計算規定については見るべきものがなかったわけでございます。それに対しまして、昭和三十七年に、それまでの先ほど大蔵省の方から申し上げました企業会計審議会といふものがつくられ、そこから意見書も出たというようなことを踏まえ、また実務上いろいろ混乱があつたというふうなことを踏まえまして、商法にそういう先ほどから話が出ておりますような法規範的な意味での規範性を持つた規定をきっちり置いて、そして計算内容を明らかにした方がよろしいということで改正が行われたわけでございます。それが、たとえばその計算規定の後の方の二百八十五条から二百八十八条ノ二あるいは二百八十九条あたりまでの規定が貸借対照表や損益計算書、主として貸借対照表でございまが、そういうものをつくるための基準になるよう規定になるわけでございます。この際に特定期間に関します二百八十七条ノ二の規定もできたわけでございます。この際、二百八十七条ノ二の規定は、その前段階といいまして、これも當時民事局の参事官室から試案が出ていたわけでございますが、かなり負債引当金に限定するような趣旨の試案が出ていたわけでございます。これに対しまして実務界から、それでは実務上非

常に困る、それはなぜかと申しますと、当時は税金の関係が引当金を知らないことには損金扱いをしない、いまは利益処分方式による損金算入といふものを見めておるわけでございますが、そういうふう扱いが認められておりませんでしたので、実務上非常に困るという声があったように聞いております。そういうことがございまして、かなり広範なものがカバーできるように規定がされたう扱いが認められておりませんでしたので、実務上非常に困るという声があったように聞いております。そういうことがございまして、かなり広範なものがカバーできるように規定がされたう扱いが認められておりませんでしたので、実務上非常に困るという声があったように聞いております。そういうことがございまして、かなり広範なものがカバーできるように規定がされた

しかしながら、その引当金の規定を設けました趣旨は、それまで企業会計の中では秘密積立金と申しますか、かなりラフな会計処理が行われていたところがございまして、それを是正するためには、会計処理を適正ならしめるために、三十七年にこういう全面的な計算書類の改正の作業を行つたわけでございます。それで一応商法の計算に関する体系というのはかなり整備されたわけでござりますが、その間、先ほど来話が出ておりますように、証券取引法と商法と二元的な規制が行われているわけでございまして、この二元的な規制でどうもそれぞれの会計基準がそぞをしておる、片一方で違法だと言われて片一方で違法だ、違法といいますかあるいは不適正と申しますか、そういうふうなケースも出てくるということで、双方の基準をなるべく合致せしめる必要があるという声が出てきたわけでございまして、そのための改正というのも昭和四十九年に行われまして、その一環として、先ほど先生御指摘になりました商法三十二条といふしんしゃく規定を置きました、これで企業会計と商法との間の基準をつなげようということにしたわけでございます。

○稲葉委員 言葉じりをとらえるわけではないのですが、いまあなたが言られたのだと一応の解決

ですね。完全な解決ではないのです。またこれはござたりますね。あなたの方では今度特定引当金について負債性引当金に限定すると言つてある

金について負債性引当金に限定すると言つてある

ますか、そういうものを一応の限定はしておりませんが、それとも必ずしも絶対に限定しておるということではございません。したがいまして、この中で利益留保性のものが含まれるかどうかといふことについては当然問題が出てくるわけでございます。

それに対しまして、今回の改正法律案におきましては、この前提といったします「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ」というところは同じでございますけれども、「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル」つまりこれは実際にはまだその営業年度におきましては債務としては計上することはできませんけれども、しかし期間損益の計算という点に関してその営業年度の費用または損失とすることが相当と認められるそういうものに限つてということで、つまり何が負債の部に計上できるかということをここで明確にしたというわけでございます。

○福葉委員 具体的に例を挙げて説明してください。

○元木説明員 たとえば修繕引当金というのがございます。五十四営業年度におきまして機械が動いておりまして、機械が修繕を必要とする状態になるということは機械の性質上当然でございますけれども、その場合に、その修繕の契約をその五十四営業年度においてやらなかつたといいたしますと、これは法律上はまだ債務は発生しておりますので、理屈からいうと負債の部には計上することができないということになります。しかし、機械といつしましてはその期に動いて、そうして利潤を上げているということでございますから、それに対応する修繕費用というのも当然期間損益を明確にするという点から考えますと、損金として計上するということが必要なのではないかといふことでございます。したがいまして、そういう修繕の費用につきましてはたとえ具体的に債務となるべくても計上するということ、しがつて、こういうものが今回のおいしい二百八十七条ノ二では当然計上することができるということにな

ろうかと思います。

これに対しまして、たとえば三十周年記念事業引当金というようなものでありますと、これは確かに三十周年記念でございますから、そういうこととで次の三十周年記念には幾ら出すというようなことで、目的からいましても支出の額からい

ましても当然に明確になつてゐるということで、現行法の二百八十七条ノ二の一項のもとではこれを計上することができるのじやなかろうかといふことになつてまいります。しかし、今回の二百八十七条ノ二の「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル」ということは言えませんの

で、今回はこれは計上することができないということにならうかと思ひます。

○福葉委員 そうすると、大蔵省にお伺いをするのですが、この特定引当金に含まれるのは企業会計原則の負債性引当金というか、それと同じですか。

○宮本説明員 企業会計原則におきましては、その中に引当金について二種類のものを掲げております。一つは、先生がおっしゃられました負債性引当金というものでございます。これにつきましては、注の中で明快な定義を与えております。ちょっと読んでみますと、「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期において既に存在しております、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。」こういうふうに定義いたしております。いま申しましたように、将来において特定の費用たる支出が確実に起こることという一つの要件、第二の要件は、当該支出の原因となる事実が当期において存在しているように、企業会計原則の負債性引当金より外の引当金、この両者を含むわけでございます。

○福葉委員 そうすると、これは元木さんが言った、それから先ほど申しました注の十四の負債性引当金以外の引当金、この両者を含むわけでございます。

○宮本説明員 商法上の引当金は、負債性引当金といふかわからぬ。

○福葉委員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーなのか、どちらかわからぬ。

○宮本説明員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーなのか、どちらかわからぬ。

○福葉委員 そこで、それではなぜ企業会計原則で、その注の十八のほかに注の十四というものを設ける必要があるのですか。一緒にして、そして発生の確定性、原因の存在、合理的な金額の見積もり可能と同様のものにしてマッチさせれば、解釈としても簡単じゃないのですか。それを違えているから、

企業会計原則上の負債性引当金、先ほど元木参考の方からお話をございました修繕引当金といふ

のは、こういうものに該当する一番適切な例であろうかというふうに思います。

それからもう一つ、注の十四というところに、負債性引当金と申しますものは、法令によつて認められている引当金を繰り入れる場合には、特定引当金といふ名のものにまとめて負債の部の一一番最後の

この負債性引当金の中の先ほど申しましたような修繕引当金のようなものと、この企業会計原則の注解十四で言つております負債性引当金以外の引当金、つまり法令によつて認められているその他の引当金、この二つがいわば商法上の、二百八十七条ノ二でございますが、この条文に当たる引当金にならうかというふうに思うわけでございます。

○福葉委員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーなのか、どちらかわからぬ。

○宮本説明員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーなのか、どちらかわからぬ。

○福葉委員 そこで、それではなぜ企業会計原則で、その注の十八のほかに注の十四というものを設ける必要があるのですか。一緒にして、そして発生の確定性、原因の存在、合理的な金額の見積もり可能と同様のものにしてマッチさせれば、解釈としても簡単じゃないのですか。それを違えているから、

またごたごたごたしてくるんじゃないのですか。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

企業会計原則の立場からは、従前から、負債性引当金というものが引当金として認められるべきものであるというふうな主張を繰り返しておつたわけでございます。先ほど来法務省の方からも種々御説明がございましたけれども、商法の中に引当金という定義が入つた結果、その引当金といふ名のものにまとめて負債の部の一一番最後の

この負債性引当金の中の先ほど申しましたような修繕引当金のようなるものと、この企業会計原則の注解十四で言つております負債性引当金以外の引当金、つまり法令によつて認められているその他の引当金、この二つがいわば商法上の、二百八十七条ノ二でございますが、この条文に当たる引当金にならうかというふうに思うわけでございます。

○福葉委員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーなのか、どちらかわからぬ。

○宮本説明員 そうすると大蔵省は、結局私の質問に対する回答は、これはイエスかノーのか

か。そのため、その辺は、四十九年の商法改正のときに、商法の方にも会計監査人による監査が導入されましたために、その監査と証取法上の監査というものの一元化というふうな目的からそういう処理が行われて両者の調整が図られた。したがいまして、企業会計原則が從来から言つております負債性引当金といふのは、そこは貸借対照表の中のそれぞれの性格に合つたところに表示するようになりますが、負債性引当金以外の商法上認められております引当金は、それは主として租税特別措置法上の諸準備金といふふうなものがその対象になつておるわけでございますが、そういうものは、特定引当金といふ項目のもとに、貸借対照表の負債の部の一番最後のところにまとめて書くというふうにいたしました。そういう利益性のよさな引当金については、こういうものがあるよということを投資家にも明確にわかるような、そういう表示方法をとつて一元化を図つたということでござります。

○福葉委員 繰り返し申し上げますが、企業会計審議会ある

いは企業会計原則の立場からいいますと、引当金

というのには本来負債性引当金、少なくともその利益性のものは含むべきでない、そういうものを含むことによって財務諸表の利益が任意になるような、そういう要素は排除すべきであるという主張は繰り返し続けておつたわけでございます。

りも、まあ恣意的になるというふうに言つた方がいいかもわかりませんが、どちらでもいいのですけれども、そうすると、今までその利益留保性の引当金というものが多數認められておったということですよ。四十九年の改正以来今日まで、といたことなんでしょう。だからこの条文をはつきりさせた、こうのことなんですか。そのところがはつきりしない。そこはどういうふうに理解したらしいのですか。いや、そんなことはなかつたんだけれども、念のためにこういうふうに条文をつくつたんだという理屈もあるだろうし、そのところはよくわからぬですね。どうなんでしょうね。
○元木説明員 これは引当金の名目のもとに利益留保性のものも立てられていたという事実もあるようでございます。たとえば、ただいま申しましたような三十周年記念引当金であるとか、そういうものも立てられていたという問題がございまます。
それよりも何よりも一番問題となりますのは、やはり二百八十七条ノ二の解釈をめぐりまして、利益留保性のものが立てられるか立てられないかということもあつたわけでございます。先ほど補葉參事官から説明もございましたように、歴史的に見ましてこれに利益留保性のものを含めざるを得なかつた、そういう解釈をせざるを得なかつたというような理由もあるわけでございますけれども、今回は、少なくとも損益計算は明らかにするという立場から、ここにはもう利益留保性のものは含まれないということにしたわけでござります。
○福葉委員 その利益留保性のものは含まれないということは、前の改正のときからはつきりして

いたんじやないのですか。はつきりしていなからたのですか、法務省の答弁としてはその点はどうなんですか。

○元木 説明員 前の議事録等を見ますと、必ずしもその点は明確になつていよいよございま

す。

○稻葉 委員 私も読んだのですけれども、結局わからないのですよ。まあ答える方はわかっているんだろうけれども、質問している方がわからないのだから、わけがわからない。これは一番むづかしいところですよ。

もう一つ私が聞きたいのは、じゃこういう特定引当金の制度というものを、何も商法に載つけなくたっていいんじゃないですか。「公正ナル会計慣行」ということの条文があれば、それでやつて置いていいんじゃないですか。そこはどうなんですか。特にこういう条文を載つけなければいけないのですか。

○稻葉 説明員 考え方と申しますと、負債の部へ本来計上することができるというのは、法律的に申しますと、債務としてなつていないものは法律的には負債ではないというのが本来的な考え方であります。もちろん退職給与のように、これは条件つき債務でございますから、本来法律上の債務でございますが、先ほど元木参事官が例え方として挙げましたような修繕引当金のようなものは、まだ修繕契約は結んでおらないわけでござりますから、債務としては成立していないということとでございますから、法律上は、負債の部へ計上するするというには、やはりそれについて規定があつた方がよろしい。それは、繰り延べ資産の場合は、本来資産でないものを資産として計上することができるというのとパラレルの問題ではないか。もちろん、会計学の立場から言えば、これを削除してしまつても、そういうものは当然公正正な会計慣行から載るんだという説もあることは私ども承知しておりますが、法律的にはそういう考え方でございます。

それとともに、いま先生御指摘のように、かな

り解釈が多岐にわたっておるわけでございまして、その解釈が多岐にわたっておるのをそのまま放置しておくということは適当ではないので、その規範として何か確立したものを作成した方がよろしいというのが私どもの考え方でござります。

そこで、私どもの立案しました考え方をいたしましては、現在の企業会計原則の負債性引当金はやや遅きに失するのではないかというふうに考えております。先ほど官本課長が読み上げられました注解の中でも、収益の控除としての支出に備える、あるいは特定の費用に備えるというふうに言つておるわけでございまして、支出でない損失といふものもあり得るわけでございます。たとえば為替差損というようなものは必ずしも支出ではないけれども損失になるわけでございまして、こういうものについても、非常に為替差損が生じて回復の可能性がないという場合には引当金として立てられるのが相当ではないか、このように私どもは考えたわけでございまして、将来これが成立いたしました暁には、この規定の解釈をめぐって企業会計審議会でも新しく御審議願うという御了解になつていると思いますが、そういう意味で、法規範としていま最も適当なガイドラインを設定したいということで今まで最も適当なガイドラインを設定したいということとで今度の規定を置いたということです。

○稻葉委員 いまあなたの言われた為替差損のための引当金というのは、これは為替差損が起きたときに損失として落とせばいいんで、何も引当金として計上しなくてもいいんじゃないですか。

○稻葉説明員 為替差損の問題と申しますのは、つまり、三百六十円で取得したという債権が現にして二百五十五円になつていて、いまは二百十七円ですか、そのくらいになつているということになりますと、その債権を現実に回収したときに損を出すというところでございますと、三百六十円から二百十七円とすれば三分の一以上の金額がその期にばつと損失で出でてくるわけでございます。しかしながら、実際に損が生じておるのは、為替相場が下

落しあるいはさきに外貨建ての債権を取得しているということからすでにそういう原因が生じておるわけでございまして、それをそのまま三百六十円のベースのまま表示しておきますと資産が過大に評価されているということになるわけでございまして、財務諸表の上では来年になつたら明瞭かに三分の一その債権が減るというものを、あたかもそれだけの実価があるように表示しておくといふのは適当ではないので、その分はやはり損失として控除しておくというのが企業の内容を正確にあらわすためには必要である、かのように考えておられます。

○稲葉委員 しかし、為替は毎日毎日変わるわけですから、損するばかりとは限らない。逆に上がるかもわからないし、そんなことを言つたら毎日くるんじやないですか。どうもそこら辺のところはぼくもよくわかりませんからこれ以上聞きませんよ。なんけれども、為替の場合は逆に上がる場合だつてあるんだから、損するばかりとは限りませんよ。そうすれば今度は資産の方が過小評価ということにもなるし、そこら辺のところは一体どうするかということもありますね。

それじゃ、何十周年記念、これはいかぬといふのでしよう。それで例の役員の退職慰労金はいいというのでしょうか。これははどうしてなのか、そちら辺のところがよくわからないのです。

○元木説明員 御承知のように、何十周年記念引当金ということになりますと、これは会社がその営業を行つ上においてのコストということでは決して考えられないわけでございます。言つてみれば、会社がこれだけの利益を上げたから、その中から幾分か使って記念事業をやつていこうということになるのではないかろうかと思ひます。それに對しまして取締役の退職慰労金でござりますけれども、原則として一般の従業員の退職慰労金といふものは、通常多くの会社におきましては退職金の支給規程がございます。したがいまして、将並従業員の退職が予想される限りおきましては

これは懲戒解雇とかなんとかはもちろん別でござりますけれども、通常の退職ということを条件とする条件つき債務ということになるわけでございまして、負債の部に計上できるわけでございま

ところが取締役の退職慰労金の場合、これは取締役の報酬の一端になりますので、総会の決議を経なければならぬということになります。したがって、債務としてはまだ計上できないという問題がございます。しかし、多くの場合、取締役が円満退職をして退職金を受け取るということになると、やはりかと思いまし、現在はまだ債務としては計上することはできないけれども、将来は当然出るであろう、その可能性がきわめて高いということでござりますので、しかも、先ほど申し上げておりますように、報酬と申しましても退職金というのは報酬の後払いみたいなものでございますから、まあ言ってみれば、それ以前に逐次払うべき報酬を後で一括して払うというような形でもござりますので、したがって、前もって引当金として立てておくという理由もあるし、必要もあるのではないかということとござります。

○福葉委員いや、退職金ならそれでいいわけですよ。役員たって退職金があるんだからそれはいいですよ。しかし、慰労金までといふのは意味がよくわからない。慰労金まで引当金の中に入れなければならぬ理由といふものはないんじやないですか。金額的にも非常に恣意的な金額が出てくるんじゃないですか。さらに理屈を言うと、現在の従業員が全部退職してしまふかもわからないから、そういう場合のこととも考えて全部の人の退職金まで引当金として計上していくなきやならないと、いう理屈も出てくるんじやないですか。そういうことも考へられないではありますんからね。だから、いまのは役員の場合ですが、役員の場合の慰労金と普通の従業員の場合の退職金とは、現実性のあるのはどの程度のものを引当金として認めることができるわけですか。

いりますけれども、これは引当金ではございませんで、条件つき債務として負債に出すということでございます。もちろん、従業員がその年に全部やめてしまうというようなことはまずあり得ないわけでございまして、その営業年度に一休どれだけを積み立てておけば将来の退職給与になるかということにならうかと思われます。したがつて、そこではおのずから合理的な計算ができるのではないか。

んが、甚間、役員の退職金につきましては、原則として退職慰労金という言葉を使っておりまして、それにつきましては最高裁の有名な判決がございまして、具体的な金額を株主総会で明示しない場合でも、内規その他の慣行、そういうもののがあって、その基準にのつとつて額を計算するのであれば二百六十九条には違反しない、こういう判例があるわけでございます。通例は会社はそれの基準というもの、内規なりあるいは慣習というものをつくつておりまして、それに基づいて額を算定しているというのが多くの会社の例でございます。そういうことになりますと、その退職金規程の内規の内容にもよりますけれども、多くの場合は在職年数に比例して退職手当を払うというケー

法律で削ろうなんということは、これは筋がおかしいのじやないですか。これは憲法違反じやないかと思うのだけれども、奥野さんがいないからいや。

話は別にしますが、退職金が賃金の後払いだという考え方をとると、それを減らすというのは特別な理由、正當性があればまた別、その正当性といふもののを国なら国が公務員に対して立証しなければならぬですよ。十分な立証もないのにそれを減額することは、私は違法だと思うのですよ。あなた方も減らされるのですよ。減らされるのに困りますとも法務省としては言えないし、結構ですとも言えないわな。だから答えはいいです。

こらにはまたいろいろ問題がございまして、まず、特定の業績を上げたためにその取締役が慰労金をもらうということになりますれば、その上がった業績に対してのコストということもあるかと存じます。またそのほかに、特にそういうものではなくて謝意を表するためにというようなことでありまするならば、これはそのときに株主総会において決議された賞与と申しますか、そういう性格として見ていかなければいかぬということになりますので、これは引当金にならないということになりますかと思います。

○ 藤葉委員 だから後の方の場合で引当金になるのはおかしいので、何も慰労金の額がどの程度か、ということは決まっているわけでもありませんし、ペーセンテージということが決まっているわけでもないのですから、それは株主総会が何かで承認されたときにそこで計上すればそれで足りるんじゃないんですか。わざわざこれを負債性の引当金という形で利益から引いて金もうけをしなければならぬという理由にはならないんじゃないですか。どうもこの辯はむずかしいですよ。ほくも、会計学をやつたことがあるけれども、もうすっかり忘れちゃつたよ。

年数が一年あるということに対しまして幾分かの退職手当がふえていくということになるわけでございまして、その部分はやはりコストとして引当金を当該営業年度の収益から控除しておくという必要がある。したがつて、役員の退職金の場合には必ずしも法律上の債務ではなくて、株主総会で決議があったときに初めて法律上の債務性は取得するわけでござりますけれども、社会的な慣行として役員退職慰労金を払わない会社というのはもうほとんどないわけでございます。したがつて、そういうものははどうしても引当金として積んでおいた方がよろしい、また積むことができるというふうに考えております。

○福葉委員　いまお話を聞きますと、退職金というのは賃金の後払いだという考え方方に立っているわけですね。そうでしょう。だから、一年間勤めればあるパーセンテージの退職金というものは常にそこで潜在的に発生しているわけですよ。そういうわけでしよう。そうなってくると、いま国会で退職金を減額しようとしているのか。それがこんな法案を出したのだ。自民党が出したんだ違う。だめだ。おかしいんじゃないですか。何年か勤めたって、潜在的に退職金というものはもうすでに権利として生まれているわけですよ。それを

そこで、それじゃたとえば電力会社があるでしょう。電力会社はいつどんなことで渴水になるかわかりませんね。ひでりがずっと続きますね。渴水の準備金というものがなければ電力会社といふものは経営がやつていけなくなる可能性もあるわけでしょうね。だから渴水準備金というものを負債性引当金として引いていくということについて、これは元木さんの本というか、あなたはだめだと言うのでしょうか。これはどういうわけなの。

○元木説明員 御承知のように、渴水準備引当金につきましては、将来渴水期がある、つまり電力コストが上がるということを見越しまして、豊水期と申しますか、水がたくさんある時期、電力コストが安いときにそれを直ちに利益として計上しないで、将来利益が少なくなつたときに利益の平準化を図るという趣旨で計上するということになつてゐるわけでございます。したがいまして、この場合やはり利益留保的な性格が強いのじゃないかということで、商法と申しますか、今回の改正法律案の本来のたてまえからいいますと利益留保性の方に入るのじゃなかろうかという趣旨でござります。

○稻葉委員 そうすると、今まで電力会社は渴水準備金というものを実際に引当金としてずっと持っていていたわけですか。どういうふうになつていて

○元木説明員

まず、従業員の退職引当金でどうぞ

○稻葉説明旨

あるいは言葉の問題かもしませ

年数が一年あるということに対しまして幾分かの退職手当がふえていくということになるわけでございまして、その部分はやはりコストとして引当金を当該営業年度の収益から控除しておくという必要がある。したがつて、役員の退職金の場合には必ずしも法律上の債務ではなくて、株主総会で決議があったときに初めて法律上の債務性は取得するわけでござりますけれども、社会的な慣行として役員退職慰労金を払わない会社というのはもうほとんどないわけでございます。したがつて、そういうものははどうしても引当金として積んでおいた方がよろしい、また積むことができるというふうに考えております。

○福葉委員　いまお話を聞きますと、退職金というのは賃金の後払いだという考え方方に立っているわけですね。そうでしょう。だから、一年間勤めればあるパーセンテージの退職金というものは常にそこで潜在的に発生しているわけですよ。そういうわけでしよう。そうなってくると、いま国会で退職金を減額しようとしているのか。それがこんな法案を出したのだ。自民党が出したんだ違う。だめだ。おかしいんじゃないですか。何年か勤めたって、潜在的に退職金というものはもうすでに権利として生まれているわけですよ。それを

そこで、それじゃたとえば電力会社があるでしょう。電力会社はいつどんなことで渴水になるかわかりませんね。ひでりがずっと続きますね。渴水の準備金というものがなければ電力会社といふものは経営がやつていけなくなる可能性もあるわけでしょうね。だから渴水準備金というものを負債性引当金として引いていくということについて、これは元木さんの本というか、あなたはだめだと言うのでしょうか。これはどういうわけなの。

○元木説明員 御承知のように、渴水準備引当金につきましては、将来渴水期がある、つまり電力コストが上がるということを見越しまして、豊水期と申しますか、水がたくさんある時期、電力コストが安いときにそれを直ちに利益として計上しないで、将来利益が少なくなつたときに利益の平準化を図るという趣旨で計上するということになつてゐるわけでございます。したがいまして、この場合やはり利益留保的な性格が強いのじゃないかということで、商法と申しますか、今回の改正法律案の本来のたてまえからいいますと利益留保性の方に入るのじゃなかろうかという趣旨でござります。

○稻葉委員 そうすると、今まで電力会社は渴水準備金というものを実際に引当金としてずっと持っていていたわけですか。どういうふうになつていて

法律で削ろうなんということは、これは筋がおかしいのじやないですか。これは憲法違反じゃないかと思うのだけれども、奥野さんがいないうらい

いや。話は別にしますが、退職金が賃金の後払いだと

いう考え方をとると、それを減らすというのは特別な理由、正当性があればまた別、その正当性といふものを國なら國が公務員に對して立証しなければ

ればならぬですよ。十分な立証もないのにそれを減額するということは、私は違法だと思うのです

よ。あなたの方も減らされるのですよ。減らされるのに困りますとも法務省としては言えないし、結構ですとも言えないわな。だから答えるといいで

そこで、それじやたとえは電力会社があるでし

よう。電力会社はいつどんなことで渴水になるかわかりませんね。ひでりがずっと続きますね。渴水の準備金というものがなければ電力会社という

ものは経営がやつていけなくなる可能性もあるわけでしょう。だから渴水準備金というものを負債

性引当金として引いていくことについて
は、これは元本さんの本というか、あなたたはだめ
だと言うのでしょう。これはどういうわけなの。

○元木説明員 御承知のように、渇水準備引当金につきましては、将来渇水期がある、つまり電力

コストが上がるということを見越しまして、豊水期と申しますか、水がたくさんある時期、電力コストが安いときこそそれを直ちに利益として計上し

ないで、将来利益が少なくなつたときに利益の平準化を図るという趣旨で計上するということにな

つては、この問題を、どうぞお聞きください。

法律案の本来のたてまえからいいますと利益留保性の方に入るのじやなかろうかという趣旨でござ

○稻葉委員 そうすると、今まで電力会社は渴

引いていたわけですか。どういうふうになつてい

ましたか。これは大蔵省は有価証券報告書が出るからわかるでしょう。いままではどういうふうになっていたのですか。

○宮本説明員 損金として取り扱つて引いております。特定引当金の項目に入れて処理しておるわけでございます。

○福葉委員 そうすると、電力会社はいま九電力になつてゐるのかな。それで各年度ごと、いつごろから幾らくらいずつと引いているか。いまわからなくともいいですよ。後で出してください。これは電力会社なんというのはいかぬのだね。電力会社ばかりじやないけれども、本当にそういうことをやつては利益を少なく出してくれるんですね。

それから、これはまたよくわからぬ。国際会計基準というのは一体何なんですか。国際会計基準の十一といふところに契約損失引当金といふのがある。これも入るといふのであります。国際会計基準というは何ですか。

○宮本説明員 昭和四十八年六月でございますが、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリス・アイルランド、アメリカ、この九ヵ国の会計士団体によりまして結成されました委員会がございます。

その委員会の名前は国際会計基準委員会といふのでございます。そういう各国の会計士団体の集まりでございます。この委員会がいわば国際的に会計基準をハーモナイズといふことに言つておられます、共通的なものにする努力をしておりまして、そういうものの試案がいま先生申されましたが、その委員会の名前は国際会計基準委員会といふのでございます。そういうふうに言つておられるわけでございます。

○福葉委員 國際会計基準はわかつたのですが、その契約損失引当金というのは何なの。

○元木説明員 つまり、契約をしたことについて、その契約が守られないというようなことがあつて、それが引当金として立てるといふことかと、その契約損失引当金といふことは何なの。

存じます。

○福葉委員 それはきわめて偶発的な問題であつて、これは損害賠償額の予約がある場合ですか。まず予約がない場合には入らないわけですか。まずそれが一つ。それから、あなた、そんなことと言つた場合のその準備に引き当てておくのだとかなんとか、みんな入つちゃうじゃないですか。あらゆる場合に商取引をやつて損するかもわからぬ。損する

のが一つ。それから、あなた、そんなことと言つた場合のその準備に引き当てておくのだとかなんとか、みんな入つちゃうじゃないですか。だから契約損失引当金なんといふのは、そんないのは国際的な場合だけですか。国内的な契約の場合では入れられるのです。それはどつちなのです。

○元木説明員 まず、この特定引当金でございますけれども、これはあくまで特定引当金になるための前提といたしまして、特定性があるということが必要なわけでございます。したがいまして、発生の可能性が非常に少ないということになつてまいりますと特定性もないということになるわけでございます。したがつて、そういうものは積み立てられないといふことになろうかと思ひます。

○福葉委員 だから、あなたの言つた契約損失引当金といふもの、国内の場合でも、違約の場合それを特定引当金として計上していいということになります。だけれども、違約といつたってこ

う方が違約する場合のことを考えて、損失を払うといふことでそれを引当金に計上していくなんといふことは、そんなのはおかしいのじゃないですか。相手が違約するのならこつちはもらえるわけでしょう。契約していくこつちが違約する、違約した場合に損害金を払うのだから、それを引当金に計上していくといふのでしよう、あなたのこの議論

は、そういう議論じやないですか、損害賠償額の予定やなんかある場合に。そんなのおかしいじやないですか。理屈から言つたって。

○元木説明員 損害賠償額の予定と申し上げまして、たとえば最近問題になつております業界なんかの問題でございます。そういう場合でございますと、結果的に商取引をやつて損するかもわからぬ。損する場合のその準備に引き当てておくのだとかなんとか、みんな入つちゃうじゃないですか。あらゆる場合に商取引をやつて損するかもわからぬ。損する

だけでございます。もちろん、これがたとえば訴訟等が起きて裁判が確定してしまつて、あるいは争いのなかでござりますけれども、まだその前の係争中でありますとか、何かいうことになつてまいりますと、やはりこういうところに特定引当金といふものに入つていくのじゃないか。

つまり、業を売るにつきまして、これは売るならば完全なものを、相手に書を与えないようなものも立たれないといふことにならぬかと思ひます。したがつて、そういうものについては、もしもその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができるということでございます。

○福葉委員 「山崎(武)委員長代理退席、委員長着席」それに基づいて障害が起こるといふことになると、なるならば、これは相手に契約を完全に履行して立たれないといふことにならぬかと思ひます。したがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことになります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことがあります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことがあります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことがあります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことがあります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

ことがあります。ただがつて、そういうものについては、もしその可能性があるということであるならば、これは引当金として立てることができる

います。

○福葉委員 それは当然そうですね。発生の確実性、原因の存在、損害賠償額の合理的な基準、この三つのことが要件になるわけです。だから、それは公認会計士が当然それを監査の対象として監査しなければいかぬということになるわけです。が、そこら辺のところは、監査役はそれについては権限はないわけですか。

○元木説明員 監査役も会計と業務の両方の監査権限がござりますから、監査の権限がござります。それから、前に証券取引法ができたときですか、昭和二十年何年かできましたときに、監査役といふものももうやめようという議論があつたのです。それから、これは監査の対象として監査の場合は妥当性かどうかとということはない、違法性かどうかだけだというわけですね。それと会計基準ということです。

○福葉委員 それはもちろんあるわけですが、業務の場合は妥当性かどうかとということはない、違法性かどうかだけだというわけですね。それと会計基準ということです。

○宮本説明員 明確な記憶でございませんので大失礼でございますが、証取法ができた當時ではなくて、三十年ごろにそういうふうな話があつたというふうに、うつすら記憶しております。

○福葉委員 それは後で調べてください。たしか証取法ができたのは二十三年か五年か、その当時のことのようですね。それは後で情勢が変わつてきたからですけれども、後で調べて別に報告をしていただきたい、こういうふうに思います。

そこで、よくわかりませんのは、素人から見ると、この二百八十七条ノ二の新しい条文といふのはよくわかりませんね。よほど専門家が見ないといまあなたのおっしゃったような解釈だといふことはわからないですね、これを読んだだけじや。読んだだけでそういう答えが出てきますか、これは。本当にわからない。もう少し何か、たとえば利益留保性のものはだめだとなんとか、技術的にもう少しわかりやすく書けませんか、この条文は。素人が読んでもわかるように書けません

か。これだけ読んだって、何が何だか全然わからないのじゃないですか、この条文は。どうでしょ
うか、これ、もつとわかりやすく書けませんか、
素人が読んでもわかるように。もつとも、商法と
いうのは技術性のものだからなかなかむずかしい
かもわからぬけれども、読んでもわかりません
よ、これは。少なくとも私はわからない、読んで
みても。説明を聞いてまあ何とかそうかなと思う
だけだね。まだ疑念が残るけれども……。

○稻葉説明員 この規定が必ずしも明確でないとい
う御指摘でござりますけれども、この「費用又
ハ損失」という概念は、企業会計上はある程度確
立した概念でございまして、ある営業年度における
損益計算の上で費用あるいは損失として収益か
ら控除するというもののという意味でございまし
て、確かに、素人わからがするかどうかと言われ
ると非常にむずかしいわけでございますが、また
これ、利益留保性のものを除くと、いうふうに書く
ことも、利益とは何ぞやという問題につながるわ
けでございまして、一見したところは非常にわか
りやすいように見えますけれども、正確性を欠く
おそれがないかどうかというようなことを検証し
てみなければならないわけでございまして、私ど
もといたしましては、この規定が、いろいろ検討
いたしたのでござりますけれども、いまのところ
一番適当ではないかということで選んだわけでござ
ります。

○稻葉委員 そうすると、この条文で、改正は

「計上スルコトヲ得」ですね。それからいまのは
「明カニスルコトヲ要ス」、こうなっていますね。
これは任意ですね。別にそれを引当金として計上
しなくていいわけですからね。だから「得」と
こうなっているんだと思うのですが、それは会社
の自由でしょ。だから「得」となっているわけ
で、下の方は、現行法は「明カニスルコトヲ要
ス」となっているのは、これはどういう意味なん
でしょか。

○元木説明員 まず、現行法でござりますけれど
も、この「要ス」と申しますのは、「目的ヲ貸借

対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」ということ
でございまして、引当金について直接「要ス」と
いうものがかかるというわけではございません。
では「計上スルコトヲ得」とはなっておりません
けれども、物によりましては、たとえば先ほど申し
ました修繕引当金なんかにつきましては、やはり
これは計上することが必要なのではないか。つまり、期間損益を計算する上におきましては、必ず
こういうものは計上しなきゃいかぬということに
なろうかと思います。

それに対しまして、たとえば先ほど来ちょっとと
出ておりました債務不履行の場合の損害賠償につ
いての賠償額についての引当金というようなもの
になりますと、どの程度で実際にそれが特定され
たかという判断をすることはかなり困難でござい
ます。もちろん、これもかなり実現の可能性が
高いということになりますと必ず計上しなければ
いけないということになろうかと思いますけれど
も、場合によりましては、非常にボーダーライン
の場合には、計上してもよろしい、しなくともよ
ろしいというものもあり得るのじやないかとい
うことでござります。

○稻葉委員 そこで、次の問題に移りますが、こ
れだけでも一時間半ぐらいかかるのですね。こん
なわずかな一つの条文だけでもこれだけかかるん
だから、これはすいぶんかかりますね。

そこで、お聞きをしたいのは、商業帳簿の三十
三条ですね、これを見ると、「会計帳簿、貸借対
照表」、「会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記
載スルコトヲ要ス」、整然性、明瞭性の問題、そ
の他ずっとこう書いてありますね。これは日本の
場合とアメリカの場合なんか非常に違うところで
あります。アメリカの場合など、ドイツもそうです
けれども、この帳簿の整然性、明瞭性ということに
対して、ドイツなんか罰則をもつて臨んでいます
ね。それがいいか悪いかは別ですよ。それが私は
いいと言ふのじやございませんよ。いま日本の現
状から見てとてもそれは無理だと思うから、そ
うなんですが、それがいいか悪いかは別ですよ。

○稻葉委員 三十二条、三十三条の問題ですね。
そうすると、貸借対照表はあらゆるものに適用さ
れる、こういう理解の仕方ですか、それが一つ。
三十二条の会計帳簿というのはどういう意味です
か、三十三条规定と詳しく述べてありますね。
○元木説明員 三十二条の会計帳簿には、「左ノ
事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス」という
ことになつておりますで、一号は成立のとき及び
毎決算期における営業上の財産及びその価額とい
うことで、言つてみれば財産目録でござります。
それに対しまして二号は、「取引其ノ他営業上ノ
財産ニ影響ヲ及ぼスベキ事項」ということで、從
来は日記帳と言われていたものでございまして、
営業の取引における財産上の出入口と申します
ことになつております。

○稻葉委員 それはわかつたのですが、業務報告
書はまた営業報告書に返ったというのか、業務報
告書というのは貸借対照表や損益計算書その他の
日記帳というか元帳というか、そういうものを全
部含んでのことを言つておるわけですか。どうい
う意味ですか。

○元木説明員 営業報告書は、あくまで株式会社
が作成する計算書類の一つとしての営業報告書と

いうことは私も言いません。言うと誤解を与えま
すからそれは言いません。
そこで、私が問題といたしますのは、おととい
の改訂法律案でござりますけれども、これ
では「計上スルコトヲ得」とはなっておりません
けれども、物によりましては、たとえば先ほど申し
ました修繕引当金なんかにつきましては、やはり
これは計上することが必要なのではないか。つまり、期間損益を計算する上におきましては、必ず
こういうものは計上しなきゃいかぬということに
なろうかと思います。

それに対しまして、たとえば先ほど来ちょっとと
出ておりました債務不履行の場合の損害賠償につ
いての賠償額についての引当金というようなもの
になりますと、どの程度で実際にそれが特定され
たかという判断をすることはかなり困難でござい
ます。もちろん、これもかなり実現の可能性が
高いということになりますと必ず計上しなければ
いけないということになろうかと思いますけれど
も、場合によりましては、非常にボーダーライン
の場合には、計上してもよろしい、しなくともよ
ろしいというものもあり得るのじやないかとい
うことでござります。

○稻葉委員 そこで、次の問題に移りますが、こ
れだけでも一時間半ぐらいかかるのですね。こん
なわずかな一つの条文だけでもこれだけかかるん
だから、これはすいぶんかかりますね。

そこで、お聞きをしたいのは、商業帳簿の三十
三条ですね、これを見ると、「会計帳簿、貸借対
照表」、「会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記
載スルコトヲ要ス」、整然性、明瞭性の問題、そ
の他ずっとこう書いてありますね。これは日本の
場合とアメリカの場合なんか非常に違うところで
あります。アメリカの場合など、ドイツもそうです
けれども、この帳簿の整然性、明瞭性ということに
対して、ドイツなんか罰則をもつて臨んでいます
ね。それがいいか悪いかは別ですよ。それが私は
いいと言ふのじやございませんよ。いま日本の現
状から見てとてもそれは無理だと思うから、そ
うなんですが、それがいいか悪いかは別ですよ。

○稻葉委員 それはそれでいいのですが、私の聞
いているのは、営業報告書というのを今度は営
業報告書という名前に変えようというのでしょ
う。

○元木説明員 今日はそれでいいのですが、私の聞
いているのは、営業報告書というのを今度は営
業報告書という名前に変えようというのでしょ
う。

○元木説明員 今日はそれでいいのですが、私の聞
いているのは、営業報告書というのを今度は営
業報告書という名前に変えようというのでしょ
う。

いうことを考へてゐるわけでございまして、この商人が作成すべき会計帳簿と申しますのは、これ以外の帳簿でございます。

○稻葉委員 商人商人と言ふけれども、まだ小商人という名前は残つてゐるのでしょ、資本金は二千円でしたか。何でそんなものを残しておくのですか。支配人、番頭、手代というのがあるでしょう。でつちはなかつたかな。二千円でまだ小商人とかなんとか商法の初めの方、総則に残つてゐるでしよう。何でこんなものを残しておくのですか。

○稻葉説明員 商人一般について商号であるとか

貸借対照表の規定を適用することが必ずしも適当でないということで、小商人という規定は残つておるわけでござります。

○稻葉説明員 商人一般について商号であるとか法律施行法の第三条でそういう規定があるわけ

で、小商人の定義としてそういう範囲を限定しているわけでござりますが、今度はそれを一応物価にスライドさせるという意味で、資本金額五十五万円というふうに上げております。

○稻葉委員 それは、上げるとすれば商法の総則

で規定するのじゃないですか。どこにそれは書いてあるの。ぼくもよくわからぬな。

○稻葉説明員 この新旧対照表で申しますと百四十二ページでございます。そこで「新法第八条ノ小商人トハ」ということで、商法中改正法律施行法の中にその範囲についての規定が載つてゐるわけでござります。そこで手当てをすればおのずからその小商人の範囲が変わる、こういう構造になつておるわけでござります。

○稻葉委員 わかりました。附則ですね、商法中改正法律施行法。そうすると、今度は「新法第八

条ノ小商人トハ資本金額五十万円ニ満タザル商人ニシテ会社ニ非ザル者ヲ謂フ」。会社でない商人というのは、資本金がどうしてわかるんですか。

○稻葉説明員 ここで資本と申します概念は、貸借対照表で申しますと資産から負債を引いた金額、これがいわゆる元手ということになります。

○稻葉説明員 て、それが資本となるわけでございます。す。

○稻葉委員 だから、貸借対照表はやはり小商人もちろんと出さなくてはいけないんですが、そんなものは出してはいないでしょ。そんなものと言つては悪いけれども、それはどうなつてているのか。

五十万円未満の資本金のあれば、日本でどのくらいあるんだ。五十万円といったって、これはどこから出でてきたの。

○稻葉説明員 要するに、資産を評価いたしましてそれから借金を引けばこの金額が出てくるということです。必ずしも貸借対照表をつくるということではございません。先ほど貸借対照表と申しましたのは言葉の走りでございまして、訂正させていただきます。

○稻葉説明員 この小商人がどのくらいいるかということでも、余りはつきりいたしません。ただ、昭和十三年に資本金額二千円とすることでございまして、それにつきましては、今回過料の額を上げたり、あるいは特別清算の場合に裁判所の許可を要しない金額を上げたりいろいろいたしまして、その場合に考えましたのは、昭和十三年当時の二千円をいまにおいても二千円のまま残しておくるのがいかにも前近代的過ぎるということでございまして、大体物価にスライドさせていくとこのくらいではないかといふ、ある意味では目次でございまして、必ずしも理論的にこれが唯一無二のものであるというような根拠はございません。

○稻葉委員 私も何も数学的に出せなんて、そんなことを言ひませんよ。そんなこと言つたって、それは無理だ。そんなことよりも、問題はこういうふうな文を残しておかなければならぬ理由があるのですかということだな。削つたらいいじゃないですか。何か特別なあれが必要なんですか。

○元木説明員 少なくとも商人であるということになりますと、たとえば商業帳簿の規定についても必ず守らなければいかぬということになります。しかし、元手が五十万以下の商人

ということになりますと、そこ今までこういうふうな商業帳簿、会計帳簿等の作成を義務づけると

いうことはいかがかということでござります。

○稻葉委員 そうすると、それはどうやって調べるのですか。一度あなたのところの資本金は五十万円以上ですか五十万円以下ですかと法務省が聞いていくの。そんなことできないじゃないですか。

○元木説明員 これは実際問題といたしましては、商法の三十五条に「裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職権ヲ以テ訴訟ノ当事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得」というのがございま

す。こういうことで、実際に訴訟になったようなときには、提出義務が生ずるかどうかという

ことの差になつて出てくると思います。

○稻葉委員 それは訴訟になつた場合、商業帳簿の提出義務がありますから、ちゃんと書いておかなければいけないでしょ。けれどもね。

○稻葉委員 それから、支配人、番頭、手代というののはいつもから日本では始まつたのです。日本法制史の研究だけども、いつからこういうことが始まつたの。でつちというのもあつたね。小僧といふのは、こうある。取締役がつくと偉な氣分がするのでしょ。別に大したことないと思ひます。

○稻葉委員 どうして日本の場合は取締役と支配人とが合致している場合が多いのですかと、そういうふうなことは別として、私が聞きましたのは、昭和十三年当時の二千円をいまにおいても二千円のまま残しておくるのがいかにも前近代的過ぎるということでございまして、大体物価にスライドさせていくとこのくらいではないかといふ、ある意味では目次でございまして、必ずしも理論的にこれが唯一無二のものであるというような根拠はございません。

○元木説明員 法制史的にはどうか私は存じませんけれども、商法で支配人と申しますのは、「營業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」ということになつておりますので、そういう裁判であるとなないとを問わざ代理権限があるというふうに意味があらうかと存じます。

○稻葉委員 それから、番頭、手代という言葉でございまして、それは無理だ。そんなことよりも、問題はこういうふうな文を残しておかなければならぬ理由があるのですかということだな。削つたらいいじゃないですか。何か特別なあれが必要なんですか。

○元木説明員 少なくとも商人であるということになりますと、たとえば商業帳簿の規定についても必ず守らなければいかぬということになります。しかし、元手が五十万以下の商人

ジャードという言葉ですか。それと取締役とはどういうふうに違うの。日本の場合は兼ねている場合

が非常に多いでしょ。ほとんど兼ねているのじゃないですか。だから取締役ばかり一つの会社の中にいっぱいいるのじゃないですか。だから、取締役会なんて開いたって集まりやしないんじゃ

ないですか。八十人くらいいるところもあるでしょ。部長はみんな取締役にしてしまっているところもある。取締役がつくと偉な氣分がするのでしょ。別に大したことないと思ひます

が。

○稻葉委員 どうして日本の場合は取締役と支配人とが合致している場合が多いのですかと、そういうふうなことは別として、私が聞きましたのは、昭和十三年当時の二千円をいまにおいても二千円のまま残しておくるのがいかにも前近代的過ぎるということでございまして、大体物価にスライドさせていくとこのくらいではないかといふ、ある意味では目次でございまして、必ずしも理論的にこれが唯一無二のものであるというような根拠はございません。

○元木説明員 それは別として、私が聞きたいのはこういうふうなことです。計算・公開に関する改正試案で営業報告書を業務報告書と改称しようとしましたことがあ

るということがいままでわかりましたね。この前参考人の河本さんですか鴻さんですか、両方の方もおっしゃいましたが、初めはその内容について

は法務省令で決めようとした。ところが、それを法律事項にしようとしたということがありました

ね。お二人、言つておられたんですよ。ところが、どういうこととか知りませんが、それが何かま

た変わつた、こういうことでしょ。そういうふうに言つておられたのですよ。だから、私はその

点を聞きたいのです。初めは何かあつたとい

うのでしょ。何かあつて、その何かがどういうも

のとどういうものであつたか、それを法律事項にしましたとしたのです。それを今度はまた法務省令にしてしまつたということですね。その経過をお聞かせ

願いたい、こう思うのです。

○元木説明員 営業報告書、当時業務報告書といふ名前においたしておりましたけれども、営業報告書の記載内容を法務省令で定めるということにつきましては、最初から案として商法部会の審議の中で出ていたわけでございます。その過程におきまして、確かにこれは法律で決めるべきではないかという議論もあつたわけでございます。ただ、そのときに、多數の意見といつては、営業報告書あるいは業務報告書といふようなものは会社の営業の状況を文字で記載するものである。そういたしますと、必ずしも定型的なものには限らない、ことに何を開示してほしいかといふことは時代の要請によつてずいぶん変わつてくるのじやないか、そうした場合に法律で決めておりますと、それが硬直化してしまつて時代のニーズに必ずしも応するものにならないのじやないかといふことで、法務省令で書くといふことに大体決まります。わざと書くといふことは、計算・公開試案におきましては、「業務報告書には、法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならない」といたしまして、その次に「御」といたしまして、「業務報告書の記載事項を次のようく定める」とはどうか」ということにいたしました。

○稲葉委員 だから、それを説明してくださいと言つておられるのです、内容を。

○元木説明員 内容といたしましては、「貸借対

照表及び損益計算書の作成につき採用した重要な

会計方針」それから、「子会社の数等々つまり子会

社情報でございます。それから、「大株主及びその

持ち株数等々で……」(稲葉委員)「だめだよ、省略

しては。省略しないで全部読んでください」と呼ぶ

「子会社の数、総資産及び総資本、子会社の

総資本において会社の有する割合並びに子会社の

営業による収入及び利益又は損失の総額(子会社

以外の会社との資本提携等の状況を記載するもの

とするかどうかは、なお検討する。」それから

ます。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまりますのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたというよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

ていたわけでございまして、それぞれの会社によ

つて特に開示を必要とするものがあるのではないか

かといふことでござります。たとえば非常に特殊

な原料を使つてゐる、その原料の値段の高下が営業成績に非常に響くといふよう

なことありますと、そういう場合には、総会の

決議で、こういうものを営業報告書に記載してほし

いといふような場合が出てくるわけでございま

す。したがいまして、そういうものを定めること

ができるようになりますといふかがであろうかとい

うことでござります。

○稲葉委員 そこで、そういう案があつたことは

あつたのですか。それはあなたの方が出されたの

ですか。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 出したからには、それだけの根拠が

あって出だわけでしょう。ただやみくもにい

う名前にいたしておりましたけれども、営業報告

書の記載内容を法務省令で定めるということにつ

きましては、最初から案として商法部会の審議の

中で出だしたわけでございます。その過程におき

まして、確かにこれは法律で決めるべきではないかといふ議論もあつたわけでございます。た

だ、そのときに、多數の意見といつては、

営業報告書あるいは業務報告書といふようなもの

は会社の営業の状況を文字で記載するものであ

る。そういたしますと、必ずしも定型的なものに

は限らない、ことに何を開示してほしいかといふ

ことは時代の要請によつてずいぶん変わつくる

のじやないか、そうした場合に法律で決めており

ますと、それが硬直化してしまつて時代のニーズ

に必ずしも応するものにならないのじやないかと

いうことで、法務省令で書くといふことに大体決

まります。わざと書くといふことは、計算・公開試案

におきましては、「業務報告書には、

法務省令で定めるところにより、会社の業務の状

況に関する重要な事項を記載しなければならな

い」といたしまして、その次に「御」といたしまし

て、「業務報告書の記載事項を次のようく定める

ことはどうか」ということにいたしました。

○稲葉委員 だから、それを説明してくださいと言つておられるのです、内容を。

○元木説明員 内容といたしましては、「貸借対

照表及び損益計算書の作成につき採用した重要な

会計方針」それから、「子会社の数等々つまり子会

社情報でございます。それから、「大株主及びその

持ち株数等々で……」(稲葉委員)「だめだよ、省略

しては。省略しないで全部読んでください」と呼ぶ

「子会社の数、総資産及び総資本、子会社の

総資本において会社の有する割合並びに子会社の

営業による収入及び利益又は損失の総額(子会社

以外の会社との資本提携等の状況を記載するもの

とするかどうかは、なお検討する。」それから

ます。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで、むしろ試案というものはた

まき台であるということで出したわけでございま

す。したがいまして、ここにこの本文で書いてあ

るところにつきましては、必ずしも商法部会でかなりコンク

リートに審議をした結果が出ているわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまいま

すのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたといふよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

ていたわけでございまして、それぞれの会社によ

つて特に開示を必要とするものがあるのではないか

かといふことでござります。たとえば非常に特殊

な原料を使つてゐる、その原料の値段の高下が営業成績に非常に響くといふよう

なことありますと、そういう場合には、総会の

決議で、こういうものを営業報告書に記載してほし

いといふような場合が出てくるわけでございま

す。したがいまして、そういうものを定めること

ができるようになりますといふかがであろうかとい

うことでござります。

○稲葉委員 そこで、そういう案があつたことは

あつたのですか。それはあなたの方が出されたの

ですか。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 試案をお出ししました私どもの立

場といつましては、むしろ試案というものはた

まき台であるということで出したわけでございま

す。したがいまして、ここにこの本文で書いてあ

るところにつきましては、必ずしも商法部会でかなりコンク

リートに審議をした結果が出ているわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまいま

すのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたといふよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

ていたわけでございまして、それぞれの会社によ

つて特に開示を必要とするものがあるのではないか

かといふことでござります。たとえば非常に特殊

な原料を使つてゐる、その原料の値段の高下が営業成績に非常に響くといふよう

なことありますと、そういう場合には、総会の

決議で、こういうものを営業報告書に記載してほし

いといふような場合が出てくるわけでございま

す。したがいまして、そういうものを定めること

ができるようになりますといふかがであろうかとい

うことでござります。

○稲葉委員 そこで、そういう案があつたことは

あつたのですか。それはあなたの方が出されたの

ですか。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで、むしろ試案というものはた

まき台であるということで出したわけでございま

す。したがいまして、ここにこの本文で書いてあ

るところにつきましては、必ずしも商法部会でかなりコンク

リートに審議をした結果が出ているわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまいま

すのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたといふよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

ていたわけでございまして、それぞれの会社によ

つて特に開示を必要とするものがあるのではないか

かといふことでござります。たとえば非常に特殊

な原料を使つてゐる、その原料の値段の高下が営業成績に非常に響くといふよう

なことありますと、そういう場合には、総会の

決議で、こういうものを営業報告書に記載してほし

いといふような場合が出てくるわけでございま

す。したがいまして、そういうものを定めること

ができるようになりますといふかがであろうかとい

うことでござります。

○稲葉委員 そこで、そういう案があつたことは

あつたのですか。それはあなたの方が出されたの

ですか。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで、むしろ試案というものはた

まき台であるところで出したわけでございま

す。したがいまして、ここにこの本文で書いてあ

るところにつきましては、必ずしも商法部会でかなりコンク

リートに審議をした結果が出ているわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまいま

すのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたといふよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

ていたわけでございまして、それぞれの会社によ

つて特に開示を必要とするものがあるのではないか

かといふことでござります。たとえば非常に特殊

な原料を使つてゐる、その原料の値段の高下が営業成績に非常に響くといふよう

なことありますと、そういう場合には、総会の

決議で、こういうものを営業報告書に記載してほし

いといふような場合が出てくるわけでございま

す。したがいまして、そういうものを定めること

ができるようになりますといふかがであろうかとい

うことでござります。

○稲葉委員 そこで、そういう案があつたことは

あつたのですか。それはあなたの方が出されたの

ですか。

○元木説明員 私どもの方で出したわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで、むしろ試案というものはた

まき台であるところで出したわけでございま

す。したがいまして、ここにこの本文で書いてあ

るところにつきましては、必ずしも商法部会でかなりコンク

リートに審議をした結果が出ているわけでござい

ます。

○稲葉委員 そこで非常に問題になつてしまいま

すのは、いま私が聞いたのは、この前、鴻さんも

河本さんもこれは法律に決めようとしたといふよ

うなことを言つておられましたね。これが非常に

重要なんですよ。その中で重要なのは、これから

決めるけれども、そのときに、当時業務報告書で

すが、記載事項を定款または総会の決議で定める

ことができるものとするかどうかは提案していた

らしいんですが、これはどうなつたんだですか。

○元木説明員 実はこれは非常に特殊な例を考え

うか、株主総会なり何なりの承認を得なければできないのかどうかという点が今後の大問題になつてきているわけです。一部の大学教授は、取締役会の承認が要るんだといふことを言っているわけです。これは国民に対する、何といいますか、どういう言葉で言つたらいいか、義務の履行というのか何とかいろいろな言葉で挙げて株主総会の承認が要るということを言つてますからね。この点についてはこの次にお伺いしたい、こういうふうに思うのです。

○中島(一) 政府委員 関連事項として一応その判断も準備してまいりましたので、ここでお答えをさせていただきます。

○中島（一）政府委員 まず、前段の点について私はお答えをさせていただきますけれども、私も審議の経過をその席において全部知悉しておるというわけでもございませんが、いろいろな印刷物を見、話を聞いたところによりますと、これを法務省令で決めるということは、試案の段階から終始一貫変わらなかつたというふうに承知をいたしております。ただ、ある時期において、若干の委員の方からそういう御意見があつたのかもしれません。あつたとしてもそういうことであろうかといふふうに考へるわけでございます。

それから、総会屋に対する措置としてこういうふうによくしまへんかといふ、こういふことを

御意見などを聞いてみましても、その方々のお考
えとして私どもが承知いたしておりますのは、こ
ういう生の形で総額を書くということよりも、む
しろ監査役の監査というものがあるのだから、そ
の監査役の監査を通した上で、監査役の意見を付
して問題になるもの、不適正なものについて監査
報告書に書かせる方が実効があるのじゃないかと
いうような御意見もあるようございます。そうを
いうものも含めて参酌をいたしまして法務省令を
決めたいというふうに考えております。

○稻葉委員 あなたの意見を聞いていると、これ
を書くことについては法務省としては非常に消極的
ですね。むしろこれは書きたくないというよ
うな意見だな。これはどこかからクレームがついて
いる。私はちょっと理解できないな。これを明
らかにすることによって、初めて総会屋の問題だ
とか政治献金の是非がわかるんですよ。これはあ
たりまあじやないですか。どこの総会屋という名
前は出さないにしても、何々に幾ら出したとか、
それが営業報告に出てきて初めて株主は、じゃ、
われわれの出した金は、われわれの株券は——わ
れわれの会社ということですよ。アメリカの株主
総会で社長は何と言つてあいさつするかといえ
ば、ユアカンパニーと言つているのですよ。あな
た方の会社というふうにまず第一にあいさつする

わけでしよう。日本では全くわけがわからぬあいつでしよう。これが抜けるというようなことに、ついては絶対承服できないですね。これがなければディスクロージャーは意味がない。後のところなんか全然意味がないですよ。

だから、大学教授が二人来て、私が質問したときには、その点を二人とも言われたのですよ。しかも、それは残念だという意味で言われたでしようが。聞きもしないのにと言うとおかしいけれども、初め封だったものを途中で法律事項にしようという考え方方が出てきた。これが全部出てきたかどうかは別ですよ。それがまたいろいろな反対や何かあって前へ戻っちゃったということを、二人のお方言われたでしよう。これは議事録を見ればわかりますよ、私ははっきり記憶していますから。その点も書いてあるのですからね。そこがボイントなんです。これは残念だという意味でお二人とも言われていたのですよ。それがやられないのは、今までたつたつて国民のものにならないですよ。

ているというんだから。ここが問題だと私は思うのですよ。

これを法務省令でなくてちゃんと法律にするとか、あるいは法務省令でもこの点はきちっとするとか、これは大臣として約束しなければいかぬと私は思いますよ。この次改めて大臣に聞きますから。それでなければ意味ないですよ。今度の日玉原告はここですよ。これを削っちゃったことですよ。削っちゃったのじゃなくて、力関係で削れちゃったのですよ。そういうふうに考えざるを得ないんじゃないですか。

いま私は、またもう一つ聞きましたね。アメリカでは州によって会社の政治献金を禁止しているということがあるじゃないかと聞きましたね。どうですか、その答えは。

○元木説明員 州によりまして、ニューヨークなどは禁止しているようでござりますが、ただ、連邦法でもそういう法律がござりますけれども、これは連邦法の場合立法権限の問題がありまして、何か限定があるのでなかなかうかと思つております。

うふうに理解をしておるわけでございます。
（問）という項目は、先ほども申し上げましたように利益の供与の総額ということになつておるわけですが、さぞかし申しますから、総額では余り意味がない。具体的な事実関係は業務報告書、営業報告書を見ておられる方にはお分かりなさるかと思いますが、それを法律事項にしろという御意見があつたとしても、これは先ほど申しましたように一、二のそういう御意見があつたかと思うわけでありますて、むしろこれではコストばかりかかるてこういうものを開示することに意味がないのではないかという反対意見の方が強かつたということの方が、この（問）といふ表現自身から真相に近いものではなかろうかといふふうに私は考へるわけでありますて、むしろそぞれよりは、総額といったようなことではなくて、先ほどから問題になつておりますように、総会議事に対する無償供与の禁止その他監査上問題となるようなそういう支出を監査役の監査を通して開示しておられるという立場の方が多い、制度本来の趣旨に合致するのじゃないかというふうに考へておるわけでござります。

○福葉委員 それじゃ、あなたの方で、アメリカの州それから連邦法で会社の政治献金を禁止している法律があるのでから、それを調べてこの次までに出してください。

それから、イギリスもそうでしょう。アメリカだけじゃないです。イギリスもそうですよ。イギリスの方、どうなつていてますか。

○福澤委員 それも一つの考え方ですが、それに対する反論はこの次します。

いまイギリスの例を挙げましたね。イギリスの場合ももちろん禁止ではありません。私が禁止と言つたのは、ちょっと言い違いでありますね。金額の制限が示しなければなりませんね。五十ポンドでしょう。五十ポンドというのは、いまの日本の金に直すと幾らぐらいですか。

○元木説明員 大体二万五千円から三万円の間だと思ひます。

○福澤委員 イギリスでは、一九六七年会社法十九条でしよう。「政治的目的の寄付については、(a)五〇ポンドを超えて政治的目的で金錢が与えられた者の名前 (b)五〇ポンドを超える金錢があられたときは、その政党の名稱および与えられた金錢の額」を開示させることにしてゐる。この開示

Digitized by srujanika@gmail.com

からないじゃないですか。そんなことはできっこないですよ。警察国家になつてしまいますが、そんなことまでやるべき筋合いのものでないかもわからぬ。

それからまた、監査役が報告書に書けばと言つても、それはあたりまえの話だ。監査役が書けばは、わかるけれども、監査役がそんなこと書きつこないじゃないですか。どうして監査役にわかるのですか。どうして監査役にそんなこと言いますか。監査役がどうやってそれを見つけるのですか。そんなのはだめですよ。形の上だけ、文書の上だけでこれは百点です。優等生の試験の答案みたいなもの、実際は零点、内容は何もなし、こういうのが世の中には多いですよ。法律というものはそういうものだからしようがないですよ。

これを確実にやるなんて言つたら、日本じゅう警察官でいっぱいになってしまいますから、そんなことはできません。それは無理よ。株主総会へ行つて総会屋があれしていたからそこから犯罪があつたと推定するなんて、推定なんというのは法律的に刑法で使う言葉ぢやないですよ。そんなこと言つたら大変なことになる。人権じゅうりんになつてしまふから、そんなことはできません。これはできないです。

そこで、この前申し上げましたように、総会屋はいま形を変えておるのであります。いまは政治結社をどんどんつくっていますよ。この次、自治省を呼びますが、総会屋は二十幾つ政治結社をつくったんですよ。政治結社をつくって、政治献金をもらひに行くのですよ。政治結社は政治献金もらえるわけですから。政治献金は犯罪ぢやないでしようが。政治献金をもらえるのだから、その政治献金をもらって、それをどうして条文と関係があるというふうに認識するのですか。それで捜査をするのですか。一々そんなことはできないじゃないですか。気持ちはよくわかりますけれども、こんな条文をつくつても何の意味もないということです。

河本先生はこれが今度の改正の目玉だと言うか

ら、ほくは、失礼だけれども、それは実態を知らないのだ、法律が十歩先に行けば総会屋は二十歩先に行くのです。とにかくそういうものなんですか。これは形は目玉ではありません。実際は何も意味をなさない。だからディスクロージャーといふものと相まって初めて総会屋対策ができるのです。ディスクロージャーというものは、前言つた。ディスクロージャーといふものには、前言つた。

営業報告書の回項というのに、会社はどこへいつ金をやつたかということを全部明らかにしなければだめです。それでなければだめだ、こういうふうに私は思うのです。ところが、法律としては、これまでと言つたけれども、その程度のものでしましてこれ以外の書き方はありませんよ。ないより悪いのだというので、いまだ転換しておるのですよ。この次、警察なり何なり呼んで聞いてみますから、これは事実ですかね。それはそれなんです。

そこでまた問題は、総会屋というのはアメリカにはないのです。日本だけですよ。一体どうしてこういう現象なんでしょうか。私はわからないのですよ。これは私は、一つは株主が悪いと思う。株主が、いわゆる共益権と自益権の問題があるでしょう。自益権だけの問題ではないのです。外國にはない。日本だけですよ。共益権なんかどうだつていいという考え方でしよう。利益配当の請求権だけあればいいといふことでしょう。そういう考え方です。第一、行きはしないですよ。

私は株を持ってませんが、私の家の名前で株を持っている。株なんかよくわからないから、どういうふうにお考えですか。何も分けなくていいのではないか。本当にもつとまじめにやらなければだめだよ。

そこで私がお聞きしたいのは、共益権と自益権の問題がありますね。これに対する理解の仕方。私の疑問に思ふのは、株主がなぜ共益権と自益権を分けなければいけないのか、ここら辺はどういうふうにお考えですか。何も分けなくていいのではないか。大まかに言つて三つぐらいの学説に分けられていますよとお聞きながら、こつちはわけがわからぬから、それをお願いしますよと言つてそれを買はれることはなかろうかと思います。まず第一の原則といつたて、ちつとも株主平等の原則ではない。言葉のあやであつて、株式平等の原則ですね。そこで教科について一つの議決権を与えるという制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度がだんだん生まれつりますね。日本ではありません。ちょっとど忘れしましたが、ドイツからどこかでそういう制度がすでにあらわれていますね。一株一議決権というのではなくて、教科を持つていて一議決権を与えようということ、そういう制度があらわれているのではないですか。

○元木説明員 共益権と自益権の考え方につきましては、大まかに言つて三つぐらいの学説に分けられるのではないかと思ひます。まず第一の原則といつたて、ちつとも株主平等の原則ではない。言葉のあやであつて、株式平等の原則ですね。そこで教科について一つの議決権を与えるという制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度がだんだん生まれつりますね。日本ではありません。ちょっとど忘れしましたが、ドイツからどこかでそういう制度がすでにあらわれていますね。一株一議決権というのではなくて、教科を持つていて一議決権を与えようということ、そういう制度があらわれているのではないですか。

そこで前に戻ると、政治献金の問題でも、なぜアメリカでは政治献金を禁止しているのか、イギリスでは五十ポンド以上のものを禁止したりあるのです。この次自治省を呼びますから、いまのアメリカの法律、イギリスの法律は法務省の責任において集めておいてください。英語でいいです、その程度の英語はわかるから。どうですか。はつきり言つてください。

○元木説明員 アメリカ及びイギリスの法律については調査いたします。

○稻葉委員 や、調査ぢやないですよ。この次質問までに集めておいてくれというのです。十五日に質問しますから、それまでに集めておいてください。「十二日だ」と呼ぶ者あり) いずれにしても、とにかく集めておいてください。いいですか。どうもやっているうちにちゃんと入つていかぬ。本当にもつとまじめにやらなければだめだよ。

そこで私がお聞きしたいのは、共益権と自益権の問題です。そこで私は、株主がなぜ共益権と自益権を分けなければいけないのか、ここら辺はどういうふうにお考えですか。何も分けなくていいのではないか。大まかに言つて三つぐらいの学説に分けられていますよとお聞きながら、こつちはわけがわからぬから、それをお願いしますよと言つてそれを買はれることはなかろうかと思います。まず第一の原則といつたて、ちつとも株主平等の原則ではない。言葉のあやであつて、株式平等の原則ですね。そこで教科について一つの議決権を与えるという制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度がだんだん生まれつりますね。日本ではありません。ちょっとど忘れしましたが、ドイツからどこかでそういう制度がすでにあらわれていますね。一株一議決権というのではなくて、教科を持つていて一議決権を与えようということ、そういう制度があらわれているのではないですか。

○元木説明員 ちょっととそういう法制は、まだ勉

るということになつておりますし、またその結果としてあらわれるものは主として多数決によつて行われるということをごさいまして、必ずしもそれが個人的な利益とは直結しないと申しますか、そういう点で自益権、つまり利益配当請求権とは多少性質が違うのではないかということで、その性質から見て分けるという考え方。それから、自益権については十分な権利性は認めますけれども、共益権については、これは権利といつてよいればだめです。それでなければだめだ、こういうふうに私は思うのです。ところが、法律としてはこれまでと言つたけれども、その程度のものでしましてこれ以外の書き方はありませんよ。ないより悪いのだというので、いまだ転換しておるのですよ。この次、警察なり何なり呼んで聞いてみます。この次自治省を呼びますから、いまのアメリカの法律、イギリスの法律は法務省の責任において集めておいてください。英語でいいです、その程度の英語はわかるから。どうですか。はつきり言つてください。

○元木説明員 アメリカ及びイギリスの法律については調査いたします。

○稻葉委員 や、調査ぢやないですよ。この次質問までに集めておいてくれというのです。十五日に質問しますから、それまでに集めておいてください。「十二日だ」と呼ぶ者あり) いずれにしても、とにかく集めておいてください。いいですか。どうもやっているうちにちゃんと入つていかぬ。本当にもつとまじめにやらなければだめだよ。

そこで私がお聞きしたいのは、共益権と自益権の問題です。そこで私は、株主がなぜ共益権と自益権を分けなければいけないのか、ここら辺はどういうふうにお考えですか。何も分けなくていいのではないか。大まかに言つて三つぐらいの学説に分けられていますよとお聞きながら、こつちはわけがわからぬから、それをお願いしますよと言つてそれを買はれることはなかろうかと思います。まず第一の原則といつたて、ちつとも株主平等の原則ではない。言葉のあやであつて、株式平等の原則ですね。そこで教科について一つの議決権を与えるという制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度が、ドイツですかどこでしたか、そういう制度がだんだん生まれつりますね。日本ではありません。ちょっとど忘れしましたが、ドイツからどこかでそういう制度がすでにあらわれていますね。一株一議決権というのではなくて、教科を持つていて一議決権を与えようということ、そういう制度があらわれているのではないですか。

強しておりません。

○福葉委員 それはあるのです。

もう一つ問題になつてまいりますのは、少數株主権の保護ということ、これは大きな問題だと私は思うのです。今度の改正法なり商法の中でも、少數株主権という言葉はどこかに使ってありますか。

○元木説明員 少數株主権という言葉は学問上の

言葉でございまして、法律では使っていなかった

と思います。

○福葉委員 そんなことはない。一ヵ所使ってあ

るよ。よく調べてごらんなさい。この法律案関係資料の中に使ってありますね。条文に使ってあるんだったかな。きのう見たんだが、どこか後の方にありますよ。きょうでなくいいですから、よく調べてください。

そこで、少數株主権の保護ということに対してもういうふうに今度の法案では取り扱われていますか。株主平等の原則ということが株式会社の性質から見て、多数決の原理が一方にありながら、本原則として言われていますね。これもまた言葉のあやでちょっとおかしいと思うが、株式会社の性質から見て、少數株主の保護というものが今度の法律の中ではどういうふうに規定されているか、改正案の中で使われているかということです。

○元木説明員 いま直接少數株主の保護を目的にすることではないわけでござりますけれども、たとえば株主総会における提案権の行使あるいは説明義務等におきましては、単位株制度を中心とするという問題はございますけれども、個々の株主がそれぞれ総会において相当の権利を行使できるのではないかと思います。それからまた、大企業につきましては、株主の数が千人以上の大企業でございますけれども、それにつきましては参考書類とともに書面投票用紙も送ることにいたしまして、少數といいますか、持ち株数の少ない株主が容易に議決権を行使することができるようによると

いう手当でをいたしております。

○福葉委員 その点についてこれからお聞きいたしますけれども、あなたの方の条文の中で確かにありますね。百分の一があるのは三百株以上ですか、そういうのがありますね。それについてなぜ三百株にしたとかなんとかいう理由は、法律案関係資料の中にどこかに説明してありますか。三百

株にしたとかあるいは百分の一以上とかなんとかいうことの、その数字の理由ですよ。数字に対する理由はこの関係資料の中になりますか。

○元木説明員 説明資料の中には、数字に関する理由はございません。そこで、その数字の理由ですよ。説明があつたって、初めの何というか要綱——要綱と逐条説明とは全く同じようなことを書いているのじゃないですか。これはちつとも説明でも何でもないじゃないですか。ただし厚くするために書いたようなものじゃないか。こういうものを行政改革やらなければだめなんだよ。あなた、書いてないじゃないですか。なぜ百分の一にしたか、なぜ三百株以上の株式を有する株主は提案権があるかということについて、三百株とはどういう根拠で出てきたのか。それが説明のポイントでしよう。ただこういふふうにつづたと言つたって、そんなものは説明でも何でもないでしょう。だめだな、そういう書き方は。だから、私が聞いているのは、なぜ百分の一にしたのか、なぜ三百株以上の株式を有するかというか、いけませんよ、そういう書き方は。だから、私が聞いているのは、なぜ百分の一にしたのか、なぜ三百株以上の株式を有するかに株主の提案権を認めめたのか、なぜ三百株という数字が出てきたのか、なぜ百分の一という数字が出でたのか、それを聞くわけですよ。

○福葉委員 これは数字のことです。これは、株主に株主の提案権を認めめたのか、なぜ三百株という数字が出てきたのか、なぜ百分の一という数字が出でたのか、それを聞くわけですよ。これが乱用の防止ということになろうかと思いまが、提案した株主に負担させる、そういう制度を考えようなどいふことも考えたわけでござりますが、提案の場合は、株主提案に要した費用について、もし賛成が少なかつた場合でございまが、それが乱用の防止ということになろうかと思いまが、そのためには、株主の提案権と質問権を認めることにしたわけでございました。それとともに、試案の場合には、株主提案に要した費用について、もし賛成が少なかつた場合でございまが、それが乱用の防止ということを念頭に置いたわけでござります。しかし、これについても批判がございましたので、そこをあれこれバランスをとりまして、結局、乱用を防止できるような金額で、これでどうならなければならないという根拠は、私どもも算数のようには出しておりませんが、現在の少數株主権は多く百分の三または十分の一という形になつてゐるわけでござります。しかししながら、今回認めた提案権のようなものにつきましては、百分の一だけにしてくれと

につきましては、百分の三というののはいささか要件としては重いのではないかということでござります。

○福葉委員 その点についてこれからお聞きいたしまして、それを考慮いたしますと、まあ百分の一

ぐらいが数字的に申しますといいのではないかと

いうふうに考えたわけでござります。

ただ、百分の一ということになりますと、非常に大きな会社、たとえば先ほど先生お挙げになり

ました新日鉄あるいは東京電力というような会社

で百分の一の持ち株を持とうという、これは大

層な金が要るわけでございまして、そういう会社につきましては百分の一だけはどうもおかしい

のではないか、少數株主の保護には十分ではない

のですが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株になつておりますが、これにつきまして意

見を求めましたところ、百株という株数では乱用

の危険が非常に多い。なぜ少數株主権についてし

て、単独株主権にしないかということになると、

これは乱用の防止ということになろうかと思いま

が、そういう批判がございました。それとともに

、その三百株にした理由は、実は試案ではこれは

会で質問も何もないというのは無気力だからな

い場合と、本当に問題がない、これで結構だと思います。そこで、絶対要件、これは今度の全く新し

い、今まで商法では例を見ない要件でございま

すが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株以上の株式を有する株主についても提案権を

認めるということにしたわけでござります。

その三百株にした理由は、実は試案ではこれは

会で質問も何もないというのは無気力だからな

い場合と、本当に問題がない、これで結構だと思います。そこで、絶対要件、これは今度の全く新し

い、今まで商法では例を見ない要件でございま

すが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株以上の株式を有する株主についても提案権を

認めるということにしたわけでござります。

その三百株にした理由は、実は試案ではこれは

会で質問も何もないというのは無気力だからな

い場合と、本当に問題がない、これで結構だと思います。そこで、絶対要件、これは今度の全く新し

い、今まで商法では例を見ない要件でございま

すが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株以上の株式を有する株主についても提案権を

認めるということにしたわけでござります。それから、鉢木さんなんかはひどいことを、ひどいというか、本当のことと言っている。「株主総会が会社の経営に役立つものになるかといった

上での妥協だということになるのかもしません。ことに数字の場合には妥協の場合が多いです。それから、私は無理は申し上げません。

ただ、ここに商事法務のナンバー八四五「機関

役員長川又克二」という人が、聞く人は鉢木竹雄さんという法制審議会の商法部会長ですが、川又さんはこういうふうに言つていてますよ。「株主

総会で質問も何もないというのは無気力だからな

い場合と、本当に問題がない、これで結構だと思います。そこで、絶対要件、これは今度の全く新し

い、今まで商法では例を見ない要件でございま

すが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株以上の株式を有する株主についても提案権を

認めるということにしたわけでござります。

その三百株にした理由は、実は試案ではこれは

会で質問も何もないというのは無気力だからな

い場合と、本当に問題がない、これで結構だと思います。そこで、絶対要件、これは今度の全く新し

い、今まで商法では例を見ない要件でございま

すが、絶対数の要件というものを入れまして、三

百株以上の株式を有する株主についても提案権を

認めるということにしたわけでござります。

ら、それは私もならないと思うのです。」こう言つてゐる。これは味の素の経験から言つたのかもしれませんけれども、本当かもわからぬですよ。そういうふうにいろいろ言つてゐるのです。それから鈴木さんは、「ディスクロージャーいろいろな問題は、『商業報告書に書けばいいといわれますが、あの商業報告書というものはだれもが読みたくなるような文章ではないのですね。ある意味では大変な形式的な文章が多い。』と言つてゐるのです。確かにそのとおりかもわかりませんね。こういうふうにして、経団連の意見というものがいろいろな形で入つてきている。あなた方は善意で、一生懸命もつとい株式会社——もつとい株式会社というのもおかしいけれども、民主的な形にしようと思つたのでしょうかね。だけれども、それはそういう形でめぐめられてきているというふうにひが目で、私は目がいいのですけれども、私のひが目で見るとそういうふうになるのですね。どうもその点が理解できません。

もう一つお聞きしたいのは、ディスクロージャーについてある雑誌社がコンクールをやったことがありますよ。知つていますね。そうした

ところがあるのです。それは、本当にわかりやすく、「会社の営業状況をいろんな統計を使って生産高、販売

なものと、結局優秀賞が何かもらつた会社があるのです。あれは実業の日本社がやつたのです。それは、本当にわかるよな数字とか統計で示すことが大事じゃないかと思うのです。」と

いうことで、将来の会社の見通しなども入れて一番いいのをつくつたと、こういのですね。だから、そういうふうに親切にやはり会社の状況といふものを株主に知らせてあげるのがディスクロージャーの目的じゃないかと私は思うのです。それを、いま言つた(回)項といふのは一番大事なところだと思います。(回)例、(回)すつと大事ですが、特に(回)項といふものは総会屋対策その他の問題に大きな影

響があるので、それも法務省令で避けてやつていいのです。あなた方の善意は私は信頼しますけれども、ずいぶん無理をされたのもよくわかります。でも、そういう点については私はわからない。提案の段階では、「株主に提案権を認めることですが、株主総会の形骸化の防止に役立つとの考え方から、機関改正試案は、この制度の導入を提案している。この提案権は、①追加提案権、②反対なし修正提案権、③選挙提案権に分けられる。」とかいろいろ言つていますね。そして「試案は、提案権を少数株主権にしている。すなわち、六月前から引き継ぎ決議権を有する株式の総数の一〇〇分の一の株式または一〇〇株（会社が単位株制度を採用しているときは、一〇〇単位）のいずれか少ない数以上の株主が提案することができます。提案は、その内容と理由を含めて四〇〇字以内の書面でしなければならず。」こんなことまで決めたのですか。

提案するのに四百字以内でなければならぬんて、株主の提案権に何でそんなことを決める必要があるのですか。百株以上というのは、できるだけふやそうとしたとかなんとかいろいろな考え方があるのでしょうかね。善意だったのでしょうかけれども、四百字詰めの原稿用紙か何か知らないれども、一枚で提案をさせるというのは、提案の理由も説明しなければならないし、なぜ法務省がそんなことまでするのですか。どうもやり方が理解できませんね。実際はどうなんですか。その経過を説明してください。

○元木説明員 まず、試案で四百字以内で出さなければいけないといったしましたのは、これは実は各國の立法例を見ますと、提案をいたしますに

てはいざれも——いずれもと言うと言いつてはいざりますけれども、多くの立法例においては提案理由の字数の制限があつたわけでございます。

それで、提案理由の字数制限といふのはなぜかと

いうことでござりますけれども、これはやはり

長々と自己宣伝なんかを書いて、それを会社に送

りつけるということになつてしまりますと、結果局、会社といたしましては、その提案理由をそのまま一応印刷して株主に配らなければぬといふのです。あの方の善意は私は信頼しますけれども、ずいぶん無理をされたのもよくわかります。でも、そういう点については私はわからない。提案の段階では、「株主に提案権を認めることですが、株主総会の形骸化の防止に役立つとの考え方から、機関改正試案は、この制度の導入を提案している。この提案権は、①追加提案権、②反対なし修正提案権、③選挙提案権に分けられる。」とかいろいろ言つていますね。そして「試案は、提案権を少数株主権にしている。すなわち、六月前から引き継ぎ決議権を有する株式の総数の一〇〇分の一の株式または一〇〇株（会社が単位株制度を採用しているときは、一〇〇単位）のいずれか少ない数以上の株主が提案することができます。提案は、その内容と理由を含めて四〇〇字以内の書面でしなければならぬこととしたわけでございます。

しかし、そうは言つても、こういうふうな規定を設けることは、余りにも細か過ぎる規定でございますので、条文の作成段階になりましてこれを削つた、もちろん要綱の場合もそうでございます。

○稻葉委員 そうすると、いま言つた三つの権利はどうなんですか。追加提案権、反対なし修正提案権、選挙提案権、これはどうなんですか。

○元木説明員 提案には追加、修正、反対、選挙と、種類に分けますと四つの提案権があるのじゃ

と、みんな認めるという前提でございます。したがって、現在の法律案におきましても、この四つの提案権はいずれも認められるということになります。

限りにおきましては、最初からこの四つの提案権はみんな認めるという前提でございます。したがって、現在の法律案におきましても、この四つの提案権はいずれも認められるということになります。

○稻葉委員 それはあたりまえですね。書いても書かなくて認められるというのはあたりまえの話です。

○元木説明員 まず、試案で四百字以内で出さなければいけないといつたしましたのは、これは実は各國の立法例を見ますと、提案をいたしますに

てはいざれも——いずれもと言うと言いつてはいざりますけれども、多くの立法例においては提案権の問題でございましたら、

きょうは時間が来たら、この次ゆっくり聞きますが、チッソの判決をよく読んでおいてください。

○元木説明員 提案権の問題でございましたら、確かに、先生おっしゃるとおり千五百万ないと

きないわけでございます。しかし、少なくとも共益権を行使するということであるならば、つまり、議決権を使用する、会場において提案権を使用す

る、あるいは会場において質問権を使用するといふことがあります。

だけれども、議長が認めなければできないいやないわけでございます。しかしながら、これは議決権を持つて

いる限りにおいてはできるわけでございます。

○稻葉委員 そんなことはあたりまえであります。

だけれども、議長が認めなければできないいやないわけでございます。しかしながら、これは議決権を持つて

いる限りにおいてはできるわけでございます。

○元木説明員 そんなことはあたりまえであります。

だけれども、議長が認めなければできないいやないわけでございます。しかしながら、これは議決権を持つて

いる限りにおいてはできるわけでございます。

○稻葉委員 そんなことはあたりまえであります。

だけれども、議長が認めなければできないいやないわけでございます。しかしながら、これは議決権を持つて

いる限りにおいてはできるわけでございます。

○元木説明員 総会において株主権を適正に行使することを妨げた場合には、これは決議の方法に瑕疵がある、決議の方法が法令に違反するということで、決議取り消しの理由になるかと存じま

す。

○稻葉委員 株主総会でも、決議無効の問題と決

議取り消しと二つありますね。それは確かにありますけれども、それをやるのに大変な騒ぎじゃないですか。それに対する仮処分ができないけれども、仮処分といつたって、決議無効の確認ですか、それに停止の仮処分をやらなければならぬ。仮処分が認められるのか認められないのか、場合によるでじょうけれども、いろいろな問題が出てきますね。この問題については、三百株といふことになると千五百万円ですかね。それで六週間前にやるでしょう。その日になつてやると言つたって、議長が認めなければそれでおしまいなんですね。結局少數株主権が強く否定されると、結果になるのじゃないかと私は思うのですよ。

それに対して、この前ちょっとお聞きしたら、意見が二つに分かれているという話もありました。中小企業に対する圧迫だという意見もありますし、そうでないという意見もある。中小企業といふのは違うかな。少數株主権の保護になるという説と、それには別に影響ないという説と、いろいろあるということを聞きましたけれどもね、三百株ということになつて。だから今度の改正は、善良な株主で、会社の社会的責任、公益性に反したものを追及しようとする株主に対して、それをチヤックする一つの大きな働きをなすのではないか、現実にするのではないか、こういうことを私は心配しているわけです。だから、そういうことはないと言つたって、ないならないでいいけれども、この次チヤックの判断を持ってきて私の方から聞きますから、そうすれば結局今度の法律がそういう作用を生むことになるのではないかと思うのですよ。そちら辺を私は心配し、聞きたいところになります。またお目にかかりたいと思います。

○高島委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記をつけてください。

認めておかなければいかぬという問題がござります。

○高島委員長 速記をつけてください。

しかし反面、そういう合理的な目的がないのに、極端な場合でございまして、詐欺的な目的などで株式分割を行うというようなことがあってなりませんので、その手当もししなければいけませんが、それに関連して若干またお尋ねをしたい点、それを含めて時間いっぱい御質問を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

最初に、今回の改正法律案におきましては、株式単位の引き上げのために会社の設立に際しまして発行する株式の発行価額は五万円を下ることを得ない、こういうふうにされておるわけでござりますが、その当初はともかくとして、設立後の株式単位についてはどのような考え方でこれを対処されようとしているのか、これを伺いたいと思います。

○元木説明員 ただいま御質問にございましたように、今回では株式単位の引き上げというこの一つの方策といたしまして、設立に際して発行する株式は額面株式、無額面株式を問わず発行価額は五万円以上でなければならないということにしておきましても、設立後においては分割ができると、一株当たりの純資産額が五万円を下らないようにしておかなければいけないということにしておきます。それと同時に、実際には株式の分割と同様の効果を生ずる株式の無償交付の場合にも、無償交付後の一株当たりの純資産額がやはり五万円以上でなければならないということにいたしております。

○高島委員 現行の商法の二百三十九条五項においては、総会の決議の中で「特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ」、この規定等々は禁止した方がよろしいのじゃないかと、いうふうにあります。しかし、たとえば実際に現在の東京市場でも、一株の株価が三千円ほどもするという株式もあるわけでございます。そして、今度のように株式単位を五万円ということで現在の千倍に引き上げるということになりますと、現在株価が五十円株で三千円しているというのですよ。そちら辺を私は心配し、聞きたいところになります。またお目にかかりたいと思います。

○元木説明員 現行の二百三十九条の五項でござります。

ます。ところが、この規定はそれなりに理由はあるわけでございますが、具体的な適用の場合にいろいろ問題が出てまいります。たとえば取締役の解任の決議を行いました場合に、その解任される取締役が発行済み株式数の九五%持っているといいます。そうすると、それは普通の考え方からいたしますと、解任の決議の当面の対象でございますから、その決議については特別の利害關係を持つているということで排除されるのではないかといたします。そういうことになります。そういたしますと、実際の決議は残りの5%の株主だけによって行われるとおりになります。これはもう結果として明らかにおかしいということがございます。つまり、株主総会の決議につきましては頭数ではなくて持ち株数ということで決議が行われることになりますので、單純に特別利害關係を有する者を排除してしまうということはおかしいということになるわけでございます。

そこで、現行の二百三十九条の規定は削除いたしました、そのかわり二百四十七条の総会決議の取り消しの中に、その理由といたしまして「決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル株主ガ議決權ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不当ナル議決權ガ為サタルトキ」つまり、議決權の行使は認めるけれども、結果として不当なものが出た場合にはその決議取り消しの対象にしようということで、現行の二百三十九条の五項を削除することによって不当な結果が出るということは防止することにいたしているわけでございます。

これに対しまして、取締役会の決議は持ち株数によるわけではございませんで、頭数によるわけではありませんけれども、これは「総会ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ」ということになつてゐるわけでございます。したがいまして、たとえどんなに多く株式を持っております代表取締役が解任決議の対象になつたからといいましても、これは一議決權しかないわけでございます。したがつて、よしんばその決議から外されるということがございましても、結果としては、ほかの取締役がみんな議決權を持つてゐるわけでございますから、不當なことはないのではないかということで残すこと

照表上の負債の額というものは、これは変動の可能性がかなりございますので、その面だけから申しますと、要件として適当でないのではないかと、いう御意見もわかるわけでありますけれども、この監査対象会社に対するかどうかということが債権者の保護あるいは株主の保護というようなことが中心になつておりますので、そういうことから申しますと、負債の額がかなり高額になつておるという点は、監査対象会社とする要件としてはどうも捨てにくいところでありますために、先ほど申しましたような若干問題があるにもかかわらず、これを要件にするということにしたわけでございまして、必ずしも要件になり得ないわけではないというふうに考えるわけでございます。

ただ、資本の額等に比べましては若干安定性を欠くという点については、おっしゃるとおりでありますので、特例法の二十条と二十一條におきまして、会社が二号に該当しなくなつた場合におきましても、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結のときまでは、同条から前条までの規定を適用する、あるいは新しく二条二号に該当することになった場合においても、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結のときまでは、なお従前の例によるというふうに特則を設けまして、経過規定を設けまして安定性を保つための手当てをしておるわけでございます。

○鎌治委員 では、次に参りまして、大会社について、これは営業報告書の場合も同じでございますが、監査役及び会計監査人の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める」ということにしておるわけでございますけれども、まず理由といたしましては二つございます。

○元木説明員 御指摘のように、今回監査特例法において、この「監査報告書の記載方法は、法務省令で定める」ということにしておるわけでございますけれども、まず理由といたしましては二つございます。

いますが、現在ではやや抽象的に過ぎるのではな
いかというような監査報告書も見受けられるわ
けでございます。したがつて、これについてはでき
るだけ具体的に書いてもらって監査内容を充実さ
せるとともに、監査の強化と申しますか、そうち
うものにも役立てたいということをございます。
そのために、法律自体におきましても監査報告書
に記載すべき事項をふやしているわけでございま
す。そして、これだけでは大会社については必ず
しも十分でない場合もあるかもしれませんので、
そこで法務省令でこれを記載するということにい
たしたいということでございます。

それからもう一つの問題は、現行法では必ずし
も明らかになつていなければござりますけれど
も、今後の方針といたしまして、営業報告書、そ
れから附属明細書にはいわゆる会計事項も、それ
から非会計事項といいますか業務事項も双方が書
かれるということになるわけでございます。そう
いたしますと、監査役は業務及び会計の監査双方
をいたしますので、計算書類のすべてについて監
査の対象になるということになりますけれども、
会計監査人につきましては会計事項のみを監査す
るということになつてまいりますと、営業報告書
とか監査報告書のうちの会計事項のみを監査する
ということになるわけでございます。ところが、
実際問題といたしまして何が会計事項があるのは
何が非会計事項かということになると、かなり微
妙な問題も起きてきて、そのためいろいろ問題
を生じるということもあるのではないか。そこ
で、これを法務省令で明らかにいたしまして、
これとこれとこれは完全に記載してほしいという
ようなことで、会計監査人の監査報告書が書きや
すいようにするということもねらっているわけで
ござります。

に、ディスクロージャーの強化という点では大切
なことでございますので、くどいようでございま
すが、再度お聞きいたしたいわけでございます。
これは一昨日、参考人でいらっしゃったお二人
の先生にお聞きいたしましたら、試案にあります
た記載事項の注記が法律要綱で落ちているといふ
形になつてているのはディスクロージャーに対し
非常に後退している、試案に対してのこととござ
いますが、そういう判断をされているようであります。
確かに現行法からいへば前進にはなるんだ
と思いますけれども、これは私がいろいろ聞くと
ころによりますと、法律要綱での注記を落とし
たというのは作成上のスタイルの問題だといふふ
うなことにもちらつとお聞きしたのですけれど
も、それならば、省令にゆだねているわけですか
ら、省令の中での注記の中の項目というものは
はつきり定めていくと、いうお考えがあるのかなど
いうふうにも受け取れたわけですが、この点につ
いて、記載事項の内容というもののが注記にありま
す項目を省令の中ではつきり定めていくという方
向のお考えはあるのかどうか、この点再度お尋ね
をいたしたいと思います。

でございまして、そういうものを参照しながら、今回の法改正の趣旨を踏まえて法務省令の内容を決めるということになるわけであります。

一般抽象的に申しますならば、その際問題になりますのは、これも前述から申し上げておりますように、その事項を営業報告書に記載することによって株主その他が得る利益、そしてそれによつて失う不利益と申しますか、コストその他の問題、それから企業秘密の問題をどうするかというようなことが考慮されるべきであるというふうに考えております。

○総務委員 これは先ほど稲葉委員も専門の立場で細かくいろいろと議論をやっていらっしゃったようですが、確かに注記の中でも、特に「会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与の総額」というような項目等については、省令の中ではぜひ入れておくべきものではないかというような気が私はするわけですが、こういったこと等については、いまの御答弁では入るか入らないかよくわかりませんが、省令のことですから入るという御答弁もできにくいのかもわかりませんけれども、こういった点、特に国民サイドから見て、また株主の皆さんから見て一番必要だと思われるような事項だと思うわけです。こういうことについてはぜひ省令の中で入れていこうというお考えがあるのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○中島（一）政府委員 無償でされた利益供与の総額ということが確かに試案の注記の一つの項目として出ておるわけでありますけれども、それについての法制審議会での御意見あるいは各界の御意見というのは、先ほども申し上げましたけれども、総額を開示させるということでは余り実際上の意味がないじゃないかという御意見が多かったという点については若干消極的な御意見も強いようになります。一方、こういうものを抽出をいたしまして総額を計算することとのコストと

題になる支出をチェックするはどうしたらいいかという観点からいま私どもいろいろと考えておりますし、法制審議会でもお考えをいたいで申し上げましたように、監査役の監査を通してチェックするというようなことも一つの方法としてエックするというような段階でございまして、先ほども申し上げましたように、監査役の監査を通してチェックするというふうにお考えになつてはいるのか、お伺い現在考えられておるわけでございます。

○鶴治委員 この件は前向きな姿勢で考へておるというふうに受け取らせていただいて、ぜひひとつ処理をしていただきたいと思います。

次に、自己株式の質受け制度についてお尋ねをいたしたいわけです。

現行法では、自己株式を取得することについては、資本の空洞化を招く等非常に弊害が多いといふことで、厳しい罰則で規制されているわけあります。改正法律案におきまして、広い意味での自己株式の取得になるのでしようか、自己株の質受け制度というものを創設をいたしまして、発行済み株式総数の二十分の一を超えない範囲において自己株を担保の目的で質受けすることができます。こうなっているわけだとえば悪用されることはないの設された内容をたとえば悪用されることはないのだろうかなという気が実はするわけです。

申しますのは、たとえば中小零細企業等が大きな会社の代理店や特約店その他取引先となつた場合に、よくその会社の株式を購入させられる場合があるわけでございます。この場合、質受け制度といふものが発足をし、認められますと、債権保全という意味でその大企業が自分のところの株式を質権を設定して担保に取ることになる場合があるのではないかという気がするわけです。そういう場合には、有価証券担保ということで、銀行へ持つていけばこれが若干融資の対象としてできておつたのに、そういう道がふさがれるのではないかということ。

それからもう一つ、悪く考えました場合に、そ

れでいう越旨は、一つは譲渡権の行使について歪曲が起こることを防ぐ、こういう二つの要請があるといふうに考へられております。

○鶴治委員 自己株式を取得することを禁止することは、本来の趣旨になりますと、無担保で金を貸すことと自体を禁止するという法律はないわけですが、ますから、自己株式といえども担保があった方がいいのではないか。この二百十条の規定の趣旨は、本来、会社と申しますかあるいは会社の株主、債権者と申しますか、そういうものを保護するための規定といふうに解されておりますので、そういう点から申しますと、自己株でも担保があつた方がいいのではないかという考え方もあるわけでございます。ただ、それは非常に乱用と申しますか、自己株取得の脱法として使われる危険性があるということで、自己株取得と合わせて質権設定を禁止しているということでございます。

○鶴治委員 一応というのがどうもひつかかるわ

この考え方は、相手方がたまたま自己株と申しますが、それしか資産を持ってない、財産を持つてない場合に、その担保になるものがないから金を貸せないということになるのではないかといふふうにお考へなのかどうか、また、それに対するふうにお考へなのか、その点再度お尋ねをいたしました。

○鶴治委員 結果的に、先生御指摘のようにそ

の質物を提供した会社が倒産をした、そのためには質権の回収のためにその質権を実行する、あるいは流質契約に基づいて取得するというようなことをなしました場合には、質権の取得、自己株を取

譲渡担保的な意味合いを持つてくるのではないかという気がするわけですが、こういう点についてどういうふうにお考へになつてはいるのか、お伺いをいたします。

○鶴治委員 自己株式を取得することを禁止するという趣旨は、一つは資本の空洞化を防ぐといふことであり、一つは譲渡権の行使について歪曲が起こることを防ぐ、こういう二つの要請があるといふうに考へられております。

○鶴治委員 自己株式について質権を設定することを禁止すると、無担保で金を貸すことと自体を禁止するという法律はないわけですが、ますから、自己株式といえども担保があつた方がいいのではないかと考へているわけでございまして、また、好んで自己株式を取得するといふことにつきましては好ましからざることでございまして、法律も指摘しておりますように二十分の一という限度をつけて、その限度でできると言つておるわけでございます。ほかにたくさん担保に取る物件があるにもかかわらず自己株を取得するというようなことがありますと、これは取締役としての善管注意義務にも反するということになります。

○鶴治委員 一応これがいいのではないかというふうに一応見ておきます。

○鶴治委員 一応というのがどうもひつかかるわけですが、さよう考へるとそういうこともあり得ますか、それしか資産を持ってない、財産を持つてない場合に、その担保になるものがないから金を貸せないということになるのではないかといふふうにお考へなのかどうか、また、それに対するふうにお考へなのか、その点再度お尋ねをいたしました。

○鶴治委員 結果的に、先生御指摘のようにそ

の質物を提供した会社が倒産をした、そのためには質権の回収のためにその質権を実行する、あるいは流質契約に基づいて取得するというようなことをなしました場合には、質権の取得、自己株を取

れないかといふふうにお考へなのか、その点再度お尋ねをいたしました。

○鶴治委員 時間もぱちぱち参りましたので、この件余り納得しにくい面もありますが、実際これ

は質に取られてしまうと、自分が銀行なんかに持つていて融資の道を開くというのがどうもむしろ狭められてくるのじゃないかという気がいたしますが、そういう点についてもきちっとした歯どめがかかる形で対処すべきであろう、これは御要望申し上げておきます。

○鶴治委員 最後に、大臣にお尋ねをいたしたいわけですが、私も全く素人で、当委員会に所属してこの商法改正という大変大きな問題に立ち当たって、戸惑いながらも一生懸命勉強もし、御質問もしてきましたのですが、そういう中で、四十九年の衆参の附帯決議の中で改正をやろうという方向では賛成されたようですが、途中からのいろいろな事情で一部改正で、全面的改正と切り離してやるということで今回の改正法律案の提案になつてはいるようありますけれども、残されたものとして会社の社会的責任の問題、それから大小会社の区別の問題、それから企業結合の問題、こういったのが附帯決議の中で明記されているわけであります。こういった点等も含めてやはり私は早く法の改正というものをするべきであろうというふうに、今回いろいろと質疑をさせていただく中で、勉強する中で痛感をするわけでございますが、こういう点についての取り扱い、今後どういう形で取り組まれるのか、これは大臣に最後にお尋ねをいたしました。

○奥野国務大臣 御指摘になりましたように、四十九年以来商法の全面改正ということで法制審議会で鏡意検討を続けていただいたわけでございました。五十四年の時点では社会的要請もございまして、それまでにまとまつたものを取り急ぎ一

部改正として成立させたいというようなことで、今度の提案に至ったわけでございます。いろいろと残された問題、まだあるわけでござりますので、法制審議会で引き続いて御検討いただきまして、なるだけ早い機会に商法の全面改正を提案したい。明治以来のかな書きの法律は残り少なくなっていると思うのですが、基本法がそのままありますことは、私たち責任を感じべきことだと思っておりますので、御指摘どおり、できる限り早く取りまとめていただきまして全面改正にこぎつけたい、こう思つてゐるわけでございます。

○鍛治委員 では、これで質疑を終わります。大変ありがとうございました。

○青木委員長代理 安藤慶君

○安藤委員 先回、株主の提案権の問題についてお尋ねをしたと思います。これが株主総会の形骸化をなくすためだということをいろいろ努力をしてこられた結果の法案だということはわからぬで

もないわけですから、そのときにも指摘しましたけれども、そのときにも指摘しま

したけれども、改正案の二百三十二条ノ二のこの要件は相当厳しくて、一般大衆株主の提案を認め

るものとは、せっかく新設されたけれども、実質的にはなっていない、そういう意味でかえつて形

骸化を助長するものではないかといふうに指摘しましたわけです。きょうはその続きをやります。

そこで提案をする株主は、提出する議案の要件にはなっていない、それを総会の招集通知に記載してくれといふうに請求することができる、こうなつているわ

けですね。要領といいますのはどの程度のものをお尋ねのか、單に項目だけ書けばいいのか、ある程度こういう内容のものだ、あるいはこれは株主の

だれだから提案されたものであるとか、そういう

必ずしも相違ではないわけでございますけれども、たとえば議案について参考となる書類を出さなければいかぬ、これは大会社で株主の数が千人

以上でございますけれども、その参考書類の内容については法務省令で定めるということになつております。それから現在でも委任状勧説規則、これは法務省の関係の省令ではございませんけれども、証券取引法に基づく委任状勧説規則というのがございます。そういうところ等が、今後どのように議案の要領を記載するかということについて

は参考となるかと思います。

○安藤委員 その辺のところで、とにかく株主総会に出席した、あるいは書面による投票というようなことも改正案に盛り込まれておるわけですが、議決権行使することができるようないいような資料を提供すればともかく、どういう趣旨なのかということをわかるようにしていただきたいと思うのです。

そこで、いよいよ株主総会が開かれるわけですが、その際に、そういう提案をした株主は総会の席上で提案理由の説明、それは時間が無制限ではもちろん困るわけなんですが、合理的な範囲内の

時間の制限で、口頭で提案理由の説明をすること

ができるのかどうか、これはどうもそういうふうになつていません。私はやはりそれが必要

じやないかといふうに思うのですが、どうでしょ

うか。

○元木説明員 もちろん提案いたしました株主は、総会でその理由について、先生も御指摘のよ

うに時間等の制約はあると思ひますけれども、説明することができますと解されます。

○安藤委員 そうしますと、それは解釈上そういうふうに運用してもらえるのだ、運用すべきもの

だ、そういうふうに伺つていいわけですね。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 先ほど特例法の二十二条の二の議決

権を有する株主千人以上の場合はなさつたわ

けですが、説明をしていただきましたように、そ

してこれは法案にもありますが、参考となるべき

事項を記載した書類をとにかく添付しなければな

らぬ、こういうふうになつておるわけですね。この際、先ほどお尋ねしたのですが、参考とな

るべき事項を記載した書類、これは株主だれだれからの提案だというようなことも書くようになる

のかどうかという点はどうですか。

○元木説明員 これはあくまで今後の解釈の問題

だと思いますけれども、やはり当然、会社の提案

とそれから株主の提案と、いうことで、区別するためには書くということにならうかと存じます。

○安藤委員 千人以上の場合はそういうようなこ

とでいけると思うのですが、千人未満の会社の場合には、そういう参考となるべき事項を記載した

書類を添付をしなければならぬという規定にはなつていないのでですね。その場合にもやはり株主の提案権というのはもちろん行使できるし、行使

する株主もおられると思うのです。だから、その場合にも何かそれに近いようなものを、ほかの株

主が議決権行使するに参考となるようなものを、やはり説明資料とかなんとかといふうなも

のを送付すべきではないか、事前に知らせるべきではないかと思うのですが、どうなんでしょう

か。

〔青木委員長代理退席、委員長着席〕

○元木説明員 これは改正法律案の二百三十二条

ノ二の二項で、「会日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ

会議ノ目的タル事項ニ付其ノ株主ノ提出スペキ議

案ノ要領ヲ前案ニ定ムル通知及公告ニ記載スルコトヲ請求スルコトヲ得」とござります。したがつて、この議案の要領は、会社の大小にかかわらず

通知及び公告に記載することを請求することがでございまして、一方の参考書類の方

は、これは大企業についてだけの規定でございま

すから、大会社の参考書類と事は必ずしも関係し

てこないんじゃないかと思います。

○安藤委員 次に、特別利害関係人の関係の現行

の二百三十九条の五項が削除された問題につきま

しては、先ほど同僚委員の方から質問がありまし

たので、重複を避けることにいたしますが、二百

四十七条一項の三号の決議取り消しの訴えがあ

る、そこで著しく不公正な場合はちゃんと取り消

し要求が認められるからいいではないかというよ

うな答弁だったのですが、しかし、一般的の株主、これは実態は私もよく知りませんけれども、訴訟

を起こすというようなことはなかなかやつかない

ことで、相当頭にきて、これはもうけしからぬと

いうような人は別として、これはなかなかむずか

しいんじやないかと思うのです。そして、著し

く不公正というようなことでなければやはり負け

てしまふんだ、請求棄却というようなことになつ

てしまうというのもあるし、これは事前に排除す

るという現行の方がいいんじやないのかなという

ふうに思つておるのですが、やはり決議取り消し

の訴えで十分だというふうにお考えになるのでしょうか。

にかく欠損申告で払ってない、こういうことにならうと思うのです。ところが、この石川島播磨重工は、次の利益金処分計算書というのを見ますと、この百六十三期で三十八億五百万円利益配当をしているのです。欠損申告をしておいて、どうして利益配当ができるのだ。普通これを見ますと、これはタコ配当じゃないかという疑問を持たざるを得ぬのですね。だから、その辺はどういうふうに損益計算書を見て理解することができるのでしょうか。

額がもちろん書いてありますが、この取り崩した金額と三十八億五百万円と合わないとかしいのではないかと素朴に思うのですが、その辺はどうですか。

それに対しでは前期以前にもう税金を払ってい
る、こういう関係にならうかと思います。
○安藤委員 いろいろむずかしいことをおっしゃ
つたのですが、先ほど私が言いましたような引当
金あるいは準備金を取り崩して利益配当をするに
は、益金に算入することになると思うのですが
ね。益金に算入するということになれば、益金で
すから当然それに課税されなければおかしいと思
うのです。それが欠損申告をしているのはおかし
いと思うのです。

の法人がどうしたということではなくて、一般論としてお聞きいただきますと、企業が引当準備金のたぐいを有税で積み立てた場合でございますが、有税で積み立てたと申しますのは、税法で定めた損金算入の限度がございますが、その限度を超えて積み立てた場合には、その時点で税がかかるわけでございます。したがって、それを翌期以降の事業年度で取り崩しました場合、これは企業経理上は利益に計上するわけですけれども、税務上は利益に計上いたしません。一般的の限度を超えて積

○元本説明員　具体的な問題としてはちょっとお答えを差し控えさせていただきたいのですが、いまの先生の御指摘の事実を一般的に解説いたしますと、この場合経常損益についてはこれは赤字ということになつてゐるのではないかと思ひます。そのために、前もつてもろもろの積立金部で益を立てるわけでございますが、そしてそこで利益が生じる、その算出した利益を配当に回すことで利益が生じるということにしてゐるのではないかと存じます。

○安藤委員　実は、私もその点はいろいろ疑問から説明を受けたのです。いまの取り崩しといふお話がございまして、先ほど言いました当期利益の上のところに、為替損失引当金取崩額とかあるいは価格変動準備金取崩額あるいは海外投資損失準備金取崩額というのがあります。いまの御説明によりますと、これを取り崩して利益配当したのではなくいかということになるのですね。うなずいておられるからそうだと理解しますが、そうしますと、この金額の合計が先ほど言いました三十九億五百万円ということにならぬとおかしいことではないかということになるのですね。うなずいておられるからそうだと理解しますが、そうしますと、この金額の合計が先ほど言いました三十九億五百万円ということにならぬとおかしいことはならないのですか。とにかく収益ゼロなんですねから、欠損申告をして、ところがこれを取り崩して三十八億五百万円配当している。その理由は、今まで積み立てておったのを取り崩した、取り崩したのはこれだと書いてあるわけです。この今

○安藤委員 取り崩したうちの一部をというようになりますが、期間損益に対してもよろしいわけですが、期間損益に対する税金をかけるといふことでございますから、繰り越し利益についての額を次期に繰り越しておるというのが現実でござりますから、その額が多ければそれを利用して配当をすることができるわけでございます。

ちなみに、税金と申しますのは、これは国税庁の方からお聞きいただいた方がよろしいわけでございますが、期間損益に対して税金をかけるといふことでございますから、繰り越し利益についての額は前期以前に利益を上げたわけでございまして、

時間がないからもう一つ質問します。すでに課税された後のものを積み立てたんだから、改めて課税されるのはおかしい、課税されることはないとだというお話をありました。ところが、この取り崩し額について私はいろいろ調べてみたのですが、これで言うと四十一ページですが、価格変動準備金あるいは海外投資損失準備金については「租税特別措置法の定めによる取崩額である。」こういうふうにちゃんと説明があるわけです。この「租税特別措置法の定めによる取崩額である。」ということは、益金算入ということにすればこれは当然課税されるものではないのですか。

それからもう一つ、利益金処分計算書、先ほど言いました配当金を出しておるところなんですがれども、これは五十四年度のものですけれども、だからこの会社はいつもこういうふうにやっていのじやないかと思うのですが、引当金を利益金処分計算書の中に、とにかく税金を払った後こういうふうに引当金として引き当たたというような記載がないのですよね。となると、やはりこれはすでに課税された後の利益を引当金としたのではないかという一つの証拠でもあるし、先ほど言いましたように「租税特別措置法の定めによる取崩額である。」ということになれば、これはやはり取り崩して益金算入すれば、課税されなければおかしいのではないか。ところが、申告は欠損申告だ。これはおかしいのじやないかと私は思うのですが、どうですか。

み立てた場合にはそういうことになります。
それからもう一つ、価格変動準備金についての御指摘は、あれは制度上洗いかえとなつておりますので、限度内の話でありますれば、取り崩したもののは益金になるし、繰り入れたものは損金にならぬことでございます。
○安藤委員 ですから、一般論の話ですが、取り崩したもののは益金になるというようなこともあります。私が言いたいのは、そういうようなことはあるのです。がこの損益計算書を見てもわからないのです。取り崩したのだからあるのだというのも、説明を聞きなればわからぬ。しかし、それは益金に算入されることになるのではないか。いまおっしゃったように、いろいろややこしい話がある。これいわかるようにしてもらう必要があるのです。だから、これいろいろ注記があります。その辺のところは、欠損申告をしたけれども、実はこういふふうにして利益配当をしておるのですという利害書くように、株主に親切にディスクローズすべしではないかというのが私の意見なのですが、それはどうですか。

○元木説明員 確かに先生御指摘のとおり、そ点に関しましては注記なり何なりをすれば、さよくわかるることにならうかと存じます。ただ開示の場合にはどれだけの量、つまり、営業報告書、損益計算書、貸借対照表等でございましたので、開示すべきものの量というものがおの

○元木説明員 確かに先生御指摘のとおり、そ
点に関しましては注記なり何なりをすれば、さ
くよくわかることになります。たゞ
開示の場合にはどれだけの量、つまり、営業報
書、損益計算書、貸借対照表等でございました
株主に送らなければならぬことになります。
ではないかというのが私の意見なのですが、そ
うなので、開示すべきものの量というものがおの
の法人がどうしたということではなくて、一般論と
してお聞きいただきますと、企業が引当準備金の
たぐいを有税で積み立てた場合には、その時点で税がかかるわ
けでございます。したがって、それを翌期以降の
事業年度で取り崩しました場合、これは企業経理上は
上は利益に計上するわけですけれども、税務上は
て積み立てた場合には、その限度を超えて利
益に計上いたしません。一般的の限度を超えて積
み立てた場合にはそういうことになります。

それからもう一つ、価格変動準備金についての
御指摘は、あれは制度上洗いかえとなつております。
して、限度内の話でありますれば、取り崩したま
では益金になるし、繰り入れたものは損金にな
るということでございます。

から制限されるわけでございます。そういたしまと、その点を明らかにするということになりますと、そのほかにももつと明らかにしなければならないものもあるのではないかろうかということでおさいます。したがつて、たとえば今後法務省令をつくる場合には、どれだけのものを閲示するか、そのためにはどれだけのコストが必要かというようなバランスの問題も考慮していかなければいけないのではないかと思つております。

○安藤委員 ほかにもいろいろあるというふうにおっしゃいますけれども、最低限いま言つたようなことも損益計算書に一行か一行半注記すれば、いま私がいろいろお尋ねしてむずかしい答弁をいたしましたが、その辺のところは株主にちゃんとわかるのです。ですから、そういうようなことを考えるべきではないかと思っているのです。ついでですからもう一つ、これも一つの例として申し上げるのですが、これは同じ年度の三菱重工株式会社のものです。税引前当年度利益が二百七十四億九千七百万円とあるのです。いろいろ申告調整などもやられたと思うのです。ところが、実際の申告所得額は三百四十九億七千五百万円、申告の方が約七十五億円多いのです。これは逆ですわ。

ということになると、これも株主から、何で実際の利益よりたくさん申告してたくさん税金を払うのだ、それならこちらの利益配当の方に回してくれた方がいい、申告した額のとおりの利益をきちんと計算をしてここに出してもらつて、七十五億円少ない二百七十四億なんていうことではなくて利益配当をしてほしいという希望も出てくるのじゃないかと思うのです。労働者に至つては、収益を少なくしているのじゃないか、しかし法人税の申告の方だけは、本当かうそか知りませんがとにかく正面に申告をして、労働者に対しては、いや当社の利益はこれだけしか上がつてない、だから賃上げはそんなに応することはできませんよといふような抑え込みの材料に使うのじゃないか、こういう疑念も持たれるわけです。

ですから、その辺のところもきっちりとわかるようになります。そこで、損益計算書に一言書いていたしたことによつて、誤解であればその辺の誤解が水解できるし、あるいは問題点であれば株主がきっちりと追及することができます。この辺のところもきっちりとわかるようになります。

○元木 説明員 先ほど来申しておりますとおり、できるだけわかりやすいものをつくるということは理想でございますけれども、それと同時にコストとベネフィットの関係も考えなければならぬい、そういうバランスを考えながらやっていきたいと思っております。

○安藤 委員 終わります。ありがとうございます。

○熊川 委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 私は、政治献金について自治省にお尋ねしたいと思うのです。

これについては判例でいろいろ論じられてもおられます。ですが、最近の自民党に対する政治献金、これは表に出ているものよりもきりしかしようがないのですが、幾らになりますか。

○緒方 説明員 自治省に提出されました最近の収支報告書によりますと、昭和五十四年におきます自由民主党に対する政治献金、いわゆる寄付の総額は百二億九千万円となつております。

○林(百)委員 それは幾つからの企業になつておりますか。企業と個人の区別ができるますか。できなければできないでやむを得ませんが……。

自民党的収支報告では、これはすべて自由民主党の政治資金団体であります国民政治協会からの寄付という形になつております。国民政治協会の方でその収入の内訳を見ますと、個人からの寄付が二億八千三百万円、それから法人その他の団体からの寄付が八十四億九千万円、政治団体からの寄付が十二億六千九百万円、繰越金二千二百万円、こういうふうになつております。法人その他の団体という中に企業も含まれるわけですけれども、それ以外の団体もすべて込みになつて報告されておるということです。

○林(百)委員 これはそういう八十何億という莫大な金が企業から献金されているのですけれども、そこで民事局にお尋ねしますが、これは取締役の善管義務に違反しないでしょうかね。これはもちろん判例もいろいろありますし、そもそも、会社の金を特定の政党へ献金する、会社の株主の中にはいろいろの政党に所属する人たちがいるんですねけれども、それを特定の政党だけにそういう莫大なお金を献金するということは——取締役個人ならいいんですよ、取締役個人がポケットから出すんなら、これはやはり取締役の善管義務に違反することになりませんか。だれか答えてください。

○中島(一)政府委員 確かに御指摘のような考え方もありまして、現実に具体的な訴訟でその点が争われたというようなケースもございます。それで、それは結局最高裁判所まで事件が参りまして、四十五年の六月の二十四日の大法廷の判決とて、五百四十四条ノ二の関係、現在の改正法案で申しまと二百五十四条ノ三の関係といふことになるらしくと思いますが、この点につきまして、最高裁判所は次のように言っておるわけであります。取締役が会社をして政治資金を寄付する場合と取締役の忠実義務といふことが問題になりまして、条文の関係で申しますと、旧と申しましようか、現行の二五百四十四条ノ二の関係、現在の改正法案で申しまと二百五十四条ノ三の関係といふことになるらしく思います

○林(百)委員 最高裁判所の判決ですね、これは一審ではどうだったんですか。

○中島(一)政府委員 一審では、取締役に対して忠実義務違反で損害賠償の訴訟を起こしました原告の請求が入れられたという記憶をいたしております。

○林(百)委員 最高裁判の判決でも、要旨がありましたが、「会社がその社会的役割を果たすために相当程度の寄附をするのは、社会通念上当然なこと」である、こうありますね。あなたもいま合理的な範囲内ならないと言いましたね。それはどういう基準があるんですか。今度の商法では、それをこの範囲とかなんとか決めたんですか。利益になるものをなるべく配当の方へ回せというのだが、今度の商法改正の大きな目的の一つですね。それを、本来なら配当に回せるべき百億前後の金が特定の政党だけに献金されている。しかも株主はほとんどその政党だけを支持しているわけじゃありませんわね。それに對して商法の改正で何の手も加えておりませんか。

〔熊川委員長代理退席、委員長着席〕

○中島(一)政府委員 この問題は、いろいろなところに問題があるというふうに考えております。

一つは、会社の権利能力との関係であろうかと思うわけでありますて、会社はそれぞれ定款によつて営業目的というものが決められておりまして、それによって権利能力が制限をされておるんだ、それ以外の行為は権利能力を超えるものだということがまず問題になつたわけであります。が、その点につきまして最高裁判所の判決は、会社による政治資金の寄付は、客観的、抽象的に觀察を

して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の権利能力の範囲に属する行為であるという判断をいたしております。

それからもう一つ問題になりましたのは、会社の政党に対する政治資金の寄付と憲法三章ということで、憲法三章におきまして規定をしておりまする参政権との関係、特に株主の参政権との関係で問題になつたわけありますが、その点につきまして、憲法三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国法人にも適用されるものであるから、会社は、公共の福祉に反しない限り、政治的行為の自由の一環として政党に対する政治資金の寄付の自由を有するというふうな判断をいたしております。

それから第三番目は、先ほど申しました取締役

の忠実義務との関係でございます。今回の改正でその点をどういうふうに何か改正があるかということではあります、忠実義務との関係あるいは取締役と取締役会との関係におきまして、改正法案の二百六十条でござりますが、「取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス」というのが第一項であります、第二項といひまして、取締役会がみずから決議することを必要として取締役に決せしめることを得ない事項というものを幾つか列挙いたしまして、その中に「重要ナル財産ノ処分及譲受」というのがございますので、その寄付が重要な財産の処分に当たるとすれば、法律の規定から申しますと、この改正法案では差が出てくる、こういうことになろうかと思います。

○林(百)委員 中島さんでしたかね、あなたはこ

の判決はお読みになりましたか。判決に、無制限の範囲で特定政党へ寄付していいと書いてありますか。「相当程度の寄附」ですよ。あるいは会社の実情に照らして合理的な範囲の寄付ですよ。やらやつてもいいなんて書いてありませんよ。だから、それはどういう基準でどういうふうに判断するのか。そして今度は商法であったがそういうよ

うな規定を言いましたけれども、それはあれですか、何か業務報告書か附属明細書でそういうような基準を設けるのですか。幾ら出してもいいなんてことは、判決でありませんよ。ましてや一審の判決では、「特定の宗教に対する寄附と同様、一般社会人が社会的義務と感ずる行為ではないから、金額の多少を問わず、右の例外に属しない。」

も、「会社がその社会的役割を果たすために相当程度の寄附をするのは、社会通念上当然」だ、

「相應敷」などと書いてありますよ。これはどうや

つて決めるのですか。

それともう一つ、監査役でもあるいは監査人で

もいののですが、それは多過ぎるということで、

この問題を経験か何かで問題にした事例を聞いて

いますか、中島さん。

○中島(一)政府委員 私は、判決要旨で申し上げたものですから、必ずしも全文を御紹介しなかつたわけですが、判決の趣旨とするところは、確かにおっしゃるとおり無制限なものではなくて、あくまでも限定がついての判断であつたというふうに理解しております。

それから、その範囲をどういうふうにだれが定めるのかということになりますが、これは商法の

条文といいましては会社の忠実義務の問題なり、あるいは権利能力の問題で申しますならば民

法の四十三条なり商法の二百六十六条の一項一号

の問題なりといふ規定の解釈ということになるわ

けであります。最終的には裁判所が決めるとい

うことになるわけであります。具体的な方法とい

うことは、商法の二百六十六条以下の規定に

基づきまして株主その他の者が訴訟を起こして、

その訴訟の過程においてあるいは結論において判

断をされるべきものであるといふように考えてお

ります。

それから、監査役等がそれを問題にしたケース

についてお尋ねがございましたけれども、私どもはそういう例を聞いておりません。

○林(百)委員 政党献金は全く野放しにされてい

るという感じですね、答弁を聞きますと、賄賂的金として債務に記載してはならない、配当となるべき多くしるというのが趣旨なのに、「会社が無償でした金額、物品その他の財産上の利益の供与の明細」というようなことは、どういう問題をどう取り扱うかというようなことが全然われわれに説明がないという段階で、とにかく法案だけは採決してくれ。これは委員長はすでに十二日ごろというようなことを内々われわれにおっしゃってお

は、先ほど申しました二百六十六条以下あるいは二百五十四条ノ二の取締役の忠実義務等の規定を除きましては、特にそういう問題についての規定を置いておらないというのが実情でございます。

○林(百)委員 それなら試案ですが、附属明細書

記載事項の中に「会社が無償でした金額、物品そ

の他の財産上の利益の供与の明細」というのがあ

りますが、今度は附属明細書あるいは業務報告書

にそういう政治献金を記載させますか、どうです

か。

○中島(一)政府委員 附属明細書の記載事項につ

きましては法務省令で定めるということになつて

おりまして、その法務省令を定めるための検討を

現在やつておるわけでございますので、その方向

等につきましてはここで申し上げる段階でないわ

か。

○奥野國務大臣 企業の社会的公正といいましょ

うか、そういう要請から今回の商法改正の提案に

至つたわけでございまして、従来でありますれば

そこまで踏み込んでいたかったことにつきまして

も、営業報告書なりあるいは監査報告書なりにつ

いて省令である程度ここまで書きなさいよと言お

うとしておるわけでありますから、従来から考え

ますと非常な前進だ、こう受け取つていただきた

いと思うわけでございます。

試案はいろいろな検討材料として事務当局から

申し上げてまいつたわけでございまして、それら

の検討の結果、附属明細書で何を書けといふこと

につきましても、むしろ法務省令で十分検討した

上で決めるべきだという結論になつたよう私は承知しているわけでございます。試案のとおりに

しないと何か後退したような受け取り方を林さん

はしておられるわけでございますけれども、企業

はそれぞれ営利活動をやつているわけでございま

すから、何もかも書けと言われる結果的には大

変な負担増加になつてしまふ、あるいは企業秘密

というものから企業の活動が非常に困難になつて

くる、私はいろいろな議論があつたのだろうと思

うのであります。私にはよくわかる感じがするわ

けであります。試案のとき出ておつたからそれ

が法律になつてこないで省令に任せられると後退しているのだというふうに受け取られることは、私は適当じゃないような感じがいたします。從来よりも社会的公正を期する意味におきましてかなり踏み込んだ今度の商法改正になつて、こう理解していただきたい。私はこう思つておるわけであります。

いずれにいたしましても、法務省令をつくりますことについても法制審議会で十分な検討を加えているだけござりますので、法務省といたしましては法制審議会の結論は十分尊重していきたい。その場合にいろいろな意見が出てくるだろうと私は思うのでござりますけれども、総合的な角度から答申をまとめていただけるのじゃないかな。こう思つておるわけでござりますので、法制審議会の答申を尊重して法務省令を決めといふ立場はとつていきたい。こう思つております。

○林(百)委員 大臣、別に私、これがこれから前進しろとか後退しろとかそういうことを言つているのじやない。だって、経過規定の中にこういう事項については命令で定むるとありますから、だから命令で定むる事項についてどういうように定められるかということ、それがほんきりしないの法案だけは議決してくれ。ことに今度の商法改正で重要な項目となつておるたとえば「引当金計上の理由及び計上する額の算定方法」あるいは「会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与」あるいは「株主との通例的でない取引」、こうじょうよくなものが命令で附属明細書に記載しろと書いてあるから、やはりこういうものを国会に明らかにしてからこの法案については賛否を問う。法案にも命令で定むるとあるわけですから、法案を出す以上は、命令で定むるといつものについても準備をされて国会の審議に供するべきではないか。

それが、こういう重要な点にいきますと、これは省令でいづれ検討する事項いづれ検討する事項で、いまの段階では何も言えませんということであります。

この法案の審議を進め、採決までしろということは、これは国会の審議権を制限するものじやないことがあります。これにはやはり会社が特定の政党に献金、寄付をしたものは当然營業報告書のこれまでに記載すべきものだと思ひますが、いま局長は将ども、法案にそう書いてあるんだから、命令で定むると。そういうたらその命令もくつけてやつてくれなければわれわれはわからないということなんですよ。ことに重要な内容の部分が命令で、省令なり政令なりで定むると書いてあるわけなんですから、それはやはり速やかに——速やかにやるといふよりは、むしろこの法案の審議と同時に洗いざらい附属明細書に書くことを義務づけることが企業の活動の上からいっていろいろな問題があるからこれが議論になつてきて、結局省令といけんですよ。わかつたらわかつたでいいです。

○奥野國務大臣 気持ちよくわかりました。もちろん確定したものをお示しできれば最善だと思いますけれども、またそうでないものですから、法律じやなくて省令に落とされているんだといふ事情も御理解をいただきたい。こう思つまます。特に監査報告書になりますと、今度の場合には少なくとも違法、不当なものが見つかれば監査報告書には当然書いてもらわなければならないものだ、こう私は思つておるわけでござります。それ以上に細かいことにつきましても、これはやはり企業にも十分納得してもらわなければならないものだ、こう私は思つておるわけでござります。そういうことは適當でないなといふうに私は思つておるわけでもございまして、それは監査の問題になつてくるんじやないかな、こう考へるわけでござります。いま申し上げましたように、無償供与の中で特段に政治資金の問題だけを商法で取り上げて、それを細かく記載することを求めるということは適當でない、それは政治資金規正法の問題ではなろうか、こう私は思ひます。

○林(百)委員 政治資金規正法は規正法、それら商法は商法で、ことに商法の改正で利益留保分のものを特定引当金には充てないようといふことで、その点では一步前進の点もあるわけなんですね。せつかくそういう点があつて、そして附属明細書それから業務報告書の中にも無償で供与されたものは書きなさいとあるんだから、私は何も政治献金だけ特別取り上げて書けとは言つてしませぬ。せつかくそういう点があつて、そして附

○中島(一)政府委員 まず、私からお答えさせていただきますけれども、確かにおっしゃいますように、附属明細書あるいは營業報告書の記載方法としてこういうものはいかがかというのを試験の注記といたしまして発表したということがございます。しかしそれに対しても、いろいろと無償供与の総額を書かせるということについてはいふことになつたんじゃないかな、こう私は思ひます。政治献金の問題になつてまいりますと、政治資金規正法がござりますので、詳細なことは政治資金規正法に譲るべきであつて、商法の問題じやかしながら、政治資金規正法に反して支出をしてしまうことは適當でないなといふうに私は思つておるわけでもございまして、主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかというような意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせる

よ。私は、何も政治献金だけ取り上げるとあなたには大分御不満なようですが、確かにおっしゃいますように、附属明細書あるいは營業報告書の記載方法としてこういうものはいかがかというのを試験の注記といたしまして発表したということがございます。しかしそれに対しても、いろいろと無償供与の総額を書かせるということについてはいふことになつたんじゃないかな、こう私は思ひます。政治献金の問題になつてまいりますと、政治資金規正法がござりますので、詳細なことは政治資金規正法に譲るべきであつて、商法の問題じやかしながら、政治資金規正法に反して支出をしてしまうことは適當でないなといふうに私は思つておるわけでもございまして、主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせるということはいかがかという意見があつたわけであります。主として経団連からの意見がかかるとか、あるいは明細書に何でもかんでも書かせる

○中島(一)政府委員 まず、私からお答えさせていただきますけれども、確かにおっしゃいますように、附属明細書あるいは營業報告書の記載方法としてこういうものはいかがかというのを試験の注記といたしまして発表したということがございます。しかしそれに対しても、いろいろと無

うなこと……。

○奥野国務大臣 先ほど申し上げましたように、法制審議会の結論を尊重したいと思つております。

○林(百)委員 では、もし結論でそれはそういう——その最高裁の判例は「相当程度の寄附をする」「相当程度」というようなことで、しかも一審ではそういうことをしてはいけないということも書いてあるわけですから、もし審議会で、これは仮定ですから、そういう結論が出たとすれば、あなたはその結論は法務大臣として尊重なさるでしょうね。その点聞いておきましょう。

○奥野国務大臣 法制審議会に十分御議論をいただきたい、こう思つております。その結論は尊重してまいりたいと思っております。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いているわけにはいきませんから。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いています。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いています。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いています。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いています。

○林(百)委員 では、結構です。この点ばかり聞いています。

○中島(一)政府委員 鈴木先生が果たしてどうい

う問題を意識してそういうふうにお書きになつたか、ということを私承知いたしておりますが、現在のも、この問題に関しましては、判決前からあるい

う問題を意識してそういうふうにお書きになつたか、ということを私承知いたしておりますが、現在のも、この問題に関しましては、判決前からあるい

は判決後におきました、意見の表明という形、判

例解説、判例批評という形で數十の論文、判例批評が出ていたことを承知いたしております。必ずしも最高裁判所の判決を全面的に支持するという意見ばかりではなかったということは承知いたしております。

○林(百)委員 次に、インサイダー・トレーディングの問題ですね。これはなぜお聞きするかといふと、稲葉さんが「ジュリスト」の六八六に、「計算書類等の不実記載についても、過失責任としながら立証責任を転換することとしたものであ

る。このほか、取締役が第三者に対して責任を負すべき場合は、いわゆるインサイダー・トレーディングをしたときが考えられるが、取締役にどのような責任を負わせるかについては、技術的に困難な問題が

一般的に困難な問題があるので今後の検討事項とされただ。これはあなたと元木さんが書いておられましたね。それは記憶ありますね。

○元木説明員 私が書きました。

○林(百)委員 それで私の質問は、インサイダー・トレーディングというのは一体どういうことなのかということからまず聞きました。

○元木説明員 インサイダー・トレーディングと一般的に言われておりますのは、取締役が多いと思

いますけれども、会社の内情に詳しい者が外部に知られていない情報を見急につかまして、株式の不公正な取引をやることでございます。

○林(百)委員 それが、たとえばここへ新幹線が通つて駅ができるから、その不動産を取り扱つておる会社が、あそこの土地を買えばもうかるんじやないかというようなことを自分の親戚だと何かに何かの拍子に言つた、これもインサイダー・トレーディングに入るのですか。だから、その範

囲をここまでにするかということをあなたに聞いているわけなんですよ。

○元木説明員 一般にインサイダー・トレーディングと言われておりますのは株式取引に関する

いま先生の御指摘の例でございましたならば、会社が土地を持っている、そしてそこに新幹線が通るので非常に高価にその土地が売れる、ところが

まだその情報は一般に知れ渡っていないという場合でござりますと、その情報が知れ渡っていない

ことを利用いたしまして事前にその株式を買っておく、そういうしまして有利に土地が売れるといふ情報を外部に流しますと株価が上がりますので、それで売つて逃げるというようなことをやる

ということです。

○林(百)委員 だから、そういう場合に取締役の義務を負わせるかについては、技術的に困難な問題があつた。このはあなたと元木さんが書いておられた。このはどういうことを意味しているのですか。

○元木説明員 いわゆる内部者取引につきましては、内部者取引が有効にできるという会社でござりますけれども、これは原則として上場会社であらうと思われます。そういたしますと、上場会社の場合は株式取引の仕組みと申しますのは、取引所におきましてはその会員、いわゆる証券会社でございますけれども、証券会社に必ず取引ができる

ことです。先ほどあなたもそうおっしゃったか

ら、そう聞いておいていいですね。

○元木説明員 この点につきましては、確かに先

生御指摘のとおり、道義的に思わしくないといふことはあるわけでございます。現在そういうふうな問題に対処する立法といたしましては、証券取引法の五十条があるわけでございまして、先ほど

も申しましたように、こういう問題というのは上場株式について原則として起るものではないか

という問題がございます。そういたしますと、一

体商法で規定すべきものかどうかということもまた問題になつてしまりますので、その点についてもささらに検討していただきたいということでございま

します。

したがいまして、もし売った者が不當に安く売つたということで損害賠償請求をしようとしたとしても、だれがその損害賠償請求権者になり得るかというような問題がございます。逆に、買つた場合も同じでございます。したがいまして、い

まのところでは、そういうことでうまく内部者取引を制限する方法がないのではないかということを認めていかない、今回の立法にはちょっと

でございまして、さらにこういう点の技術的なものを詰めていかないと、今回の立法にはちょっと間に合わないということで見送ったわけでございま

ます。

○林(百)委員 そうすると、インサイダー・トレーディングが株のスペキュレーションだけだと別にあなた方ここに書いてありませんけれども、まあ仮にそろとすれば、証券取引法もある

も、まあ仮にそろとすれば、証券取引法もある

で、このような場合に「取締役にどのような責任を負わせるかについては、技術的に困難な問題があつた。このはあなたと元木さんが書いておられた」というのはどういうことを意味しているのですか。

○元木説明員 いわゆる内部者取引につきましては、商法で一定の取り締まりをする方法を将来検討しなければならないと思うのですね。ただ、あなたの方もこれは「技術的に困難な問題があるので今後の検討事項とされた。」との「技術的に困難な問題がある」ので、この検討事項とされただ。このはどういうことを意味しているのですか。

○元木説明員 いわゆる内部者取引につきましては、内部者取引が有効にできるという会社でござりますけれども、これは原則として上場会社であらうと思われます。そういたしますと、上場会社の場合は株式取引の仕組みと申しますのは、取引所におきましてはその会員、いわゆる証券会社でございますけれども、証券会社に必ず取引ができる

ことです。先ほどあなたもそうおっしゃったか

ら、そう聞いておいていいですね。

○元木説明員 この点につきましては、確かに先

生御指摘のとおり、道義的に思わしくないといふ

ことはあるわけでございます。現在そういうふうな問題に対処する立法といたしましては、証券取

引法の五十条があるわけでございまして、先ほど

も申しましたように、こういう問題というのは上場株式について原則として起るものではないか

という問題がございます。そういたしますと、一

す。

○林(百)委員 商法でもできるなら、そういう点について、非常に技術的に困難な点があるのはあなたの方のおっしゃるところだと思いますので、やはり将来検討事項の一つとぜひしていただきたいと思います。

それで、国税庁の方をなるべく早くお届しした方からいただいた資料で、昭和五十六年三月の「法人企業の実態」という中に、昭和五十四年度で、利益計上法人の益金処分の総額は二十兆三千九百六億円で、その内訳は、社内留保が七兆五千二百七十一億円、法人税が六兆四千八百五十七億円、その他の社外流出が三兆五千六百十七億円、支払配当が二兆二千八十八億円と一番——あと役員賞与が五千八百八十二億円あります、今まで言つたうちでは一番少ない額ですが、これはこのとおりと聞いておいていいでしょうね。

○西内説明員 お答えいたします。

先生のお読みになられました計算の中、支払配当は二兆二千二百八十億円でございます。そのほかはそのとおりでございます。

○林(百)委員 あなたがこの担当の方がどうか、ちょっとわからないのですが、社内留保が七兆五千二百七十一億円もあって、配当が二兆二千二百八十億円というのは、社内留保は今までの蓄積がずっとあるからこうなった、それで配当が二兆二千二百八十億円、社内留保分の約三分の一ぐらいいですね、これはそういう意味にとつておいでいるのでしょうか。

○西内説明員 お答えします。

これは蓄積と申しますよりか、社外流出いたしましたものとしての残済として出でるものでございます。○林(百)委員 差し引きの残りとして五十四年度分に社内留保が七兆五千二百七十一億円あつた、こう聞いておいていいですか。

○西内説明員 そうでございます。

○林(百)委員 それでは続いてお聞きますが、その他の社外流出三兆五千六百十七億円、これは支払配当が二兆二千二百八十億円ですが、その他私、質問をいたしますが、これはきょうおたくの方からいただいた資料で、昭和五十六年三月の「法人企業の実態」という中に、昭和五十四年度で、利益計上法人の益金処分の総額は二十兆三千九百六億円で、その内訳は、社内留保が七兆五千二百七十一億円、法人税が六兆四千八百五十七億円、このほかの地方税といふことなんですか。

○林(百)委員 税金は別にここに書いてありませんね。法人税六兆四千八百五十七億円、このほか六十一億円ありますが、これもこの中に入っているということですか。

○西内説明員 税の項目は法人税だけ掲げてございまして、それでその他の方には地方税の分が入つておるわけでございます。その他の社外流出の方に地方税は入つております。法人税は国税でございますから、それで別立てになつておるわけでございます。

それから、交際費の御質問がございましたが、交際費の中で損金不算入の分がございます。税法上損金に見ない分がございますが、これも社外流出はしておるわけでございますので、その他の社外流出の中に含まれております。

○林(百)委員 それでは交際費の点を聞きますが、交際費の支出額が五十四年度二兆九千六十一億円、配当はこれより少ないです。配当が二兆二千二百八十億円なのに、交際費は二兆九千六十一億円、交際費の方が配当金よりは七千億近く多い、こういう実情なんでしょうか。

○西内説明員 先生御指摘のとおりでございます。

これは蓄積と申しますよりか、社外流出いたしましたものとしての残済として出でるものでございます。○林(百)委員 差し引きの残りとして五十四年度分に社内留保が七兆五千二百七十一億円あつた、こう聞いておいていいですか。

だけは配当金といふか利益留保分として——この点については二分の一だけは配当の方に回さなければなりません。

ればいかぬ、会社の資本に組み入れなければならぬ、そして配当の対象にするということです。うね。二分の一だけは組み入れることができる。

○西内説明員 これは地方税とかあるいは交際費の損金不算入分とか、そういうものが入つております。○林(百)委員 税金は別にここに書いてありますね。法人税六兆四千八百五十七億円、このほか六十一億円ありますが、これもこの中に入つているということですか。

○西内説明員 税の項目は法人税だけ掲げてございまして、それでその他の方には地方税の分が入つておるわけでございます。その他の社外流出の方に地方税は入つております。法人税は国税でございますから、それで別立てになつておるわけでございます。

それから、交際費の御質問がございましたが、交際費の中で損金不算入の分がございます。税法上損金に見ない分がございますが、これも社外流出はしておるわけでございますので、その他の社外流出の中に含まれております。

○林(百)委員 それでは交際費の点を聞きますが、交際費の支出額が五十四年度二兆九千六十一億円、配当はこれより少ないです。配当が二兆二千二百八十億円なのに、交際費は二兆九千六十一億円、交際費の方が配当金よりは七千億近く多い、こういう実情なんでしょうか。

○西内説明員 お答えします。

これは蓄積と申しますよりか、社外流出いたしましたものとしての残済として出でるものでございます。○林(百)委員 差し引きの残りとして五十四年度分に社内留保が七兆五千二百七十一億円あつた、こう聞いておいていいですか。

たということでございます。

○林(百)委員 四分の三がどうして二分の一になつたのですか。財界の方がこういうことを強く要望していたんじゃないですか。

○西内説明員 財界の方はむしろ現行法のとおりにしてほしいという要望が非常に強かつた……（林(百)委員 「全額」ということですか」と呼ぶ）現状のとおりでございますから、プレミアムは一切資本の中へは入れないということでございます。

○西内説明員 これは債権者の最後の引き当てになるべきものでございまして、これは配当には回すことはできませんが、ただ、株式の払い込み金額、つまり株式の発行価額というものは常に全額社内に留保されるべきものでございまして、何らかの配当をふやすという効果があるというこ

とになるかもしませんが、ただ、株式の払い込み金額、つまり株式の発行価額というものは常に全額社内に留保されるべきものでございまして、これはおられます。しかし、株主からそれだけの資金を調達しておるわけでございますから、利益が出たらそれに応じておられますから、利息が出ておらず、こういうことになるわけでございます。

○林(百)委員 これは試案では、二分の一が幾らになつておられたのですか。

これは蓄積と申しますよりか、社外流出いたしましたものとしての残済として出でるものでございます。○林(百)委員 差し引きの残りとして五十四年度分に社内留保が七兆五千二百七十一億円あつた、こう聞いておいていいですか。

たということでございます。

○林(百)委員 四分の三がどうして二分の一になつたのですか。財界の方がこういうことを強く要望していたんじゃないですか。

○西内説明員 財界の方はむしろ現行法のとおりにしてほしいという要望が非常に強かつた……（林(百)委員 「全額」ということですか」と呼ぶ）現状のとおりでございますから、プレミアムは一切資本の中へは入れないということでございます。

○西内説明員 これは債権者の最後の引き当てになるべきものでございまして、これは配当には回すことはできませんが、ただ、株式の払い込み金額、つまり株式の発行価額というものは常に全額社内に留保されるべきものでございまして、何らかの配当をふやすという効果があるというこ

とになるかもしませんが、ただ、株式の払い込み金額、つまり株式の発行価額というものは常に全額社内に留保されるべきものでございまして、これはおられます。しかし、株主からそれだけの資金を調達しておるわけでございますから、利息が出ておらず、こういうことになるわけでございます。

○林(百)委員 これは試案では、二分の一が幾らになつておられたのですか。

これは蓄積と申しますよりか、社外流出いたしましたものとしての残済として出でるものでございます。○林(百)委員 差し引きの残りとして五十四年度分に社内留保が七兆五千二百七十一億円あつた、こう聞いておいていいですか。

企業によっていろいろ違うと思いますので、大数的で二兆という金額が多いのか少ないのかなどはお答えできるような資格はないわけですが、企業の実態に即して、不必要なものは出すべきではないということは御指摘のとおりだと思います。

○林(百)委員 試案の方では四分の三を超える部分は資本に組み入れなくてもよろしい、それが二分の一に話し合いでなったというなら、ここところをそのように妥協するならむしろ交際費の方を抑えることをもつと厳格にすべきではないか、こういうように思うわけなんですが、この点について、配当が二兆二千億なのに交際費が二兆九千億円だ、こういう日本の国の企業のあり方に言つては、奥野さんどう思いますか。いま稻葉さんの答弁によると、このくらいの金も日本の企業に対する取締役の善管義務からいっても、また企業の社会的責任からいっても、これはやはり考えなければいけないと思うが、大臣、どうでしょうか。

○奥野国務大臣 個人の出費に属するものを企業の交際費で賄うというような風潮は、できる限り避けていかなければならないと思います。

同時に、配当金と交際費との比較をとつておられましたけれども、日本の企業の場合には借入資本によって営業活動をしている部分が非常に多いわけでございますから、使用総資本という形でそれについて支払われる配当金とかあるいは支払い利息とかいうようなものを合計いたしまして、それと交際費とを比較してみた場合には、また違つた考え方が出るのじゃないか、こう思います。いずれにいたしましても、事業活動に必要な交際費であります限り、交際費が多いから不相当だということには私はならないと思うのですが、それでも個人の出費にまつべきものが企業の交際費の形で払われてみたり、あるいは事業活動に不

必要なものを交際費で支出したりするようなことがあれば、これは私は慎まなければならない、こ

う思います。ただいま申し上げましたような日本

の企業の実態には特別なものがあるということだけは理解しておきたいな、こう思います。

○林(百)委員 特別な事情があるにしても、余りにこれでは、社会的な常識からして、配当が二兆二千億だのに交際費が二兆九千億だということは、いま二分の一、四分の三論が出来ましたけれども、それまでして配当の方へ何とか利益を回す、そういう努力をしているのに、これが野方図になんに許されているということになりますと、これは株主の利益のために企業が運営されないといふことになりますから、この点については十分考

えが必要があると思います。

そこで、今度の株式会社法の改正で、局長、どういう手だてが講ぜられたか、講ぜられた手立てをここでひとつ説明してください。

○中島(一)政府委員 この交際費のためだけの手当で、今度の株式会社法の改正で、局長、どういう手だてが講ぜられたか、講ぜられた手立てをここでひとつ説明してください。

特に会計監査人につきましては、あらゆる帳票書類、証拠書類などを見まして出費、支出を点検するわけであります。その結果を監査役にも報告をするということです。監査役も業務の実態あるいは会計の実態というものを監査するわけでありますし、自分の会社にとってこれは正當な交際費であるあるいは会社の規模に比して不必要な交際費であるかということの判断は、まず自動的な監視、監査によってチェックをしてもらうといふことであるならば、監査役が事前に取締役に注意を与えて意見を述べて、それに従つて取締役がそ

ういう違法行為はやめるという形で行われるの

事件が明るみに出るというようなことは、そこま

でない以前に取締役としてはこれは改めるのが

私の質問を終ります。

○奥野国務大臣 会社の交際費の問題につきましては、税法上損金に算入できる範囲をどんどん制約してきていることは御承知のとおりでございま

す。そういうような立法措置を講じてまいりますので、できる限り少ない交際費で事業

山崎製パンという事件は、これは一種の会社の内

活動を完全にやつていけるような体制をとつて、こととは大事なことであると思っております。

○林(吉)委員長 終わります。

○高島委員長 次回は、来る十二日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他の関係法律の整備に関する法律

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他の関係法律の整備に関する法律

第一条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

出入国管理及び難民認定法

目次中「第十八条」を「第十八條の二」と、「第二十二条」を「第二十二条の三」と、「第七章」を「本人の出国及び帰国(第六十条・第六十一条)」を「第七章 日本人の出国及び帰国(第六十条・第七章の二 難民の認定等(第六十一条の二)」を「第六十一条」に、「第六十二条の二」を「第六十二条の二の八」に、「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改める。

第一条中「この政令」を「出入国管理及び難民認定法」に、「について規定する」を「図るとともに、難民の認定手続を整備する」に改める。

認定法及びこれに基づく命令」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 難民 難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という)第一条の規定又は難民の地位に関する認定書第一条の規定による難民条約の適用を受ける難民をいう。

第二条第五号中「これ」を「難民旅行証明書その制限その他必要と認める条件を付し、か

の他当該旅券に改め、同条第十号中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二条の二 難民調査官 難民の認定に関する事実の調査を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。

第二条第十三号中「第六十二条の三」を「第六十二条の三の二」に改める。

第四条第一項中「この政令中」を「第三章」に改める。

第二条第十三号中「第六十二条の三」を「第六十二条の三の二」に改める。

第四条第一項中「この政令中」を「第三章」に改める。

する。

第六条第一項中「外国人の旅券又は」を「外国人の旅券」に改め、「者の旅券」の下に「又は第六十二条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書」を加える。

第九条第三項中「但し」を「ただし」に改め、「再入国の許可を受けた者の下に「又は第六十二条の二の六第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して」を加える。

第三章第四節中第十八条の次に次の一条を加える。

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗つて

いる外国人から申請があつた場合において、

次の各号に該当すると思料するときは、一時

庇護のための上陸を許可することができる。

一 その者が難民条約第一条A(2)に規定する

理由その他これに準ずる理由により、その

生命、身体又は身体の自由を害されるおそ

れのあつた領域から逃れて、本邦に入つた

者であること。

二 その者を一時的に上陸させることができること。

三 は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

2 前項の許可を与える場合には、入国審査官

は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しな

ければならない。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査

官は、法務省令で定めるところにより、当該

外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲

の制限その他必要と認める条件を付し、か

つ、必要があると認めるときは、指紋を押なしがせることができます。

第十九条第三項中「前条」を「第十八条」に改め、「この政令の適用については」を削る。

第四章第一節中第二十二条の二の次に次の二号を加える。

第二十二条の三 前条第二項から第四項までの在留資格をもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本国籍を離脱した日又は出生その他の当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「緊急上陸許可書若しくは」を「緊急上陸許可書」に改め、「による上陸許可書」の下に「若しくは一時庇護許可書」を加える。

第二十四条第三号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条第四号ト、チ及びリ中「この政令施行後」を「昭和二十六年十一月一日以後」に改め、同条第六号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加える。

第二十八条の見出し中「取調べ」を「取調べ」に改め、同条第一項中「取調べ」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に、「この政令中」を「この章及び第八章」に改める。

第五十一条中「この政令に基き」を「第四十七

条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九

条第五項の規定により、又は第六十三条第一項

の規定に基づく退去強制の手続において」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三条に次の二号を加える。

二 難民の認定を受けた後に、難民条約第一

3 法務大臣が日本国の利益又は公害を著しく害すると認める場合を除き、前二項の国には難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国を含まないものとする。

第五十六条中「この政令に規定する」を削る。

第六十二条の三第五項中「基く」を「基づく」に改め、「別に政令」に改め、同条を第六十二条の三とし、第六十二条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の二号を加える。

第二十二条の三 前条第二項から第四項までの在留資格をもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本国籍を離脱した日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「緊急上陸許可書若しくは」を「緊急上陸許可書」に改め、「による上陸の許可書」の下に「若しくは一時庇護許可書」を加える。

第二十四条第三号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条第四号ト、チ及びリ中「この政令施行後」を「昭和二十六年十一月一日以後」に改め、同条第六号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加える。

第二十八条の見出し中「取調べ」を「取調べ」に改め、同条第一項中「取調べ」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に、「この政令中」を「この章及び第八章」に改める。

第五十一条中「この政令に基き」を「第四十七

条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九

条第五項の規定により、又は第六十三条第一項

の規定に基づく退去強制の手続において」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三条に次の二号を加える。

二 難民の認定を受けた後に、難民条約第一

2 法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書又は難民旅行証明書の交付を受けていた外国人は、速やかに法務大臣にこれらの証明書を返納しなければならない。

(事実の調査)

第六十一条の二の三 法務大臣は、第六十一条の二第一項の規定により提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合その他難民の認定又はその取消しに関する場合は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(異議の申出)

第六十一条の二の四 次に掲げる处分に不服がある外国人は、それぞれその通知を受けた日から七日以内に、法務省令で定める手続により、不服の理由を記載した書面を提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

1 難民の認定をしない処分

2 第六十一条の二の二第一項の規定による難民に関する永住許可の特則

条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つた場合を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書又は難民旅行証明書の交付を受けていた外国人は、速やかに法務大臣にこれらの証明書を返納しなければならない。

第六十一条の二の六 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。

2 前項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

3 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条の規定による再入国の許可を要しない。

4 前項の場合において、法務大臣が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国するとのできる期限を定めることができる。

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六ヶ月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

6 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国籍事務官等に委任するものとする。

7 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省

第六十一条の二の五 難民の認定を受けている者から第二十二条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許可することができる。

(難民旅行証明書)

第六十一条の二の六 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。

2 前項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

3 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条の規定による再入国の許可を要しない。

4 前項の場合において、法務大臣が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国するとのできる期限を定めることができる。

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六ヶ月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

6 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国籍事務官等に委任するものとする。

7 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省

令で定めるところにより、その者に対する所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

8 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、法務大臣は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納)

第六十一条の二の七 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第一項の規定を受けているものが、第四十七条第一項に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに法務大臣にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

(難民に關する法務大臣の裁決の特例)

第六十一条の二の八 法務大臣は、第四十九条第五項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに法務大臣にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

第六十一条の二の九 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者

第七十条の二 前条第一号、第二号、第三号、第五号又は第七号の罪を犯した者については、次の各号に該当することの證明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの證明をされた場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が侵害されるおそれのあるあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

四 第六十二条に次の三号を加える。

三一 時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの

四 第六十二条に次の三号を加える。

三一 時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第三項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の六第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者に規定する難民旅行証明書の交付を受ける、又は同条第六項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第二号に定める額を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十九条中「この政令」を「第二章からこの章までの規定」に改める。

第七十条第三号及び第七号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条に次の二号を加える。

九 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者

第六十一条の二の八 法務大臣は、第四十九条第五項の規定により、又は第六十三条第一項の規定を受けているものが、第四十七条第一項に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに法務大臣にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

(難民に關する法務大臣の裁決の特例)

第六十一条の二の九 假りその他不正の手段により難民の認定を受けた者

第七十条の二 前条第一号、第二号、第三号、第五号又は第七号の罪を犯した者については、次の各号に該当することの證明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの證明をされた場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が侵害されるおそれのあるあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

四 第六十二条に次の三号を加える。

三一 時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第三項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

五 第六十一条の二の二第三項又は第六十一
条の二の七の規定に違反して難民認定証明書又は難民旅行証明書を返納しなかつた者

(国民年金法の一部改正)
第二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本国民」を「者」に改める。
第八条中「日本国民となつた日」を削る。
第九条中「第四号」を「第三号」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五十六条第一項ただし書を削る。

第五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項後段」を前項後段に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第五十九条を次のように改める。

第五十六条 削除

第五十七条第一項ただし書を削る。
第六十一条第一項ただし書を削る。
第六十四条を次のように改める。

第五十九条 制除

第五十八条の三第一項ただし書を削る。

第六十四条の四中「から第六十四条の二まで」を、「第六十三条及び第六十四条の二」に改める。

第六十五条 制除

第六十四条の三第一項ただし書を削り、同条第六項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改め、同条第六項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十六条 制除

第六十六条の四中「から第六十四条の二まで」を、「第六十三条及び第六十四条の二」に改める。

第六十七条 制除

第六十七条の三第一項ただし書を削り、同条第六項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十八条 制除

第六十八条の三第一項ただし書を削り、同条第六項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十九条 制除

第六十九条の三第一項中「第五十六条第一項本文」を「第五十六条第一項」に改める。

第七十条 制除

第七十条の三第一項中「第六十四条の三第一項本文」を「第六十四条の三第一項」に改める。

附則 第六条 第二項中「第九条第四号」を「第九条第三号」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正)

第三条第四項中「次の名号のいずれかに該当する」を「日本国内に住所を有しない」に改め、各号を削る。

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(児童手当法の一部改正)

第五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本国民であり、かつ、」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第五十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改め、各号を削る。

(施行期日)

1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する認定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の際に本邦にいる外国人(この法律の施行後に、難民となる事由が生じたことを知った者を除く。)に係るこの法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次項において「入管法」という。)に改め、「再入国したとき」の下に「及び入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したとき」を加える。

(第三条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国したとき」の下に「及び入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したとき」を加える。)

第四条第一項第十号、第十四号及び第十五号中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

第五条 第二項中「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」に改め、「出入国管理令」を「入管法」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

第六条 第一項中「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」に改め、「出入国管理及び難民認定法」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日から二十日以内に」とする。

施行日においてこの法律による改正後の国民年金法第七条の規定に該当している者(日本国民である者を除く。)についてこの法律による改正後の同法第八条の規定の適用については、同条中「二十歳に達した日又は日本国内に住所を有するに至つた日」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日」を有するに至つた日とする。

同条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正)

5 この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であつて、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお從前の例による。

(外国人登録法の一部改正)

6 外国人登録法(昭和二十七年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」に改める。

(第三条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国したとき」の下に「及び入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したとき」を加える。)

第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

8 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第一百四十六号)の一部を次のように改正する。

9 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第一百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「(出入国管理令)を(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。」を削る。

第六条第一項中「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」に改め、「出入国管理及び難民認定法」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。

(第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国した際」に改める。)

による難民旅行証明書の交付を受けて出国する場合」を加える。

第十三条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、「出入国管理令」を「入管法」に、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「出入国管理及び難民認定法」に「呈示」を「提示」に改める。

同条第二項中「呈示」を「提示」に改め、「出入国管理及び難民認定法」に「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第二項中「呈示」を「提示」に改め、「出入国管理及び難民認定法」に「呈示」を「提示」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

10 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「(出入国の管理及び難民の認定並びに)」を加える。

第十一條の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 難民の認定に関する事項

第十三条の十第一項中「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」に改める。

第十三条の十一第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

理由

難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の実施に伴い、出入国管理令に難民認定手続を新たに規定し、永住許可の要件を難民につき一部緩和する等の改正を加えるほか、国民年金法等における被保険者資格及び受給資格等の国籍要件を撤廃する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年五月二十日印刷

昭和五十六年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D